調査表４－１

市区町村別集計項目（推進体制等）

北海道	
市区町村数	179

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画（2025年4月1日現在で有効なもの）						
								問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有						問4－1 無
			担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間			問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
						23	34	20				134						
1	100	札幌市	札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課	1	1	1	1	札幌市男女共同参画推進条例	2002年10月7日	2003年1月1日		第5次男女共同参画さっぽろプラン	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
1	202	函館市	市民部市民・男女共同参画課	1	2	1	1	函館市男女共同参画推進条例	2005年3月25日	2005年4月1日		第3次函館市男女共同参画基本計画 はこだて輝きプラン	2018年4月	～	2028年3月	1	1	
1	203	小樽市	生活環境部男女共同参画課	1	1	1	1				3	第3次小樽市男女共同参画基本計画	2023年4月	～	2033年3月	1	1	
1	204	旭川市	女性活躍推進課	1	1	1	1	旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例	2003年3月27日	2003年4月1日		第2次あさひかわ男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2031年3月	1	1	
1	205	室蘭市	地域生活課	1	2	1	1				4	第3次室蘭市男女平等参画基本計画	2024年4月	～	2034年3月	1	1	
1	206	釧路市	市民協働推進課	1	2	2	1	釧路市男女平等参画推進条例	2010年12月15日	2011年4月1日		くしろ男女平等参画プラン（中間改定）	2024年4月	～	2027年3月	1	1	
1	207	帯広市	市民活動課	1	2	1	1				4	第3次おびひろ男女共同参画プラン	2020年4月1日	～	2030年3月31日	1	1	
1	208	北見市	ダイバーシティ推進室　人権共生課	1	2	1	1	北見市男女共同参画を推進するための条例	2006年7月4日	2006年7月4日		第2次北見市男女共同参画基本計画	2018年4月	～	2028年3月	1	1	
1	209	夕張市	総務企画課	1	2	2	2				4							1
1	210	岩見沢市	市民連携室	1	2	2	2				4	第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1	
1	211	網走市	企画調整課　企画係	1	2	1	1				4	第3次網走市男女共同参画プラン	2022	～	2031	1	1	
1	212	留萌市	政策調整課	1	2	1	2				4	第2次留萌市男女共同参画基本計画	2023年4月	～	2032年3月	1	1	
1	213	苫小牧市	総合政策部協働・男女平等参画室	1	1	1	1	苫小牧市男女平等参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日		苫小牧市男女平等参画基本計画 （第3次改定版）	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
1	214	稚内市	稚内市企画総務部企画政策課	1	2	2	1	稚内市男女共同参画推進条例	2008年3月21日	2008年4月1日		第4次稚内市男女共同参画行動計画	2024年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
1	215	美唄市	広報情報推進課まちのPR係	1	2	2	2	美唄市男女共同参画条例	2009年12月18日	2010年4月1日		美唄市男女共同参画計画（第3次）	2018年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
1	216	芦別市	生涯学習課	2	2	2	2				4	第2次芦別市男女共同参画推進計画	2020年4月	～	2030年3月	1	1	
1	217	江別市	生活環境部市民生活課	1	2	1	1	江別市男女共同参画を推進するための条例	2009年3月30日	2009年4月1日		第3次江別市男女共同参画基本計画	2024年4月	～	2033年3月	1	1	
1	218	赤平市	社会教育課　社会教育係	2	2	2	2				4	第6次赤平市総合計画 赤平市後期実施計画	2025年4月1日	～	2030年3月31日	1	2	
1	219	紋別市	市民協働課	1	2	2	2				4	第3次紋別市男女共同参画プラン	2025年4月	～	2034年3月	1	1	
1	220	士別市	企画課	1	2	2	1	士別市男女共同参画推進条例	2011年4月1日	2011年4月1日		第3期士別市男女共同参画行動計画	2018年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
1	221	名寄市	環境生活課	1	2	1	1	名寄市男女共同参画推進条例	2015年12月1日	2016年4月1日		第3次名寄市男女共同参画推進計画	2023年4月	～	2027年3月	1	1	
1	222	三笠市	社会教育課	2	2	2	2				4	三笠市総合計画	2022年4月	～	2029年3月	1	2	
1	223	根室市	市民生活部生活環境課	1	2	2	1				4	第3次根室市男女共同参画基本計画	2025年04月01日	～	2035年03月31日	1	1	
1	224	千歳市	市民生活課	1	2	1	1				4	第3次ちとせ男女共同参画推進プラン	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
1	225	滝川市	くらし支援課	1	2	2	2				4	滝川市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画（2025年4月1日現在で有効なもの）						
								問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有						問4－1 無
			担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間			問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
1	226	砂川市	社会教育課	2	2	2	2				4							2
1	227	歌志内市	総務課	1	2	2	2				4							1
1	228	深川市	まち未来推進課	1	2	1	1				4	第3次深川市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2033年3月31日	1	1	
1	229	富良野市	市民生活部コミュニティ推進課	1	2	2	1				4	第2次富良野市男女共同参画推進計画	2019	～	2028	1	1	
1	230	登別市	市民協働グループ	1	1	1	1				4	登別市男女共同参画基本計画（第3次）	2023年4月1日	～	2033年3月31日	1	1	
1	231	恵庭市	総務部 総務課	1	2	1	1	恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例	2003年7月2日	2003年7月2日		第2次恵庭市男女共同参画基本計画	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
1	233	伊達市	企画財政部企画課	1	2	1	1				4	第3次伊達市男女共同参画基本計画	2022年3月	～	2032年3月	1	1	
1	234	北広島市	市民環境部市民生活課	1	2	2	1				4	第3次きたひろしま男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1	
1	235	石狩市	石狩市広聴・市民生活課	1	2	1	1				4	第4次石狩市男女共同参画計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
1	236	北斗市	市民課	1	2	2	2	北斗市男女共同参画推進条例	2006年2月1日	2006年2月1日		第2次北斗市男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2026年3月	2	1	
1	303	当別町	環境生活課	1	2	2	2				4							1
1	304	新篠津村	教育委員会	2	2	1	2				4	新篠津村男女共同参画計画	2022.12.19	～	2027.3.31	1	1	
1	331	松前町	町民課	1	2	2	2				4							2
1	332	福島町	総務課	1	2	2	2				4	第6次福島町総合計画	2024年4月	～	2031年3月	2	2	
1	333	知内町	総務課	1	2	2	2				4							1
1	334	木古内町	町民課住民グループ	1	2	2	2				4							2
1	337	七飯町	政策推進課	1	2	2	1	七飯町男女平等参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日		第2次七飯町男女平等参画基本計画	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
1	343	鹿部町	民生課	1	2	2	2				4	第6次鹿部町総合計画	2023年4月	～	2032年3月	2	2	
1	345	森町	社会教育課	2	2	2	2				4	第2次森町総合開発振興計画	2018年4月	～	2027年3月	2	2	
1	346	八雲町	社会教育課	2	2	2	2				4	第3次八雲町男女共同参画プラン	2025年4月	～	2035年3月	2	1	
1	347	長万部町	保健福祉課	1	2	2	2				4	第4次長万部町まちづくり総合計画	2021年4月	～	2031年3月	1	2	
1	361	江差町	総務課	1	2	2	2				4	第2次江差町男女共同参画基本計画	2022	～	2026	1	1	
1	362	上ノ国町	住民課住民環境グループ	1	2	2	2				4							1
1	363	厚沢部町	住民税務課生活安全係	1	2	2	2				4							2
1	364	乙部町	総務課	1	2	2	2				4							1
1	367	奥尻町	住民課住民生活係	1	2	2	1				4	奥尻町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
1	370	今金町	まちづくり推進課企画政策グループ	1	2	2	2				4	第2次今金町男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2026年3月	2	1	
1	371	せたな町	総務課	1	2	2	2				4	せたな町男女共同参画基本計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
1	391	島牧村	総務課	1	2	2	2				4							2
1	392	寿都町	企画課	1	2	2	2				4							2
1	393	黒松内町	総務課	1	2	2	2				4							1
1	394	蘭越町	住民福祉課生活安全係	1	2	2	2				4							2
1	395	ニセコ町	企画環境課経営企画係	1	2	2	2				4	第6次ニセコ町総合計画	2024年4年	～	2035年3月	2	2	
1	396	真狩村	総務課	1	2	2	2				4	第6次真狩村総合計画	2021年4月1日	～	2030年3月31	2	2	
1	397	留寿都村	住民福祉課	1	2	2	2				4	第6次留寿都村総合計画	2021年3月	～	2030年2月	1	2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画（2025年4月1日現在で有効なもの）						
								問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有						問4－1 無
			担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間			問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
1	398	喜茂別町	まちづくり振興課	1	2	2	2				4	第7次 喜茂別町総合計画	2025年4月	～	2035年3月	2	2	
1	399	京極町	企画振興課	1	2	2	2				4	第6次京極町総合計画	2022年4月1日	～	2026年3月31日	2	2	
1	400	倶知安町	総務課	1	2	2	1	男女が平等に参画する倶知安のまちをつくる条例	2005年3月29日	2005年4月1日		男女が平等に参画する倶知安のまちをつくる推進プラン	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
1	401	共和町	総務課	1	2	2	2				4	第8次共和町総合計画	2019年4月1日	～	2029年3月31日	2	2	
1	402	岩内町	総務部 総務課 総務係	1	2	2	2				4	岩内町総合振興計画	2021年4月	～	2030年3月	2	2	
1	403	泊村	総務企画課	1	2	2	2				4							2
1	404	神恵内村	総務課	1	2	2	2				4							2
1	405	積丹町	総務課	1	2	2	2				4	第5次積丹町総合計画	2012年	～	2025年	2	2	
1	406	古平町	町民課生活環境係	1	2	2	2				4							2
1	407	仁木町	総務課	1	2	2	2				4	第6期仁木町総合計画	2021年4月	～	2030年3月	2	2	
1	408	余市町	総務部　総務課　総務係	1	2	2	1	余市町男女共同参画推進条例	2007年2月21日	2007年4月1日		余市町男女共同参画計画（改訂版）	2017年4月	～	2027年3月	1	1	
1	409	赤井川村	総務課	1	2	2	2				4	第四期赤井川村総合計画	2021年4月	～	2026年3月	2	2	
1	423	南幌町	まちづくり課	1	2	2	2				2	第6期南幌町総合計画後期基本計画	2022年4月	～	2026年3月	2	2	
1	424	奈井江町	企画財政課政策推進係	1	2	2	2				4	奈井江町第7期まちづくり計画	2025年4月1日	～	2035年3月31日	2	2	
1	425	上砂川町	上砂川町教育委員会	2	2	2	2				4	第8期上砂川町総合計画	2025年4月1日	～	2034月3月31日	2	2	
1	427	由仁町	総務課	1	2	2	2				2	第七次由仁町総合計画	2024年3月	～	2031年3月	1	2	
1	428	長沼町	総務財政課	1	2	2	2				4	第6期長沼町総合振興計画後期基本計画	2025年4月1日	～	2029年3月31日	2	2	
1	429	栗山町	総務課	1	2	2	2				4	第1期栗山町女性活躍・男女共同参画推進プラン	2024年4月1日	～	2031年3月31日	1	1	
1	430	月形町	企画振興課	1	2	2	2				4	月形町第5次総合振興計画	2025	～	2029	2	2	
1	431	浦臼町	総務課	1	2	2	2				4	浦臼町第5次総合振興計画	2025年4月	～	2035年3月	2	2	
1	432	新十津川町	住民課住民活動グループ	1	2	2	2				4	新十津川町第6次総合計画	2022年4月	～	2032年3月	2	2	
1	433	妹背牛町	総務課	1	2	2	2				4							1
1	434	秩父別町	総務課	1	2	2	2				4	第6次秩父別町総合計画＜第2次基本計画編＞	2021年4月	～	2026年3月	2	2	
1	436	雨竜町	総務課	1	2	2	2				4							1
1	437	北竜町	まち未来戦略課まちづくり・情報推進係	1	2	2	2				4	北竜町総合計画	2019年4月1日	～	2028年3月31日	2	2	
1	438	沼田町	総務財政課	1	2	2	2				4	沼田町第6次総合計画	2019	～	2026	2	2	
1	452	鷹栖町	まちづくり推進課	1	2	2	2				4							2
1	453	東神楽町	まちづくり推進課	1	2	2	2				4	第9次東神楽町総合計画	2025年4月1日	～	2037年3月31日	2	2	
1	454	当麻町	まちづくり推進課	1	2	2	2				4	第6次当麻町総合計画	2023年4月1日	～	2033年3月31日	2	2	
1	455	比布町	総務企画課総合政策室	1	2	2	2				4	第13次比布町まちづくり計画	2024年４月１日	～	2033年３月３１日	2	2	
1	456	愛別町	総務企画課	1	2	2	2				4	第１１次愛別町振興計画	2020年4月	～	2030年3月	2	2	
1	457	上川町	地域魅力創造課	1	2	2	2				4	第10次上川町総合計画後期実施計画	2018年4月	～	2029年4月	2	2	
1	458	東川町	企画総務課	1	2	2	2				4	東川新まちづくり計画	2024年4月1日	～	2028年3月31日	2	2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画（2025年4月1日現在で有効なもの）						
								問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有						問4－1 無
			担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間			問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
1	459	美瑛町	総務課	1	2	2	2				4							2
1	460	上富良野町	町民生活課	1	2	2	2				4	第6次上富良野町総合計画	2019年4月1日	～	2028年3月31日	1	2	
1	461	中富良野町	総務課	1	2	2	2				4	第6期まちづくり総合計画	2021年4月1日	～	2030年3月31日	2	2	
1	462	南富良野町	企画課	1	2	2	2				4	南富良野町第6次総合計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	2	2	
1	463	占冠村	総務課	1	1	2	2				4							2
1	464	和寒町	総務課	1	2	2	2				4							2
1	465	剣淵町	総務課	1	2	2	2				4	第6期剣淵町総合計画	2021年4月	～	2031年3月	2	2	
1	468	下川町	総務企画課　企画調整担当	1	2	2	2				4							2
1	469	美深町	美深町教育委員会社会教育係	2	2	2	2				4							2
1	470	音威子府村	総務財政室	1	2	2	2				4	第6期音威子府村総合計画	2023年4月	～	2032年3月	2	2	
1	471	中川町	総務課総務係	1	2	2	2				2	第8次中川町総合計画	2025年4月	～	2030年3月	2	2	
1	472	幌加内町	総務課	1	2	2	2				4	幌加内町第8次総合振興計画	2025年4月	～	2035年3月	2	2	
1	481	増毛町	企画財政課企画係	1	2	2	2				4	増毛町男女共同参画計画	2016年4月	～	2026年3月	1	1	
1	482	小平町	総務課	1	2	2	2				4	小平町男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
1	483	苫前町	住民生活課	1	2	2	2				4	第2次苫前町男女共同参画基本計画	2025年4月	～	2030年3月	1	1	
1	484	羽幌町	地域振興課	1	2	2	2				4							2
1	485	初山別村	総務課庶務係	1	2	2	2				4	第8期初山別村総合振興計画	2021年4月	～	2032年3月	2	2	
1	486	遠別町	教育委員会事務局社会教育係	2	2	2	2				4							1
1	487	天塩町	天塩町役場住民課戸籍住民係	1	2	2	2				4	天塩町総合振興計画	2019	～	2028	2	2	
1	511	猿払村	総務課	1	2	2	2				4	第7次猿払村総合計画	2016年4月	～	2026年3月	2	2	
1	512	浜頓別町	住民課	1	2	2	2				4	第6次浜頓別町まちづくり総合計画	2019年4月	～	2029年3月	2	2	
1	513	中頓別町	総務課総務グループ	1	2	2	2				4	第8期中頓別町総合計画	2022年4月	～	2032年3月	2	2	
1	514	枝幸町	総務課総務係	1	2	2	2				4	第2次　枝幸町まちづくり計画	2016	～	2025	2	2	
1	516	豊富町	総務課地域振興室	1	2	2	2				4							2
1	517	礼文町	総務課企画係	1	2	2	2				4							2
1	518	利尻町	総務課	1	2	2	2				4							2
1	519	利尻富士町	総務課	1	2	2	2				4	利尻富士町まちづくり創造総合計画	2018年4月	～	2028年3月	2	2	
1	520	幌延町	住民生活課	1	2	2	2				4	第6次幌延町総合計画	2020年4月1日	～	2030年3月31日	2	2	
1	543	美幌町	町民生活部町民活動課広報相談グループ	1	2	1	2				4	びほろ男女共同参画プラン（第4次）	2019年4月	～	2027年3月	1	1	
1	544	津別町	住民企画課	1	2	2	2				4							2
1	545	斜里町	総務部総務課総務係	1	2	2	2				4	第7次斜里町総合計画	2024年4月1日	～	令和16年3月31日	2	2	
1	546	清里町	総務課総務グループ	1	2	2	2				4							2
1	547	小清水町	総務課	1	2	2	2				4	第6次小清水町総合計画	2020年4月	～	2029年3月	2	2	
1	549	訓子府町	総務課	1	2	2	2				2	第6次訓子府町総合計画	2017年4月	～	2026年3月	1	2	
1	550	置戸町	企画財政課	1	2	2	2				4							1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画（2025年4月1日現在で有効なもの）						
								問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有						問4－1 無
			担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間			問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
1	552	佐呂間町	総務課	1	2	2	2				4							2
1	555	遠軽町	民生部住民生活課	1	2	2	2				4	第3次遠軽町総合計画	2025年4月1日	～	2035年3月31日	2	2	
1	559	湧別町	総務課総務グループ	1	2	2	2				4	第3期湧別町総合計画	2022年4月1日	～	2032年3月31日	2	2	
1	560	滝上町	まちづくり推進課	1	2	2	2				4							2
1	561	興部町	総務課	1	2	2	2				4							2
1	562	西興部村	企画総務課	1	2	2	2				4							2
1	563	雄武町	総務課	1	2	2	2				4	第6期雄武町総合計画	2019年4月	～	2028年3月	2	2	
1	564	大空町	まちづくり推進室　地域戦略グループ	1	2	2	2				4							2
1	571	豊浦町	総務課庶務係	1	1	2	2				2	第6次豊浦町総合計画（後期基本計画）	2023年4月	～	2028年3月	1	2	
1	575	壮瞥町	総務課	1	2	2	2				4							2
1	578	白老町	環境生活室	1	2	2	1				4	第6次白老町男女共同参画計画	2024年4月	～	2028年3月	1	1	
1	581	厚真町	総務課総務人事グループ	1	2	2	2				4	第4次厚真町総合計画改訂版	2016年4月	～	2026年3月	2	2	
1	584	洞爺湖町	教育委員会社会教育課	2	2	1	1				4	洞爺湖町男女共同参画計画	2022年4月	～	2027年3月	2	1	
1	585	安平町	安平町	1	2	2	2				3	第3次安平町男女共同参画基本計画	2024年	～	2034年	1	1	
1	586	むかわ町	総合政策課企画政策グループ	1	2	2	2				4	第2次むかわ町まちづくり計画	2021年4月1日	～	2030年3月31日	1	2	
1	601	日高町	日高町教育委員会社会教育課	2	2	2	2				4	第2次日高町総合振興計画	2018	～	2028	2	2	
1	602	平取町	まちづくり課	1	2	2	2				4	第6次平取町総合計画	2016年4月1日	～	2021年3月31日	1	2	
1	604	新冠町	総務課	1	2	2	2				4							2
1	607	浦河町	企画課	1	2	2	2				2	第7次浦河町総合計画　後期基本計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	2	2	
1	608	様似町	企画調整課	1	2	2	1	様似町男女共同参画条例	2000年12月18日	2000年12月18日		第3次様似町男女共同参画基本計画	2021年4月1日	～	2030年3月31日	2	1	
1	609	えりも町	企画課振興係	1	2	2	2				4							1
1	610	新ひだか町	企画課	1	2	2	2				4							2
1	631	音更町	企画財政部企画課企画調整係	1	2	2	2	音更町まちづくり基本条例	2006年6月16日	2006年10月1日		第2期おとふけ男女共同参画プラン	2025年4月1日	～	2034年3月31日	1	1	
1	632	士幌町	士幌町役場総務課	1	2	1	1	士幌町男女共同参画推進条例	2005年3月18日	2005年4月1日		第4期士幌町男女共同参画基本条例	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
1	633	上士幌町	総務課	1	2	2	2				4	第6期上士幌町総合計画	2022年4月1日	～	2031年3月31日	2	2	
1	634	鹿追町	企画課	1	2	2	2				4	第7期鹿追町総合計画	2020年4月	～	2028年3月	2	2	
1	635	新得町	町民課	1	2	2	2				4	第8期総合計画	2016	～	2025	1	2	
1	636	清水町	企画課	1	2	2	2				4	清水町男女共同参画基本計画	2024年4月	～	2031年3月	1	1	
1	637	芽室町	政策推進課政策調整係	1	2	2	1	芽室町男女共同参画推進条例	2004年3月3日	2004年4月1日		第3期芽室町男女共同参画基本計画	2019年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
1	638	中札内村	総務課企画財政グループ	1	2	2	1				4	第3次中札内村男女共同参画推進計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
1	639	更別村	総務課	1	2	2	2				4							1
1	641	大樹町	大樹町役場　総務課	1	2	2	2				4	男女共同参画社会の実現	2024	～	2033	2	2	
1	642	広尾町	企画課	1	2	2	2				4							2

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画（2025年4月1日現在で有効なもの）						
								問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有						問4－1 無
			担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間			問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
1	643	幕別町	住民生活部住民課	1	2	1	1				4	誰もが生きやすいまちを目指して～幕別町男女共同参画計画～	2025年	～	2034年	2	1	
1	644	池田町	企画財政課	1	2	2	2				4	池田町第5次総合計画	2021年4月	～	2030年3月	2	2	
1	645	豊頃町	総務課	1	2	2	2				4	第5次豊頃町まちづくり総合計画	2021年4月1日	～	2031年3月31日	2	2	
1	646	本別町	企画財政課　地域戦略担当	1	2	2	2				4	第7次本別町総合計画	2021年4月1日	～	2030年3月31日	1	2	
1	647	足寄町	まちづくり推進課地域振興室	1	2	2	2				4	足寄町第7次総合計画	2025年4月1日	～	2035年3月31日	2	2	
1	648	陸別町	総務課	1	2	2	2				4	第6期陸別町総合計画	2020年4月1日	～	2030年3月31日	2	2	
1	649	浦幌町	まちづくり政策課	1	2	2	2				4	浦幌町男女共同参画基本計画	2018年3月	～	2027年2月	1	1	
1	661	釧路町	総合政策課総合調整係	1	2	2	2				4	第6次釧路町総合計画	2022年4月	～	2032年3月	2	2	
1	662	厚岸町	厚岸町教育委員会生涯学習課	2	2	2	2				4	厚岸町第6期総合計画	2020年4月1日	～	2029年3月31日	2	2	
1	663	浜中町	総務課	1	2	2	2				4	第6期浜中町まちづくり総合計画	2020年4月	～	2030年3月	1	2	
1	664	標茶町	企画財政課	1	2	2	2				4	標茶町第5期総合計画	2021年4月1日	～	2031年3月31日	2	2	
1	665	弟子屈町	まちづくり政策課 政策調整係	1	2	2	2				4	弟子屈町男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2028年4月1日	1	1	
1	667	鶴居村	総務課	1	2	2	2				4	第5次鶴居村総合計画	2018年4月1日	～	2028年3月31日	2	2	
1	668	白糠町	企画総務部総務課総務係	1	2	2	2				4	第8次白糠町総合計画	2018年4月	～	2027年3月	2	2	
1	691	別海町	総合政策課	1	2	2	2				4	第7次別海町総合計画	2019年4月1日	～	2029年3月31日	2	2	
1	692	中標津町	政策推進課	1	2	2	2				4	第7期中標津町総合計画　前期基本計画	2021年4月	～	2026年3月	2	2	
1	693	標津町	企画政策課	1	2	2	2				4							1
1	694	羅臼町	企画財政課	1	2	2	2				4	第8期羅臼町総合計画	2024年4月	～	2031年3月	2	2	

＜選択肢回答＞

所属

1　首長部局

2　教育委員会

事務所掌

1　男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課

2　1ではない

庁内連絡会議

1　有

2　無

諮問機関

1　有

2　無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1　2025年度中（2026年3月末）までの制定を目途に検

2　2026年度以降の制定を目途に検討中

3　その他

4　検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

1　一体

2　一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）

1　単独計画として策定

2　総合計画の一部として策定

現在の状況

1　策定予定有

2　策定予定無

調査表4－2

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. 1

北海道

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体						
												施設管理			事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			7							1	6	1	6	0	2	5	0
1	100	札幌市	札幌市男女共同参画センター		060-0808	北海道札幌市北区北8条西3丁目　札幌エルプラザ内	011-728-1222	011-728-1229	https://www.danjyo.sl-plaza.jp/		○		○			○	
1	202	函館市	函館市女性センター		040-0042	北海道函館市東川町11番12号	0138-23-4188	0138-23-4189	https://www.hakodate-josen.com/		○		○			○	
1	203	小樽市															
1	204	旭川市	旭川市ときわ市民ホール		070-0035	旭川市5条通4丁目	0166-23-5577	0166-26-7610	https://www.asahikawa-dpc.co.jp/7Tokiwa/tokiwaindex.html		○		○		○		
1	205	室蘭市	胆振地方男女平等参画センター	ミンクール	050-0083	北海道室蘭市東町4丁目29番1号	0143-44-8184	0143-44-8191	https://www.kujiran.net/danjo/	○			○			○	
1	206	釧路市	釧路市男女平等参画センター	ふらっと	085-0016	釧路市錦町2丁目4番地釧路フィッシャーマンズワーフMOO内	0154-65-1034	0154-65-1356	https://furatto946.jimdofree.com/		○		○			○	
1	207	帯広市															
1	208	北見市															
1	209	夕張市															
1	210	岩見沢市															
1	211	網走市															
1	212	留萌市															
1	213	苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進センター		053-0021	苫小牧市若草町3丁目3番8号	0144-32-3544	0144-32-2223	http://www.tomakomai-shakyo.or.jp		○		○			○	
1	214	稚内市															
1	215	美唄市															
1	216	芦別市															
1	217	江別市															
1	218	赤平市															
1	219	紋別市															
1	220	士別市															
1	221	名寄市															
1	222	三笠市															
1	223	根室市															
1	224	千歳市															
1	225	滝川市															
1	226	砂川市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
1	227	歌志内市																
1	228	深川市																
1	229	富良野市																
1	230	登別市																
1	231	恵庭市																
1	233	伊達市																
1	234	北広島市																
1	235	石狩市																
1	236	北斗市																
1	303	当別町																
1	304	新篠津村																
1	331	松前町																
1	332	福島町																
1	333	知内町																
1	334	木古内町																
1	337	七飯町																
1	343	鹿部町																
1	345	森町																
1	346	八雲町																
1	347	長万部町																
1	361	江差町																
1	362	上ノ国町																
1	363	厚沢部町																
1	364	乙部町																
1	367	奥尻町																
1	370	今金町																
1	371	せたな町																
1	391	島牧村																
1	392	寿都町																
1	393	黒松内町																
1	394	蘭越町																
1	395	ニセコ町																
1	396	真狩村																
1	397	留寿都村																
1	398	喜茂別町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
1	399	京極町																
1	400	倶知安町																
1	401	共和町																
1	402	岩内町																
1	403	泊村																
1	404	神恵内村																
1	405	積丹町																
1	406	古平町																
1	407	仁木町																
1	408	余市町																
1	409	赤井川村																
1	423	南幌町																
1	424	奈井江町																
1	425	上砂川町																
1	427	由仁町																
1	428	長沼町																
1	429	栗山町																
1	430	月形町																
1	431	浦臼町																
1	432	新十津川町																
1	433	妹背牛町																
1	434	秩父別町																
1	436	雨竜町																
1	437	北竜町																
1	438	沼田町																
1	452	鷹栖町																
1	453	東神楽町																
1	454	当麻町																
1	455	比布町																
1	456	愛別町																
1	457	上川町																
1	458	東川町																
1	459	美瑛町																
1	460	上富良野町																
1	461	中富良野町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
1	462	南富良野町																
1	463	占冠村																
1	464	和寒町																
1	465	剣淵町																
1	468	下川町																
1	469	美深町	美深町文化会館COM100	COM100	098-2252	北海道中川郡美深町字西町22番地	01656-2-1744	01656-2-3672	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp			○	○			○		
1	470	音威子府村																
1	471	中川町																
1	472	幌加内町																
1	481	増毛町																
1	482	小平町																
1	483	苫前町																
1	484	羽幌町																
1	485	初山別村																
1	486	遠別町																
1	487	天塩町																
1	511	猿払村																
1	512	浜頓別町																
1	513	中頓別町																
1	514	枝幸町																
1	516	豊富町																
1	517	礼文町																
1	518	利尻町																
1	519	利尻富士町																
1	520	幌延町																
1	543	美幌町																
1	544	津別町																
1	545	斜里町																
1	546	清里町																
1	547	小清水町																
1	549	訓子府町																
1	550	置戸町																
1	552	佐呂間町																
1	555	遠軽町																
1	559	湧別町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体						
												施設管理			事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
1	560	滝上町																
1	561	興部町																
1	562	西興部村																
1	563	雄武町																
1	564	大空町																
1	571	豊浦町																
1	575	壮瞥町																
1	578	白老町																
1	581	厚真町																
1	584	洞爺湖町																
1	585	安平町																
1	586	むかわ町																
1	601	日高町																
1	602	平取町																
1	604	新冠町																
1	607	浦河町																
1	608	様似町																
1	609	えりも町																
1	610	新ひだか町																
1	631	音更町																
1	632	士幌町																
1	633	上士幌町																
1	634	鹿追町																
1	635	新得町																
1	636	清水町																
1	637	芽室町																
1	638	中札内村																
1	639	更別村																
1	641	大樹町																
1	642	広尾町																
1	643	幕別町																
1	644	池田町																
1	645	豊頃町																
1	646	本別町																
1	647	足寄町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
1	648	陸別町																
1	649	浦幌町																
1	661	釧路町																
1	662	厚岸町																
1	663	浜中町																
1	664	標茶町																
1	665	弟子屈町																
1	667	鶴居村																
1	668	白糠町																
1	691	別海町																
1	692	中標津町																
1	693	標津町																
1	694	羅臼町																

調査表４－２

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. ２

北海道

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2025年4月1日現在で開設済の施設）																	
			問６－１ 名　称	問６－２ 設立年月日	問16		問17	問６－６ 職員数（人）		問６－７ 予算額（千円）	問６－８ 主な事業									
					設置根拠条例	設置根拠 2 条例以外	自治体または施設（両方を含む）とNWECとの業務上の関わり	常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		1 連携・協働	2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理	その他
			7		6		20				3	6	6	4	0	1	0	5	0	
1	100	札幌市	札幌市男女共同参画センター	2003年9月1日	○		○	16	15	30,554	○	○	○	○		○		○		託児事業
1	202	函館市	函館市女性センター	1972年4月22日	○	函館市女性センター条例	○	7	2	27,529	○	○	○	○				○		託児の実施
1	203	小樽市																		
1	204	旭川市	旭川市ときわ市民ホール	1988年11月1日		男女共同参画センターを設置していない	○	32	0	99,408	○		○							施設及び設備の維持管理、施設使用申請、利用料金 旭川市の事業に関する業務（男女共同参画推進事業に関する受付）
1	205	室蘭市	胆振地方男女平等参画センター	1981年5月1日	○		○		3	3,879		○	○					○		交流促進としてミンクールマルシェを開催。 年1回市内の女性団体と意見交換会を開催
1	206	釧路市	釧路市男女平等参画センター	2015年9月24日	○		○	5	0	19,193		○	○	○				○		ふらっとフェスタの開催による交流促進、図書貸し出し
1	207	帯広市					○													
1	208	北見市					○													
1	209	夕張市																		
1	210	岩見沢市					○													
1	211	網走市																		
1	212	留萌市																		
1	213	苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進センター	1994年10月23日	○		○	4	2	24,568		○	○	○				○		
1	214	稚内市																		
1	215	美唄市					○													
1	216	芦別市																		
1	217	江別市																		
1	218	赤平市																		
1	219	紋別市					○													
1	220	士別市					○													
1	221	名寄市																		
1	222	三笠市																		
1	223	根室市																		
1	224	千歳市					○													
1	225	滝川市																		
1	226	砂川市																		
1	227	歌志内市																		
1	228	深川市					○													
1	229	富良野市																		
1	230	登別市					○													

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2025年4月1日現在で開設済の施設）																	
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問16		問17	問6－6 職員数（人）		問6－7 予算額（千円）	問6－8 主な事業									
					設置根拠条例	設置根拠 2 条例以外	自治体または施設（両方を含む）とNWECとの業務上の関わり	常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		1 連携・協働	2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理	その他
1	231	恵庭市					○													
1	233	伊達市																		
1	234	北広島市																		
1	235	石狩市																		
1	236	北斗市																		
1	303	当別町																		
1	304	新篠津村																		
1	331	松前町																		
1	332	福島町																		
1	333	知内町																		
1	334	木古内町																		
1	337	七飯町																		
1	343	鹿部町																		
1	345	森町																		
1	346	八雲町																		
1	347	長万部町																		
1	361	江差町																		
1	362	上ノ国町																		
1	363	厚沢部町																		
1	364	乙部町																		
1	367	奥尻町																		
1	370	今金町																		
1	371	せたな町																		
1	391	島牧村																		
1	392	寿都町																		
1	393	黒松内町																		
1	394	蘭越町																		
1	395	ニセコ町																		
1	396	真狩村																		
1	397	留寿都村																		
1	398	喜茂別町																		
1	399	京極町																		
1	400	倶知安町																		
1	401	共和町																		
1	402	岩内町																		
1	403	泊村																		
1	404	神恵内村																		
1	405	積丹町																		
1	406	古平町																		
1	407	仁木町																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2025年4月1日現在で開設済の施設）																		
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問16		問17	問6－6 職員数（人）		問6－7 予算額（千円）	問6－8 主な事業										
					設置根拠条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設（両方を含む）とNWECとの業務上の関わり	常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		1 連携・協働	2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理	その他
1	408	余市町																		
1	409	赤井川村																		
1	423	南幌町																		
1	424	奈井江町																		
1	425	上砂川町																		
1	427	由仁町																		
1	428	長沼町																		
1	429	栗山町																		
1	430	月形町																		
1	431	浦臼町																		
1	432	新十津川町																		
1	433	妹背牛町																		
1	434	秩父別町																		
1	436	雨竜町																		
1	437	北竜町																		
1	438	沼田町																		
1	452	鷹栖町																		
1	453	東神楽町																		
1	454	当麻町																		
1	455	比布町																		
1	456	愛別町																		
1	457	上川町																		
1	458	東川町																		
1	459	美瑛町																		
1	460	上富良野町																		
1	461	中富良野町																		
1	462	南富良野町																		
1	463	占冠村																		
1	464	和寒町																		
1	465	剣淵町																		
1	468	下川町																		
1	469	美深町	美深町文化会館COM100	1998年7月18日	○			13		84,671		○								
1	470	音威子府村																		
1	471	中川町																		
1	472	幌加内町																		
1	481	増毛町																		
1	482	小平町																		
1	483	苫前町																		
1	484	羽幌町																		
1	485	初山別村																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2025年4月1日現在で開設済の施設）																		
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問16		問17	問6－6 職員数（人）		問6－7 予算額（千円）	問6－8 主な事業										
					設置根拠条例	設置根拠 2 条例以外	自治体または施設（両方を含む）とNWECとの業務上の関わり	常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		1 連携・協働	2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理	その他
1	486	遠別町																		
1	487	天塩町																		
1	511	猿払村																		
1	512	浜頓別町																		
1	513	中頓別町																		
1	514	枝幸町																		
1	516	豊富町																		
1	517	礼文町																		
1	518	利尻町																		
1	519	利尻富士町																		
1	520	幌延町																		
1	543	美幌町																		
1	544	津別町																		
1	545	斜里町																		
1	546	清里町																		
1	547	小清水町																		
1	549	訓子府町																		
1	550	置戸町																		
1	552	佐呂間町																		
1	555	遠軽町																		
1	559	湧別町																		
1	560	滝上町																		
1	561	興部町																		
1	562	西興部村																		
1	563	雄武町																		
1	564	大空町																		
1	571	豊浦町																		
1	575	壮瞥町																		
1	578	白老町																		
1	581	厚真町																		
1	584	洞爺湖町																		
1	585	安平町																		
1	586	むかわ町																		
1	601	日高町																		
1	602	平取町																		
1	604	新冠町																		
1	607	浦河町																		
1	608	様似町																		
1	609	えりも町																		
1	610	新ひだか町																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2025年4月1日現在で開設済の施設）																		
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問16		問17	問6－6 職員数（人）		問6－7 予算額（千円）	問6－8 主な事業										
					設置根拠条例	設置根拠 2 条例以外	自治体または施設（両方を含む）とNWECとの業務上の関わり	常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		1 連携・協働	2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理	その他
1	631	音更町					○													
1	632	士幌町																		
1	633	上士幌町					○													
1	634	鹿追町																		
1	635	新得町																		
1	636	清水町																		
1	637	芽室町																		
1	638	中札内村																		
1	639	更別村																		
1	641	大樹町																		
1	642	広尾町																		
1	643	幕別町					○													
1	644	池田町																		
1	645	豊頃町																		
1	646	本別町																		
1	647	足寄町					○													
1	648	陸別町																		
1	649	浦幌町																		
1	661	釧路町																		
1	662	厚岸町																		
1	663	浜中町																		
1	664	標茶町																		
1	665	弟子屈町																		
1	667	鶴居村																		
1	668	白糠町																		
1	691	別海町																		
1	692	中標津町																		
1	693	標津町																		
1	694	羅臼町																		

調査表４－３

市区町村別集計項目（男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況）

北海道

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況（2025年7月1日現在）														
			問7－1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
				2		35	0	0.0	45	1	2.2	143	1	0.7	145	1	0.7	14,140	798	5.6
1	100	札幌市				1	0	0.0	3	0	0.0							2281	272	11.9
1	202	函館市				1	0	0.0	2	1	50.0							176	16	9.1
1	203	小樽市				1	0	0.0	1	0	0.0							146	13	8.9
1	204	旭川市				1	0	0.0	3	0	0.0							1184	45	3.8
1	205	室蘭市				1	0	0.0	2	0	0.0							144	9	6.3
1	206	釧路市	2018年3月23日	釧路市男女いきいき参画宣言	4	1	0	0.0	2	0	0.0							458	37	8.1
1	207	帯広市				1	0	0.0	2	0	0.0							753	54	7.2
1	208	北見市				1	0	0.0	1	0	0.0							754	28	3.7
1	209	夕張市				1	0	0.0	1	0	0.0							73	2	2.7
1	210	岩見沢市				1	0	0.0	2	0	0.0							220	14	6.4
1	211	網走市				1	0	0.0	1	0	0.0							198	14	7.1
1	212	留萌市				1	0	0.0	1	0	0.0							133	12	9.0
1	213	苫小牧市	2013年11月17日	苫小牧市男女平等参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							81	4	4.9
1	214	稚内市				1	0	0.0	1	0	0.0							65	1	1.5
1	215	美唄市				1	0	0.0	1	0	0.0							232	10	4.3
1	216	芦別市				1	0	0.0	1	0	0.0							36	1	2.8
1	217	江別市				1	0	0.0	1	0	0.0							154	23	14.9
1	218	赤平市				1	0	0.0	1	0	0.0							40	0	0.0
1	219	紋別市				1	0	0.0	1	0	0.0							74	3	4.1
1	220	士別市				1	0	0.0	1	0	0.0							65	0	0.0
1	221	名寄市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	3	4.2
1	222	三笠市				1	0	0.0	1	0	0.0							78	8	10.3
1	223	根室市				1	0	0.0	1	0	0.0									
1	224	千歳市				1	0	0.0	1	0	0.0							147	9	6.1
1	225	滝川市				1	0	0.0	1	0	0.0							265	22	8.3
1	226	砂川市				1	0	0.0	1	0	0.0							86	3	3.5
1	227	歌志内市				1	0	0.0	1	0	0.0							18	2	11.1
1	228	深川市				1	0	0.0	1	0	0.0									
1	229	富良野市				1	0	0.0	1	0	0.0							187	3	1.6
1	230	登別市				1	0	0.0	1	0	0.0							93	5	5.4
1	231	恵庭市				1	0	0.0	1	0	0.0							60	2	3.3
1	233	伊達市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	2	2.0
1	234	北広島市				1	0	0.0	1	0	0.0							161	18	11.2
1	235	石狩市				1	0	0.0	1	0	0.0							121	10	8.3
1	236	北斗市				1	0	0.0	1	0	0.0							86	4	4.7
1	303	当別町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	0	0.0
1	304	新篠津村										1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
1	331	松前町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
1	332	福島町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
1	333	知内町										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
1	334	木古内町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	1	4.0
1	337	七飯町										1	0	0.0	1	0	0.0			
1	343	鹿部町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	1	3.8

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況（2025年7月1日現在）														
			問7－1																	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
1	345	森町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	2	5.1
1	346	八雲町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	1	0.8
1	347	長万部町										1	0	0.0	1	0	0.0			
1	361	江差町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	3	9.4
1	362	上ノ国町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
1	363	厚沢部町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
1	364	乙部町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
1	367	奥尻町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
1	370	今金町										1	0	0.0	1	0	0.0	83	5	6.0
1	371	せたな町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
1	391	島牧村										1	0	0.0	0	0		8	0	0.0
1	392	寿都町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
1	393	黒松内町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	3	7.1
1	394	蘭越町										1	0	0.0	1	0	0.0	87	0	0.0
1	395	ニセコ町										1	0	0.0	1	0	0.0	56	7	12.5
1	396	真狩村										1	0	0.0	1	0	0.0	49	7	14.3
1	397	留寿都村										1	1	100.0	1	0	0.0	20	1	5.0
1	398	喜茂別町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
1	399	京極町										1	0	0.0	1	0	0.0			
1	400	倶知安町										1	0	0.0	2	0	0.0	96	2	2.1
1	401	共和町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	6	9.0
1	402	岩内町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	11	12.4
1	403	泊村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
1	404	神恵内村										1	0	0.0	1	0	0.0	18	4	22.2
1	405	積丹町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	2	9.1
1	406	古平町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
1	407	仁木町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	3	8.8
1	408	余市町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
1	409	赤井川村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
1	423	南幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
1	424	奈井江町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	1	1.5
1	425	上砂川町										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
1	427	由仁町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
1	428	長沼町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
1	429	栗山町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	2	8.3
1	430	月形町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
1	431	浦臼町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
1	432	新十津川町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
1	433	妹背牛町										0	0		1	0	0.0	31	0	0.0
1	434	秩父別町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
1	436	雨竜町										1	0	0.0	1	0	0.0			
1	437	北竜町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
1	438	沼田町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	1	3.3
1	452	鷹栖町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	0	0.0
1	453	東神楽町										1	0	0.0	1	0	0.0	60	4	6.7
1	454	当麻町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
1	455	比布町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	2	5.9
1	456	愛別町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況（2025年7月1日現在）													
			問7－1																
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
1	457	上川町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	1	5.6
1	458	東川町										1	0	0.0	2	0	0.0	5	1	20.0
1	459	美瑛町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
1	460	上富良野町										1	0	0.0	1	0	0.0	101	7	6.9
1	461	中富良野町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0
1	462	南富良野町										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
1	463	占冠村										1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
1	464	和寒町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
1	465	剣淵町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
1	468	下川町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
1	469	美深町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
1	470	音威子府村										1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
1	471	中川町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
1	472	幌加内町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
1	481	増毛町										1	0	0.0	1	0	0.0	57	3	5.3
1	482	小平町										1	0	0.0	1	0	0.0			
1	483	苫前町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
1	484	羽幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	92	2	2.2
1	485	初山別村										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
1	486	遠別町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
1	487	天塩町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
1	511	猿払村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
1	512	浜頓別町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	1	3.1
1	513	中頓別町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	2	9.1
1	514	枝幸町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	516	豊富町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
1	517	礼文町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
1	518	利尻町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
1	519	利尻富士町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
1	520	幌延町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
1	543	美幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	0	0.0
1	544	津別町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	0	0.0
1	545	斜里町										1	0	0.0	2	0	0.0	37	1	2.7
1	546	清里町										1	0	0.0	2	0	0.0	29	0	0.0
1	547	小清水町										1	0	0.0	1	0	0.0	56	0	0.0
1	549	訓子府町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
1	550	置戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
1	552	佐呂間町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
1	555	遠軽町										1	0	0.0	1	0	0.0	91	1	1.1
1	559	湧別町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
1	560	滝上町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
1	561	興部町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
1	562	西興部村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3
1	563	雄武町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
1	564	大空町										1	0	0.0	1	0	0.0			
1	571	豊浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
1	575	壮瞥町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
1	578	白老町										1	0	0.0	1	0	0.0	99	11	11.1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況（2025年7月1日現在）													
			問7－1																
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
1	581	厚真町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9
1	584	洞爺湖町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	4	9.8
1	585	安平町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	1	3.1
1	586	むかわ町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	1	1.9
1	601	日高町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	1	1.5
1	602	平取町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
1	604	新冠町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	607	浦河町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	0	0.0
1	608	様似町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
1	609	えりも町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
1	610	新ひだか町										1	0	0.0	1	0	0.0	155	3	1.9
1	631	音更町										1	0	0.0	1	0	0.0	180	3	1.7
1	632	士幌町										1	0	0.0	1	0	0.0			
1	633	上士幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	1	2.0
1	634	鹿追町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	3	5.2
1	635	新得町										1	0	0.0	0	0		89	3	3.4
1	636	清水町										1	0	0.0	1	0	0.0	130	1	0.8
1	637	芽室町										1	0	0.0	1	0	0.0	88	2	2.3
1	638	中札内村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	3	10.0
1	639	更別村										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
1	641	大樹町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
1	642	広尾町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
1	643	幕別町										1	0	0.0	1	0	0.0	111	4	3.6
1	644	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
1	645	豊頃町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
1	646	本別町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	3	4.0
1	647	足寄町										1	0	0.0	1	0	0.0	88	1	1.1
1	648	陸別町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
1	649	浦幌町										1	0	0.0	1	0	0.0	59	0	0.0
1	661	釧路町										1	0	0.0	1	0	0.0	56	2	3.6
1	662	厚岸町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
1	663	浜中町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
1	664	標茶町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
1	665	弟子屈町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
1	667	鶴居村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	1	7.7
1	668	白糠町										1	0	0.0	1	0	0.0			
1	691	別海町										1	0	0.0	1	0	0.0	103	1	1.0
1	692	中標津町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
1	693	標津町										1	0	0.0	1	1	100.0	44	1	2.3
1	694	羅臼町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査表４－４

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

北海道

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値									問８－２　目標設定の対象である審議会等の範囲	問9　地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					問10　地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問９－１						調査時点コード					
			問８－１			問８－２																	（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
			目標値（%）	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）			審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）						
						2,586	2,123	32,070	9,232	28.8			3,115	2,602	35,796	9,048	25.3	936	554	4,846	884	18.2	3,718	242	6.5	3,761	237	6.3						
		小計											3,075	2,566	35,267	8,872	25.2	920	552	4,798	882	18.4												
1	100	札幌市	40.0	2028年3月		89	87	1,725	577	33.4	法令・条例に基づき設置する附属機関		89	87	1,725	577	33.4	6	5	36	10	27.8	66	9	13.6	67	9	13.4	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
1	202	函館市	35.0	2028年3月		109	77	1,205	320	26.6	・地方自治法138条の4第3項に基づき，調停，審査，諮問または調査を行うために設置された法律または条例に基づく合議制の機関 ・法律および条例によらず要綱等に基づき，特定の行政目的を達成する際に専門的な知識を参考にする場合や，広く市民からの意見を聴くことが必要である場合に設置するもの（私的諮問機関を含む。）		49	41	744	200	26.9	6	4	30	6	20.0	45	4	8.9	46	4	8.7	1		1		1	
1	203	小樽市	45.0	2032年3月		88	72	1,878	664	35.4	要綱等により設置されている協議会、会議等		44	36	501	132	26.3	6	4	30	6	20.0	30	6	20.0	31	6	19.4	1		1		1	
1	204	旭川市	36.0	2031年3月		91	85	1,215	343	28.2	附属機関及び懇談会等		64	60	864	248	28.7	6	6	48	9	18.8	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1	
1	205	室蘭市	30.0	2034年3月		65	47	1,198	387	32.3	1 法律又は政令により設置されている審議会等 2 法律により設置されている委員会等（地方自治法第180条の５） 3 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等		29	27	393	81	20.6	5	2	16	4	25.0	35	1	2.9	36	1	2.8	2	2025年7月1日	2	2025年7月1日	2	2025年7月1日
1	206	釧路市	40.0	2028年3月		48	46	740	237	32.0	地方自治法第202条の3に該当する審議会等、および釧路市の要綱に基づき設置された審議会等		48	46	740	237	32.0	6	3	40	7	17.5	38	7	18.4	39	7	17.9	2	2025年1月1日	2	2025年1月1日	1	
1	207	帯広市	40.0	2026年3月		32	31	481	162	33.7	法律・条例などにより設置されている常設の審議会等		31	31	481	162	33.7	6	4	46	6	13.0	27	4	14.8	28	4	14.3	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
1	208	北見市	40.0	2027年4月		87	71	1,424	467	32.8	1.地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、2.規則等で設置する委員会等、3.要綱等で市が設置する委員会等、4.地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、5.法律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱する委員		39	34	537	141	26.3	6	3	70	9	12.9	43	1	2.3	44	1	2.3	1		1		1	
1	209	夕張市				0	0	0	0				18	11	172	28	16.3	6	3	22	4	18.2	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1		1	
1	210	岩見沢市	40.0	2026年3月		34	29	400	128	32.0	地方自治法第202条の3に該当する審議会等		33	29	400	128	32.0	6	4	53	7	13.2	26	0	0.0	27	0	0.0	1		1		1	
1	211	網走市	30.0	2027年12月		59	35	540	130	24.1	条例、規則及び要綱等により設置されている審議会、会議等		22	16	229	64	27.9	5	3	30	3	10.0							1		1		1	
1	212	留萌市	50.0	2026年3月		27	22	277	79	28.5	1.法律または政令により設置されている審議会 2.法律により設置されている委員会 3.条例、規則等に設置されている懇談会、会議等		18	16	183	43	23.5	6	4	27	5	18.5	27	2	7.4	28	2	7.1	1		1		1	
1	213	苫小牧市	40.0	2028年3月		64	61	847	254	30.0	附属機関及びその他機関		34	34	453	136	30.0	6	4	26	6	23.1	41	5	12.2	42	5	11.9	1		1		1	
1	214	稚内市	30.0	2028年3月		41	33	384	107	27.9	地方自治法第138条の４の規定に基づき、法律又は条令の定めるところにより市長その他の執行機関の附属機関として設置されたもの。		38	30	369	100	27.1	5	4	25	6	24.0	34	6	17.6	35	6	17.1	1		1		1	
1	215	美唄市	30.0	2028年3月		57	39	572	110	19.2	法または条例により設置されている審議会等		30	22	300	47	15.7	6	3	38	5	13.2	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1	
1	216	芦別市				0	0	0	0				20	17	237	35	14.8	6	5	32	5	15.6	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
1	217	江別市			目標値は40%であるが、目標達成期限はない。	61	53	895	288	32.2	地方自治法に基づく審議会等及び委員会等、要綱に基づく委員会等		37	33	687	228	33.2	6	4	37	7	18.9	33	2	6.1	34	2	5.9	1		1		1	
1	218	赤平市				0	0	0	0				10	7	100	26	26.0	6	3	28	4	14.3	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1	
1	219	紋別市			2034年時点での目標値が50.0%	23	17	288	51	17.7			17	12	228	40	17.5	6	4	35	7	20.0	31	2	6.5	32	2	6.3	1		1		1	
1	220	士別市	50.0	2026年3月		35	35	365	132	36.2	士別市の附属機関		34	34	342	126	36.8	6	5	43	8	18.6							1		1		1	
1	221	名寄市		2027年3月	40%以上60%以下	82	77	1,192	419	35.2	地方自治法202条の3、180条の5、市の規則・要綱に基づくもの		54	52	739	219	29.6	6	4	43	9	20.9	39	3	7.7	40	3	7.5	1		1		1	
1	222	三笠市				0	0	0	0				23	16	225	56	24.9	6	2	27	3	11.1	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
1	223	根室市		2035年3月	40%～60%	83	64	980	262	26.7	条例のほか、規則、訓令を含む		36	31	447	131	29.3	6	5	27	7	25.9	34	17	50.0	35	17	48.6	1		1		1	
1	224	千歳市	45.0	2027年3月		70	57	995	346	34.8	地方自治法第202条の3、地方自治法第180条の5、法律の規定により国の機関が委嘱、その他会議（私的諮問機関）		48	42	603	169	28.0	6	4	37	5	13.5	36	5	13.9	37	5	13.5	1		1		1	
1	225	滝川市				0	0	0	0				16	16	163	34	20.9	5	4	29	5	17.2	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1		1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8－2　目標設定の対象である審議会等の範囲	問9　地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					問10　地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況					問9－1						調査時点コード					
			問8－1			問8－2																	（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）								
			目標値（%）	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況	その他
1	226	砂川市			期限の設定なし、30%程度	13	11	157	34	21.7	範囲の設定なし	13	11	157	34	21.7	6	3	29	4	13.8	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
1	227	歌志内市				0	0	0	0			13	9	113	13	11.5	5	2	17	5	29.4	15	1	6.7	16	1	6.3	1		1		1	
1	228	深川市				22	22	287	69	24.0		11	10	146	44	18.2	0	0	0	0	0.0	25	2	8.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	229	富良野市	30.0	2028年3月		22	17	297	68	22.9	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会	20	16	272	64	23.5	6	4	39	5	12.8	32	1	3.1	33	1	3.0	2	2025年8月20日	2	2025年8月20日	2	2025年8月20日
1	230	登別市	40.0	2026年3月		51	47	671	182	27.1	1. 法律又は政令により設置されている審議会等　2. 法律により設置されている委員会等（地方自治法180条の5）　3. 条例・規則等により設置されている懇談会、会議等　4. 要綱等により設置されている懇談会、会議等	29	29	332	84	25.3	6	4	29	8	27.6	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1	
1	231	恵庭市	40.0	2026年3月		110	87	1,251	401	32.1	1.地方自治法第180条の5に基づく執行機関として設置しなければならない委員会及び委員 2.地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律又は条例により設置する附属機関 3.協議会等(内部委員のみで構成されず、調査・審議を目的とする機関。） 4.私的諮問機関等(附属機関ではなく、意見交換の場、勉強会等の合議体。）	58	51	653	193	29.6	6	5	31	9	29.0	32	3	9.4	33	3	9.1	1		1		1	
1	233	伊達市	40.0	2028年3月		16	15	156	45	28.8		14	12	178	32	18.0	5	4	23	4	17.4	22	0	0.0	23	0	0.0	2	2025年8月15日	2	2025年8月15日	2	2025年8月15日
1	234	北広島市	50.0	2031年3月		58	53	620	190	30.6	地方自治法（202条の3）に基づく審議会等における登用状況	58	53	620	190	30.6	5	3	30	8	26.7	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1		1	
1	235	石狩市	40.0	2026年3月		47	43	491	156	31.8	石狩市で設置している各種審議会等	31	29	335	117	34.9	5	3	32	8	25.0	30	8	26.7	31	8	25.8	1		1		1	
1	236	北斗市				0	0	0	0			12	9	151	22	14.6	6	4	35	10	28.6	30	1	3.3	31	1	3.2	1		1		1	
1	303	当別町				0	0	0	0			25	21	216	45	20.8	5	3	29	3	10.3	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
1	304	新篠津村				0	0	0	0			7	6	69	19	27.5	5	3	26	5	19.2	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1	
1	331	松前町				8	6	105	21	20.0		12	9	129	29	22.5	5	3	21	4	19.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1		2	2025年1月1日	1	
1	332	福島町	38.0	2025年4月		20	12	193	37	19.2	第202条の3に該当する審議会等のほか市町村で設置	22	13	213	37	17.4	5	3	20	5	25.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
1	333	知内町				0	0	0	0			7	6	100	18	18.0	4	3	22	6	27.3	36	0	0.0	37	0	0.0	1		1		1	
1	334	木古内町				0	0	0	0			10	7	102	18	17.6	5	4	23	6	26.1	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
1	337	七飯町	20.0	2026年3月		0	0	0	0			23	15	188	41	21.8	5	3	27	5	18.5	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
1	343	鹿部町				0	0	0	0			10	6	91	11	12.1	0	0	0	0	0.0	5	0	0.0	6	0	0.0	1		1		1	
1	345	森町				0	0	0	0			21	17	214	64	29.9	5	3	28	4	14.3	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1	
1	346	八雲町				0	0	0	0			31	27	378	86	22.8	5	4	27	7	25.9	32	3	9.4	33	3	9.1	1		1		1	
1	347	長万部町				0	0	0	0			31	21	244	60	24.6	5	3	23	7	30.4	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
1	361	江差町				0	0	0	0			13	11	137	40	29.2	5	4	24	5	20.8	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
1	362	上ノ国町				0	0	0	0			9	6	80	14	17.5	0	0	0	0	0.0	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
1	363	厚沢部町										5	3	51	7	13.7	5	2	27	3	11.1	15	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	364	乙部町				0	0	0	0			15	14	125	24	19.2	5	2	19	3	15.8	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1	
1	367	奥尻町				0	0	0	0			8	5	89	11	12.4	5	2	21	2	9.5	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
1	370	今金町				0	0	0	0			6	6	53	8	15.1	4	4	25	8	32.0	10	1	10.0	11	1	9.1	1		1		1	
1	371	せたな町	25.0	2027年4月		25	15	333	67	20.1	法律により設置されている審議会等（地方自治法第202条の3）	25	20	333	67	20.1	5	3	28	4	14.3	35	2	5.7	36	2	5.6	1		1		1	
1	391	島牧村				0	0	0	0			4	3	61	3	4.9	5	3	19	6	31.6	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
1	392	寿都町				0	0	0	0			8	8	105	18	17.1	5	4	21	5	23.8	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1		1	
1	393	黒松内町				0	0	0	0			9	9	93	21	22.6	5	2	23	3	13.0	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1	
1	394	蘭越町				0	0	0	0			7	6	106	14	13.2	5	4	28	6	21.4	30	1	3.3	31	1	3.2	1		1		1	
1	395	ニセコ町				0	0	0	0			0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	396	真狩村				0	0	0	0			5	4	26	7	26.9	5	2	23	3	13.0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2025年8月5日	2	2025年8月5日	2	2025年8月5日
1	397	留寿都村				0	0	0	0			13	13	107	37	34.6	5	3	24	5	20.8	13	1	7.7	14	1	7.1	1		1		1	
1	398	喜茂別町				0	0	0	0			7	4	45	10	22.2	5	3	22	4	18.2	11	0	0.0	12	0	0.0	1		1		1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8－2　目標設定の対象である審議会等の範囲	問9　地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10　地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9－1						調査時点コード					
			問8－1			問8－2																（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）							
			目標値（%）	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況	その他
1	399	京極町				0	0	0	0			2	0	13	0	0.0	5	2	24	4	16.7	6	0	0.0	7	0	0.0	1		1		1	
1	400	倶知安町	40.0	2028年3月		27	22	301	73	24.3	法律又は整理により設置されている審議会等/条例、規則等により設置されている懇談会、会議等/要綱等により設置されている懇談会、会議等	27	22	301	73	24.3	5	3	27	7	25.9	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1	
1	401	共和町	20.0	2029年3月		32	27	409	69	16.9		12	9	144	15	10.4	5	3	33	4	12.1	24	1	4.2	25	1	4.0	2	2029年3月31日	1		1	
1	402	岩内町	50.0	2031年3月		29	25	301	85	28.2	公職者全体	23	21	265	78	29.4	5	3	21	5	23.8	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1	
1	403	泊村				0	0	0	0			1	1	14	8	57.1	4	1	15	1	6.7	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1	
1	404	神恵内村				0	0	0	0			8	4	62	8	12.9	4	2	13	5	38.5	20	1	5.0	21	1	4.8	1		2	2024年7月1日	1	
1	405	積丹町				0	0	0	0			8	7	63	20	31.7	5	3	21	4	19.0				0	0	0.0	1		1		1	
1	406	古平町				0	0	0	0			5	4	44	7	15.9	5	2	30	5	16.7	15	1	6.7	16	1	6.3	1		1		1	
1	407	仁木町	30.0	2030年3月		23	19	206	40	19.4	法律により設置されている委員会等及び条例、規則等により設置されている審議会等の委員	15	13	160	31	19.4	5	3	25	5	20.0	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1		1	
1	408	余市町				0	0	0	0			32	27	370	71	19.2	5	3	29	6	20.7	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
1	409	赤井川村				0	0	0	0			9	5	67	12	17.9	5	4	20	4	20.0	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1		1	
1	423	南幌町	30.0	2027年3月		34	30	442	116	26.2	地方自治法(202条の3)に基づく審議会等における登用状況	34	30	442	116	26.2	6	3	29	4	13.8	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1	
1	424	奈井江町				11	8	96	29	30.2		11	8	96	29	30.2	5	3	23	5	21.7	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1		1	
1	425	上砂川町				0	0	0	0			4	3	41	17	41.5	4	2	12	2	16.7	18	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	427	由仁町				0	0	0	0			7	5	77	11	14.3	6	3	30	4	13.3	21	1	4.8	22	0	0.0	1		1		1	
1	428	長沼町				0	0	0	0			26	16	288	43	14.9	6	2	32	2	6.3	30	0	0.0	31	0	0.0	1		1		1	
1	429	栗山町		2031年3月	上記目標値は「40%～60%」としている。	39	34	426	117	27.5	栗山町審議会等の設置、委員の選任及び会議の公開等に関する指針に基づく審議会等	12	9	137	37	27.0	6	5	34	7	20.6	33	10	30.3	34	10	29.4	1		1		1	
1	430	月形町				0	0	0	0			9	8	115	19	16.5	6	2	26	2	7.7	30	0	0.0	31	0	0.0	1		1		1	
1	431	浦臼町	25.0	2028年3月		11	9	125	30	24.0	町の非常勤特別職であるすべての委員	11	9	125	30	24.0	5	2	26	3	11.5	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
1	432	新十津川町	30.0	2027年3月		14	10	192	28	14.6	町内	13	9	111	21	18.9	6	4	34	5	14.7	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1	
1	433	妹背牛町				0	0	0	0			9	6	108	10	9.3	6	1	29	1	3.4	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1	
1	434	秩父別町				0	0	0	0			5	2	39	5	12.8	6	4	27	6	22.2	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	
1	436	雨竜町				0	0	0	0			3	2	16	2	12.5	5	2	22	2	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	437	北竜町				0	0	0	0			8	7	67	22	32.8	5	1	24	2	8.3							1		1		1	
1	438	沼田町				0	0	0	0			3	2	18	3	16.7	6	2	28	3	10.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	452	鷹栖町		2025年-月	毎年度40～60%	20	18	217	79	36.4	全審議会	4	4	32	11	34.4	5	3	27	5	18.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	453	東神楽町				0	0	0	0			12	9	105	33	31.4	5	5	25	6	24.0							1		1		1	
1	454	当麻町				0	0	0	0			11	10	120	25	20.8	5	3	27	3	11.1	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
1	455	比布町				0	0	0	0		目標設定なし	4	3	62	5	8.1	5	3	24	7	29.2	38	0	0.0	39	0	0.0	1		1		1	
1	456	愛別町				0	0	0	0			14	10	135	27	20.0	5	3	26	4	15.4	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1	
1	457	上川町				0	0	0	0			16	11	164	32	19.5	5	5	24	8	33.3	27	0	0.0	28	0	0.0	1		1		1	
1	458	東川町				0	0	0	0			4	3	84	17	20.2	5	3	25	5	20.0	26	0	0.0	27	0	0.0	1		1		1	
1	459	美瑛町				0	0	0	0			16	13	153	29	19.0	5	2	28	3	10.7	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
1	460	上富良野町	22.0	2025年3月		16	16	161	30	18.6	法律により設置されている審議会等（地方自治法第202条の3）	16	16	161	30	18.6	5	3	26	5	19.2	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1	
1	461	中富良野町				0	0	0	0			11	9	138	35	25.4	5	3	27	4	14.8	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
1	462	南富良野町				0	0	0	0			6	3	54	3	5.6	5	4	23	6	26.1	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
1	463	占冠村				0	0	0	0			9	9	71	20	28.2	5	4	23	8	34.8	17	1	5.9	18	1	5.6	1		1		1	
1	464	和寒町				0	0	0	0			15	13	155	27	17.4	5	3	24	5	20.8	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1	
1	465	剣淵町				0	0	0	0			11	9	97	23	23.7	5	3	25	4	16.0	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8－2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9－1						調査時点コード					
			問8－1			問8－2															（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）							
			目標値（%）	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況	その他
1	468	下川町				0	0	0	0			21	19	171	70	40.9	5	5	21	5	23.8	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	469	美深町				0	0	0	0			8	7	72	14	19.4	5	3	23	5	21.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	470	音威子府村				0	0	0	0			8	5	73	10	13.7	5	3	18	3	16.7	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
1	471	中川町				0	0	0	0			5	4	51	11	21.6	5	2	21	3	14.3	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
1	472	幌加内町				0	0	0	0			7	5	77	15	19.5	5	2	24	3	12.5	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
1	481	増毛町				0	0	0	0			6	4	65	6	9.2	5	4	24	4	16.7	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
1	482	小平町	30.0	2026年3月		13	6	100	12	12.0		12	9	121	15	12.4	5	1	24	3	12.5	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
1	483	苫前町				0	0	0	0			9	5	108	11	10.2	6	2	27	2	7.4	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1	
1	484	羽幌町				0	0	0	0			18	15	200	41	20.5	5	3	25	3	12.0	28	0	0.0	29	0	0.0	1		1		1	
1	485	初山別村				0	0	0	0			9	6	68	12	17.6	5	3	23	4	17.4	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1		1	
1	486	遠別町				0	0	0	0			1	1	10	4	40.0	5	4	22	5	22.7							1		1		1	
1	487	天塩町				0	0	0	0			11	9	115	29	25.2	5	4	23	5	21.7	22	0	0.0	23	0	0.0	1		1		1	
1	511	猿払村				0	0	0	0			22	19	258	65	25.2	5	3	22	5	22.7	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
1	512	浜頓別町				0	0	0	0			9	7	90	24	26.7	5	2	24	5	20.8	23	0	0.0	24	0	0.0	1		2	2025年7月1日	2	2025年7月1日
1	513	中頓別町				0	0	0	0			6	4	58	14	24.1	5	2	19	3	15.8	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1	
1	514	枝幸町	30.0	2026年3月		60	48	568	167	29.4	法律による設置されている委員会等及び条例等により設置される審議会等	21	17	199	34	17.1	5	3	26	4	15.4	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
1	516	豊富町				0	0	0	0			14	12	147	37	25.2	5	3	27	4	14.8	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1	
1	517	礼文町				0	0	0	0			10	5	101	11	10.9	4	2	13	4	30.8	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1	
1	518	利尻町				0	0	0	0			10	8	113	16	14.2	4	2	13	2	15.4	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1	
1	519	利尻富士町				0	0	0	0			9	6	64	11	17.2	4	2	13	3	23.1							1		1		1	
1	520	幌延町	25.0	2025年3月		18	13	123	38	**30.9**	・地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 ・地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 ・国の機関が委嘱する委員	10	8	86	23	26.7	5	2	22	3	13.6	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
1	543	美幌町	30.0	2027年3月		27	19	291	64	22.0	法律(地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3)の規定により国の機関が委嘱する委員 町が条例で設置する委員会 町が委嘱する委員会等	27	19	291	64	22.0	6	4	37	6	16.2	27	0	0.0	28	0	0.0	1		1		1	
1	544	津別町				0	0	0	0			11	10	135	42	31.1	5	5	24	5	20.8	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
1	545	斜里町				0	0	0	0			14	11	138	34	24.6	6	3	32	6	18.8	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1	
1	546	清里町				5	5	72	14	19.4		5	5	72	14	19.4	5	4	27	5	18.5	16	1	6.3	17	1	5.9	1		1		1	
1	547	小清水町				0	0	0	0			8	7	100	33	33.0	5	3	28	5	17.9	19	0	0.0	20	0	0.0	1		2	2025年8月5日	2	2025年8月5日
1	549	訓子府町				0	0	0	0			7	6	81	24	29.6	5	3	26	5	19.2	18	1	5.6	19	1	5.3	1		2	2025年3月31日	1	
1	550	置戸町				0	0	0	0			7	5	64	22	34.4	5	3	25	4	16.0	5	0	0.0	6	0	0.0	1		1		1	
1	552	佐呂間町				0	0	0	0			7	5	82	22	26.8	5	2	28	3	10.7	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
1	555	遠軽町				0	0	0	0			15	14	182	46	25.3	6	3	68	19	27.9	17	1	5.9	18	1	5.6	1		1		1	
1	559	湧別町	25.0	2027年3月		28	26	377	71	18.8	地方自治法第180条の5及び地方自治法第202条の3に定める委員等	23	21	318	60	18.9	5	3	38	6	15.8	39	1	2.6	40	1	2.5	1		2	2025年6月1日	2	2025年6月1日
1	560	滝上町				14	12	171	45	26.3		12	9	205	50	24.4	5	3	30	6	20.0	35	1	2.9	36	1	2.8	1		1		1	
1	561	興部町				0	0	0	0			14	12	147	27	18.4	5	3	23	5	21.7	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1	
1	562	西興部村				0	0	0	0			7	7	64	13	20.3	5	2	19	2	10.5	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
1	563	雄武町				0	0	0	0			8	7	79	16	20.3	5	2	23	2	8.7	15	2	13.3	16	2	12.5	1		2	2025年9月1日	1	
1	564	大空町				0	0	0	0			22	15	225	46	20.4	5	3	37	5	13.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	571	豊浦町	25.0	2028年3月		7	7	47	16	34.0	第202条の3に該当する審議会	8	8	63	18	28.6	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2023年4月1日	1		1	
1	575	壮瞥町				0	0	0	0			9	8	69	12	17.4	5	2	21	2	9.5	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
1	578	白老町	50.0	2028年3月		22	11	137	31	22.6	地方自治法（第138条の4）第3項に基づく審議会	11	10	126	30	23.8	5	4	23	4	17.4	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1	
1	581	厚真町				7	5	113	9	8.0		4	3	52	5	9.6	5	3	31	4	12.9	27	2	7.4	0	0	0.0	1		1		1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8－2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9－1						調査時点コード					
			問8－1			問8－2																（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）							
			目標値（%）	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況	その他
1	584	洞爺湖町	30.0	2027年3月		5	3	23	4	17.4	法律により設置されている委員会等（地方自治法第180条の5）	24	19	255	48	18.8	5	3	23	4	17.4	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1	
1	585	安平町	30.0	2022年2033月	2034年まで現状値以上	41	31	411	100	24.3		28	23	342	69	20.2	5	4	28	6	21.4	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1	
1	586	むかわ町	20.0	2026年3月		16	15	218	50	22.9	町村非常勤職員職種別加入者報告書による報告対象者が属する審議会等	16	15	218	50	22.9	5	2	40	4	10.0	27	0	0.0	28	0	0.0	1		1		1	
1	601	日高町				0	0	0	0			10	10	158	54	34.2	6	3	44	7	15.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	602	平取町				0	0	0	0			6	4	56	6	10.7	6	4	60	21	35.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	604	新冠町				0	0	0	0			7	6	78	12	15.4	6	4	27	6	22.2	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1	
1	607	浦河町				0	0	0	0			12	11	134	38	28.4	6	4	32	8	25.0	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
1	608	様似町	30.0	2030年3月		25	22	209	59	28.2	・地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等 ・地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等 ・法律の規定により国の機関（大臣等）が委嘱する委員	16	15	164	39	23.8	6	4	22	5	22.7	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1	
1	609	えりも町				0	0	0	0			9	6	82	9	11.0	6	3	25	3	12.0	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1	
1	610	新ひだか町				0	0	0	0			30	27	354	93	26.3	6	5	27	8	29.6	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1	
1	631	音更町	40.0	2034年3月		36	30	370	113	30.5	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等	36	30	370	113	30.5	6	3	36	3	8.3	25	5	20.0	26	5	19.2	1		1		1	
1	632	士幌町	30.0	2026年3月		38	31	335	70	20.9		25	21	257	53	20.6	6	3	30	6	20.0	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
1	633	上士幌町				0	0	0	0			7	7	83	18	21.7	6	2	28	4	14.3	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1		1	
1	634	鹿追町				0	0	0	0			20	18	191	59	30.9	6	5	30	7	23.3	17	0	0.0	18	0	0.0	1		2	2025年2月1日	2	2025年2月1日
1	635	新得町	30.0	2025年4月		45	33	492	138	28.0	法令・条例に基づき設置する附属機関	16	11	169	33	19.5	6	2	28	5	17.9	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1	
1	636	清水町	40.0	2031年3月		28	24	282	80	28.4	全審議会等	7	7	85	25	29.4	6	4	32	5	15.6	22	3	13.6	23	3	13.0	1		1		1	
1	637	芽室町	50.0	2026年3月		24	21	254	77	30.3	全審議会等	24	21	254	77	30.3	6	5	33	6	18.2	27	5	18.5	28	5	17.9	1		1		1	
1	638	中札内村	35.0	2026年3月		23	19	193	62	32.1	地方自治法で設置の義務がある教育委員会等および、執行機関の付属機関として条例で規定して設置している委員会等。	15	14	145	54	37.2	6	5	30	8	26.7	20	4	20.0	21	4	19.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
1	639	更別村				0	0	0	0			17	16	136	45	33.1	6	3	32	7	21.9	11	1	9.1	12	1	8.3	1		1		1	
1	641	大樹町				18	16	278	58	20.9		12	11	147	37	25.2	6	5	31	6	19.4	23	4	17.4	24	4	16.7	1		1		1	
1	642	広尾町				0	0	0	0			18	14	210	29	13.8	6	3	27	4	14.8	27	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	643	幕別町				0	0	0	0			34	28	477	138	28.9	6	3	39	7	17.9	32	5	15.6	33	5	15.2	1		1		1	
1	644	池田町				0	0	0	0			18	15	177	44	24.9	6	4	32	5	15.6	28	0	0.0	29	0	0.0	1		1		1	
1	645	豊頃町	30.0	2031年3月		6	3	30	5	16.7	地方自治法第１８０条の5に基づく審議会等	10	6	83	10	12.0	6	3	30	5	16.7	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1	
1	646	本別町	27.0	2026年3月		28	25	303	98	32.3		16	14	209	65	31.1	6	3	31	4	12.9	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
1	647	足寄町				0	0	0	0			12	8	165	32	19.4	6	3	27	5	18.5	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1	
1	648	陸別町				0	0	0	0			9	6	78	11	14.1	6	5	26	5	19.2	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	
1	649	浦幌町				0	0	0	0			20	17	230	74	32.2	6	4	29	7	24.1	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
1	661	釧路町		2027年3月	40-60%	42	36	400	128	32.0	地方自治法第202条の3に該当する審議会等	42	36	400	128	32.0	5	3	20	5	25.0	34	8	23.5	35	8	22.9	1		1		1	
1	662	厚岸町	30.0	2029年3月		35	35	416	136	32.7	地方自治法第202条の3に該当する審議会等	28	28	296	88	29.7	5	4	27	6	22.2	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
1	663	浜中町				0	0	0	0			20	14	173	36	20.8	5	2	26	3	11.5	25	6	24.0	26	6	23.1	1		1		1	
1	664	標茶町				47	16	460	50	10.9		9	8	84	24	28.6	0					0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
1	665	弟子屈町										27	18	231	49	21.2	4	2	21	2	9.5	21	1	4.8	22	1	4.5			1		1	
1	667	鶴居村				0	0	0	0			6	4	62	11	17.7	5	3	21	4	19.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
1	668	白糠町				0	0	0	0			10	10	114	23	20.2	6	3	25	3	12.0	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
1	691	別海町	30.0	2029年3月		35	27	359	108	30.1	地方自治法第202条の3に該当する審議会等	33	25	360	111	30.8	5	3	40	7	17.5	17	0	0.0	18	0	0.0	2	2025年3月31日	1		1	
1	692	中標津町				0	0	0	0			27	21	292	48	16.4	5	3	31	4	12.9	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1	
1	693	標津町				0	0	0	0			16	13	140	37	26.4	5	3	23	5	21.7	17	1	5.9	18	1	5.6	1		1		1	
1	694	羅臼町				0	0	0	0			19	12	180	36	20.0	4	3	13	6	46.2	20	0	0.0	21	0	0.0	2	2024年9月1日	1		1	

調査表4－4

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No2（広域圏で設置している審議会等）

北海道

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	問9　地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					問10　地方自治法(第180条の5）に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）
											40	36	529	176	33.3	16	2	48	2	4.2						
		札幌市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		函館市									0	0	0	0	0.0	1	0	4	0	0.0						
		小樽市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		旭川市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		室蘭市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		釧路市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		帯広市									0	0	0	0	0.0	1	0	4	0	0.0						
		北見市									2	2	48	12	25.0	0	0	0	0	0.0						
		夕張市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		岩見沢市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		網走市									1	1	26	11	42.3	0	0	0	0	0.0						
		留萌市									2	1	15	2	13.3	0	0	0	0	0.0						
		苫小牧市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		稚内市									1	1	15	7	46.7	1	0	3	0	0.0						
		美唄市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		芦別市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		江別市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		赤平市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		紋別市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		士別市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		名寄市									1	1	25	9	36.0	0	0	0	0	0.0						
		三笠市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		根室市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		千歳市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		滝川市									0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3						
		砂川市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		歌志内市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		深川市									1	1	24	12	50.0	0	0	0	0	0.0						
		富良野市									2	1	25	4	16.0	1	0	2	0	0.0						
		登別市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		恵庭市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		伊達市									0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲					問9　地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					問10　地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）						審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）
		北広島市													0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		石狩市													0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		北斗市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		当別町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新篠津村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		松前町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		福島町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		知内町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		木古内町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		七飯町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鹿部町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		森町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		八雲町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		長万部町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		江差町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上ノ国町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		厚沢部町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		乙部町													1	1	6	2	33.3	0	0	0	0	0.0						
		奥尻町													0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		今金町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		せたな町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		島牧村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		寿都町													2	2	12	4	33.3	0	0	0	0	0.0						
		黒松内町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		蘭越町													0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		ニセコ町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		真狩村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		留寿都村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		喜茂別町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		京極町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		倶知安町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		共和町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		岩内町													1	1	15	2	13.3	0	0	0	0	0.0						
		泊村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		神恵内村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		積丹町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		古平町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）						審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）
		仁木町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		余市町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		赤井川村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南幌町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		奈井江町													0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		上砂川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		由仁町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		長沼町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		栗山町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		月形町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		浦臼町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新十津川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		妹背牛町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		秩父別町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		雨竜町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		北竜町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		沼田町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鷹栖町													0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		東神楽町													1	1	20	10	50.0	0	0	0	0	0.0						
		当麻町													2	2	15	7	46.7	0	0	0	0	0.0						
		比布町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		愛別町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東川町													2	2	38	16	42.1	0	0	0	0	0.0						
		美瑛町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上富良野町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		中富良野町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南富良野町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		占冠村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		和寒町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		剣淵町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		下川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		美深町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		音威子府村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		中川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		幌加内町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		増毛町													1	1	10	2	20.0	0	0	0	0	0.0						

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委等数	女性比率（%）						審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委数	女性比率（%）
		小平町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		苫前町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		羽幌町													2	2	20	9	45.0	0	0	0	0	0.0						
		初山別村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		遠別町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		天塩町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		猿払村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		浜頓別町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		中頓別町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		枝幸町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		豊富町													0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		礼文町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		利尻町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		利尻富士町													1	1	16	2	12.5	0	0	0	0	0.0						
		幌延町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		美幌町													4	3	41	10	24.4	1	0	2	0	0.0						
		津別町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		斜里町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		清里町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小清水町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		訓子府町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		置戸町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		佐呂間町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		遠軽町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		湧別町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		滝上町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		興部町													0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3						
		西興部村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		雄武町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大空町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		豊浦町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		壮瞥町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白老町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		厚真町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		洞爺湖町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		安平町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		むかわ町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委等数	女性比率（%）						審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委数	女性比率（%）
		日高町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		平取町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新冠町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		浦河町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		様似町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		えりも町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新ひだか町													1	1	15	7	46.7	0	0	0	0	0.0						
		音更町													2	2	50	17	34.0	0	0	0	0	0.0						
		士幌町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上士幌町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鹿追町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新得町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		清水町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		芽室町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		中札内村													1	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		更別村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大樹町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		広尾町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		幕別町													2	2	25	5	20.0	0	0	0	0	0.0						
		池田町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		豊頃町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		本別町													2	2	15	6	40.0	0	0	0	0	0.0						
		足寄町													1	1	10	3	30.0	0	0	0	0	0.0						
		陸別町													1	1	10	1	10.0	0	0	0	0	0.0						
		浦幌町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		釧路町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		厚岸町													1	1	10	4	40.0	0	0	0	0	0.0						
		浜中町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		標茶町													0	0	0	0	0.0											
		弟子屈町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鶴居村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白糠町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		別海町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		中標津町													0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		標津町													2	2	18	12	66.7	0	0	0	0	0.0						
		羅臼町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査表4－4

市区町村別集計項目（女性公務員の登用）

北海道

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－1 管理職の在職状況																							問11－2 職務上の地位別職員在職状況												問11－2		問11－5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11－5	
			管理職総数	うち 管理職女性数	女性比率	うち一般行政職 管理職総数	うち一般行政職 うち女性管理職数	うち一般行政職 女性比率（%）	部局長相当職	うち 女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 部局長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	次長相当職	うち 女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 次長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	課長相当職	うち 女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	課長補佐相当職	うち 女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長補佐相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	係長相当職	うち 女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 係長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち 女性数	女性比率（%）	うち管理職数	うち 女性数	うち管理職数 女性比率（%）	調査時点コード	その他
			7,426	1,095	14.7	5,381	519	9.6	1,152	134	11.6	712	51	7.2	485	78	16.1	328	35	10.7	5,789	883	15.3	4,341	433	10.0	3,320	912	27.5	2,377	507	21.3	13,330	3,680	27.6	9,286	1,943	20.9			817	106	13.0	242	8	3.3		
1	100	札幌市	1,003	173	17.2	680	77	11.3	338	60	17.8	198	20	10.1	0	0	0.0	0	0	0.0	665	113	17.0	482	57	11.8	0	0	0.0	0	0	0.0	2,281	426	18.7	1,714	263	15.3	1		16	4	25.0	4	1	25.0	1	
1	202	函館市	308	69	22.4	183	28	15.3	48	5	10.4	25	2	8.0	41	9	22.0	24	4	16.7	219	55	25.1	134	22	16.4	9	3	33.3	0	0	0.0	728	184	25.3	388	79	20.4	1		10	1	10.0	2	0	0.0	1	
1	203	小樽市	277	53	19.1	134	9	6.7	45	2	4.4	10	0	0.0	34	4	11.8	21	1	4.8	198	47	23.7	103	8	7.8	0	0	0.0	0	0	0.0	383	105	27.4	199	43	21.6	1		7	2	28.6	3	0	0.0	1	
1	204	旭川市	280	44	15.7	225	34	15.1	45	5	11.1	34	5	14.7	43	7	16.3	38	6	15.8	192	32	16.7	153	23	15.0	288	61	21.2	194	33	17.0	861	235	27.3	748	136	18.2	1		11	2	18.2	3	1	33.3	1	
1	205	室蘭市	175	39	22.3	73	7	9.6	23	2	8.7	8	0	0.0	20	5	25.0	5	0	0.0	132	32	24.2	60	7	11.7	28	6	21.4	11	4	36.4	251	84	33.5	97	33	34.0	2	2025年7月1日	4	0	0.0	1	0	0.0	2	2025年7月1日
1	206	釧路市	221	47	21.3	125	17	13.6	26	4	15.4	19	3	15.8	39	8	20.5	24	5	20.8	156	35	22.4	82	9	11.0	263	72	27.4	129	28	21.7	305	113	37.0	130	26	20.0	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
1	207	帯広市	132	11	8.3	100	10	10.0	22	0	0.0	18	0	0.0	31	3	9.7	24	2	8.3	79	8	10.1	58	8	13.8	88	20	22.7	56	17	30.4	232	50	21.6	156	39	25.0	1		9	0	0.0	4	0	0.0	2	2025年8月20日
1	208	北見市	176	20	11.4	139	15	10.8	19	2	10.5	16	1	6.3	30	1	3.3	25	1	4.0	127	17	13.4	98	13	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	282	75	26.6	216	60	27.8	1		8	1	12.5	3	0	0.0	1	
1	209	夕張市	15	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	0	0.0	10	0	0.0	21	0	0.0	13	0	0.0	46	12	26.1	20	4	20.0	1		37	1	2.7	4	0	0.0	1	
1	210	岩見沢市	190	35	18.4	104	17	16.3	59	9	15.3	12	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	129	26	20.2	91	17	18.7	0	0	0.0	0	0	0.0	242	83	34.3	130	33	25.4	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
1	211	網走市	66	4	6.1	55	2	3.6	14	1	7.1	11	0	0.0	3	0	0.0	2	0	0.0	49	3	6.1	42	2	4.8	0	0	0.0	0	0	0.0	97	26	26.8	66	9	13.6	1		5	1	20.0	3	0	0.0	1	
1	212	留萌市	67	14	20.9	32	1	3.1	20	3	15.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	47	11	23.4	26	1	3.8	11	2	18.2	5	1	20.0	107	27	25.2	59	10	16.9	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	213	苫小牧市	179	39	21.8	127	14	11.0	17	4	23.5	15	3	20.0	35	6	17.1	26	2	7.7	127	29	22.8	86	9	10.5	104	26	25.0	72	18	25.0	392	94	24.0	263	47	17.9	1		10	1	10.0	3	0	0.0	1	
1	214	稚内市	106	27	25.5	45	5	11.1	16	4	25.0	4	1	25.0	8	4	50.0	3	0	0.0	82	19	23.2	38	4	10.5	0	0	0.0	0	0	0.0	116	37	31.9	63	16	25.4	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	215	美唄市	61	7	11.5	39	3	7.7	13	2	15.4	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	48	5	10.4	30	2	6.7	31	14	45.2	19	8	42.1	66	19	28.8	48	14	29.2	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	216	芦別市	33	3	9.1	27	3	11.1	4	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	3	10.3	24	3	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	69	19	27.5	46	11	23.9	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	217	江別市	150	23	15.3	97	11	11.3	17	1	5.9	10	0	0.0	25	1	4.0	21	1	4.8	108	21	19.4	66	10	15.2	73	24	32.9	21	2	9.5	262	82	31.3	132	34	25.8	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1	
1	218	赤平市	17	1	5.9	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	1	5.9	14	1	7.1	39	11	28.2	30	9	30.0	32	13	40.6	25	9	36.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	219	紋別市	49	1	2.0	43	1	2.3	13	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	1	2.8	32	1	3.1	0	0	0.0	0	0	0.0	78	22	28.2	63	15	23.8	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	220	士別市	48	4	8.3	44	3	6.8	7	0	0.0	7	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	39	4	10.3	35	3	8.6	49	14	28.6	38	10	26.3	52	19	36.5	38	9	23.7	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	221	名寄市	186	56	30.1	77	17	22.1	44	4	9.1	9	0	0.0	41	17	41.5	8	4	50.0	101	35	34.7	60	13	21.7	11	8	72.7	1	0	0.0	185	74	40.0	89	23	25.8	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	222	三笠市	49	0	0.0	32	0	0.0	14	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	0	0.0	22	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	96	21	21.9	43	9	20.9	1		1	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	223	根室市	85	8	9.4	64	2	3.1	26	2	7.7	13	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	59	6	10.2	51	2	3.9	0	0	0.0	0	0	0.0	190	67	35.3	147	35	23.8	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	224	千歳市	187	30	16.0	112	8	7.1	17	1	5.9	12	0	0.0	30	4	13.3	20	1	5.0	140	25	17.9	80	7	8.8	0	0	0.0	0	0	0.0	270	72	26.7	158	29	18.4	1		7	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	225	滝川市	87	15	17.2	48	7	14.6	42	0	0.0	15	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	43	15	34.9	31	7	22.6	52	28	53.8	31	7	22.6	100	42	42.0	56	14	25.0	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	226	砂川市	36	5	13.9	31	5	16.1	10	1	10.0	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	26	4	15.4	23	4	17.4	11	3	27.3	10	3	30.0	59	15	25.4	47	12	25.5	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	227	歌志内市	45	9	20.0	26	3	11.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	45	9	20.0	26	3	11.5	31	7	22.6	17	2	11.8	37	14	37.8	17	2	11.8	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	228	深川市	39	5	12.8	31	0	0.0	6	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	33	5	15.2	27	0	0.0	27	9	33.3	22	7	31.8	71	23	32.4	55	16	29.1	1		9	2	22.2	4	1	25.0	1	
1	229	富良野市	57	12	21.1	50	6	12.0	10	1	10.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	47	11	23.4	41	6	14.6	0	0	0.0	0	0	0.0	64	20	31.3	48	11	22.9	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
1	230	登別市	96	8	8.3	72	3	4.2	10	1	10.0	9	1	11.1	13	0	0.0	12	0	0.0	73	7	9.6	51	2	3.9	0	0	0.0	0	0	0.0	118	23	19.5	69	15	21.7	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	231	恵庭市	103	16	15.5	91	16	17.6	11	0	0.0	10	0	0.0	24	1	4.2	22	1	4.5	68	15	22.1	59	15	25.4	0	0	0.0	0	0	0.0	153	35	22.9	127	35	27.6	1		5	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	233	伊達市	47	3	6.4	41	2	4.9	10	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	37	3	8.1	32	2	6.3	3	3	100.0	0	0	0.0	80	18	22.5	66	11	16.7	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	234	北広島市	89	11	12.4	64	4	6.3	16	1	6.3	13	0	0.0	7	0	0.0	5	0	0.0	66	10	15.2	46	4	8.7	0	0	0.0	0	0	0.0	143	24	16.8	90	11	12.2	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	235	石狩市	90	8	8.9	87	5	5.7	21	1	4.8	21	1	4.8	1	0	0.0	0	0	0.0	68	7	10.3	66	4	6.1	1	0	0.0	1	0	0.0	138	41	29.7	124	27	21.8	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	236	北斗市	39	4	10.3	38	4	10.5	9	1	11.1	9	1	11.1	1	0	0.0	1	0	0.0	29	3	10.3	28	3	10.7	0	0	0.0	0	0	0.0	54	10	18.5	47	9	19.1	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	303	当別町	43	3	7.0	43	3	7.0	14	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	3	10.3	29	3	10.3	16	5	31.3	16	5	31.3	49	8	16.3	49	8	16.3	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	304	新篠津村	15	1	6.7	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	1	6.7	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	21	4	19.0	21	4	19.0	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
1	331	松前町	23	2	8.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	2	8.7	12	1	8.3	23	9	39.1	17	3	17.6	1	0	0.0	22	8	36.4	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	332	福島町	10	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0	9	0	0.0	11	3	27.3	9	1	11.1	24	12	50.0	16	5	31.3	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
1	333	知内町	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	10	1	10.0	6	1	16.7	6	1	16.7	12	3	25.0	12	3	25.0	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
1	334	木古内町	14	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	0	0.0	14	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	22	7	31.8	19	6	31.6	1		8	5	62.5	2	0	0.0	1	
1	337	七飯町	22	3	13.6	20	3	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	3	13.6	20	3	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0	73	20	27.4	57	10	17.5	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	343	鹿部町	12	1	8.3	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	1	8.3	12	1	8.3	2	0	0.0	2	0	0.0	17	7	41.2	17	7	41.2	1		10	3	30.0	2	0	0.0	1	
1	345	森町	44	2	4.5	30	1	3.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	44	2	4.5	30	1	3.3	39	15	38.5	15	6	40.0	93	32	34.4	54	17	31.5	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
1	346	八雲町	55	7	12.7	28	2	7.1	2	0	0.0	0	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0.0	51	7	13.7	28	2	7.1	36	7	19.4	27	4	14.8	117	39	33.3	54	12	22.2	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
1	347	長万部町	19	1	5.3	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	1	5.3	12	1	8.3	23	4	17.4	14	1	7.1	25	3	12.0	11	0	0.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	361	江差町	18	4	22.2	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	4	22.2	15	3	20.0	10	3	30.0	9	2	22.2	40	13	32.5	28	4	14.3	2	2025年8月1日	3	0	0.0	1	0	0.0	2	2025年8月1日
1	362	上ノ国町	13	1	7.7	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	13	1	7.7	19	6	31.6	19	6	31.6	38	18	47.4	38	18	47.4	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
1	363	厚沢部町	13	4	30.8	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	4	30.8	11	2	18.2	12	4	33.3	12	4	33.3	17	3	17.6	17	3	17.6	1		9	2	22.2	2	1	50.0	1	
1	364	乙部町	18	2	11.1	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	2	11.1	14	0	0.0	13	5	38.5	7	0	0.0	30	13	43.3	18	3	16.7	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	367	奥尻町	10	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0	8	0	0.0	12	1	8.3	6	0	0.0	42	11	26.2	32	8	25.0	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
1	370	今金町	16	1	6.3	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	1	6.3	14	0	0.0	13	3	23.1	13	3	23.1	35	12	34.3	22	5	22.7	1		4	0	0.0	4	0	0.0	1	
1	371	せたな町	22	3	13.6	17	2	11.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	3	13.6	17	2	11.8	50	19	38.0	32	6	18.8	74	34	45.9	33	7	21.2	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1	
1	391	島牧村	9	1	11.1	7	1	14.3	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	7	1	14.3	6	1	16.7	6	1	16.7	16	3	18.8	13	0	0.0	1		1	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	392	寿都町	20	3	15.0	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	3	15.0	12	2	16.7	4	1	25.0	3	1	33.3	21	2	9.5	18	2	11.1	1		14	4	28.6	0	0	0.0	1	
1	393	黒松内町	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	16	2	12.5	16	2	12.5	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	394	蘭越町	10	1	10.0	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	9	1	11.1	24	4	16.7	24	4	16.7	31	7	22.6	26	3	11.5	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	395	ニセコ町	25	2	8.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	2	8.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	44	14	31.8	0	0	0.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	396	真狩村	12	0	0.0	9	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	32	6	18.8	20	4	20.0	1		4	1	25.0	1	0	0.0	2	2025年8月5日
1	397	留寿都村	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0	5	1	20.0	4	1	25.0	17	8	47.1	14	6	42.9	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
1	398	喜茂別町	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	4	2	50.0	4	2	50.0	17	4	23.5	16	4	25.0	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	399	京極町	11	2	18.2	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	2	18.2	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	3	21.4	12	1	8.3	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
1	400	倶知安町	16	2	12.5	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	2	12.5	16	2	12.5	30	6	20.0	28	4	14.3	53	12	22.6	44	6	13.6	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	401	共和町	12	1	8.3	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	1	8.3	11	1	9.1	7	1	14.3	6	0	0.0	31	6	19.4	28	4	14.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	402	岩内町	32	4	12.5	25	1	4.0	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	4	13.8	22	1	4.5	0	0	0.0	0	0	0.0	41	8	19.5	27	1	3.7	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	403	泊村	14	2	14.3	14	2	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	13	2	15.4	13	2	15.4	5	3	60.0	5	3	60.0	7	1	14.3	7	1	14.3	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
1	404	神恵内村	9	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	6	3	50.0	4

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－1 管理職の在職状況																					問11－2 職務上の地位別職員在職状況																		問11－2		問11－5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11－5	
			管理職総数	うち管理職女性	女性比率	うち一般行政職			部局長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職			次長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職			課長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職			課長補佐相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職			係長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職			調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性	女性比率（%）	うち管理職数			調査時点コード	その他
						管理職総数	うち女性管理職数	女性比率（%）				部局長相当職	うち女性	女性比率（%）				次長相当職	うち女性	女性比率（%）				課長補佐相当職	うち女性	女性比率（%）				課長相当職	うち女性	女性比率（%）				係長相当職	うち女性	女性比率（%）									うち女性	女性比率（%）					
1	423	南幌町	13	2	15.4	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	2	15.4	13	2	15.4	17	2	11.8	17	2	11.8	30	11	36.7	30	11	36.7	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	424	奈井江町	15	4	26.7	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	4	26.7	12	3	25.0	26	9	34.6	22	5	22.7	26	15	57.7	10	9	90.0	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	425	上砂川町	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	3	18.8	0	0	0.0	7	2	28.6	7	2	28.6	11	7	63.6	11	7	63.6	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	427	由仁町	13	3	23.1	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	3	23.1	13	3	23.1	1	0	0.0	1	0	0.0	27	10	37.0	27	10	37.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	428	長沼町	16	2	12.5	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	2	12.5	15	1	6.7	23	8	34.8	18	6	33.3	47	16	34.0	35	5	14.3	1		11	1	9.1	1	0	0.0	1	
1	429	栗山町	20	2	10.0	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	2	10.0	16	2	12.5	35	11	31.4	26	6	23.1	41	16	39.0	30	9	30.0	1		4	3	75.0	1	0	0.0	1	
1	430	月形町	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	2	20.0	10	2	20.0	10	3	30.0	10	3	30.0	18	3	16.7	18	3	16.7	2	2025年7月1日	3	0	0.0	1	0	0.0	2	2025年7月1日
1	431	浦臼町	8	2	25.0	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	2	25.0	8	2	25.0	7	0	0.0	7	0	0.0	16	6	37.5	15	5	33.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	432	新十津川町	18	0	0.0	18	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	0	0.0	18	0	0.0	17	3	17.6	17	2	11.8	11	2	18.2	11	1	9.1	1		6	2	33.3	2	0	0.0	1	
1	433	妹背牛町	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	17	3	17.6	14	2	14.3	16	6	37.5	11	5	45.5	1		5	2	40.0	1	0	0.0	1	
1	434	秩父別町	11	1	9.1	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	9	0	0.0	11	2	18.2	8	1	12.5	13	5	38.5	9	3	33.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	436	雨竜町	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	8	3	37.5	7	2	28.6	16	3	18.8	15	2	13.3	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
1	437	北竜町	14	4	28.6	13	4	30.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	4	28.6	13	4	30.8	12	9	75.0	5	3	60.0	28	10	35.7	15	2	13.3	1		3	1	33.3	2	0	0.0	1	
1	438	沼田町	11	1	9.1	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	10	0	0.0	21	3	14.3	17	3	17.6	26	9	34.6	21	4	19.0	1		11	2	18.2	3	0	0.0	1	
1	452	鷹栖町	13	0	0.0	13	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	0	0.0	13	0	0.0	9	3	33.3	8	2	25.0	34	10	29.4	25	7	28.0	1		6	2	33.3	1	0	0.0	1	
1	453	東神楽町	21	1	4.8	20	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	1	4.8	20	0	0.0	19	3	15.8	17	1	5.9	41	16	39.0	29	6	20.7	1		9	1	11.1	3	0	0.0	1	
1	454	当麻町	17	2	11.8	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	2	11.8	16	2	12.5	19	9	47.4	15	9	60.0	31	5	16.1	26	5	19.2	1		4	0	0.0	3	0	0.0	1	
1	455	比布町	12	1	8.3	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	1	8.3	11	0	0.0	14	4	28.6	14	4	28.6	23	8	34.8	23	8	34.8	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	456	愛別町	10	2	20.0	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	2	20.0	9	2	22.2	12	5	41.7	10	4	40.0	15	7	46.7	11	5	45.5	1		2	1	50.0	1	0	0.0	1	
1	457	上川町	21	4	19.0	20	4	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	2	28.6	6	2	33.3	14	2	14.3	14	2	14.3	7	2	28.6	0	0	0.0	33	11	33.3	0	0	0.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	458	東川町	24	4	16.7	20	3	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	4	16.7	20	3	15.0	21	7	33.3	15	3	20.0	28	15	53.6	19	8	42.1	1		9	3	33.3	4	1	25.0	1	
1	459	美瑛町	31	3	9.7	23	1	4.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	3	9.7	23	1	4.3	20	4	20.0	13	3	23.1	41	8	19.5	31	6	19.4	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	460	上富良野町	15	2	13.3	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	2	13.3	12	1	8.3	31	9	29.0	25	5	20.0	52	29	55.8	27	11	40.7	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	461	中富良野町	46	7	15.2	38	7	18.4	17	4	23.5	16	4	25.0	14	2	14.3	10	2	20.0	15	1	6.7	12	1	8.3	14	2	14.3	12	2	16.7	17	4	23.5	17	4	23.5	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	462	南富良野町	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	5	1	20.0	5	1	20.0	10	0	0.0	10	0	0.0	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	463	占冠村	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	2	20.0	10	2	20.0	18	10	55.6	14	6	42.9	9	6	66.7	7	4	57.1	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	464	和寒町	14	3	21.4	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	3	21.4	12	1	8.3	13	5	38.5	8	2	25.0	28	10	35.7	18	3	16.7	1		5	1	20.0	3	1	33.3	1	
1	465	剣淵町	15	4	26.7	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	4	26.7	11	2	18.2	17	3	17.6	13	1	7.7	35	19	54.3	27	12	44.4	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	468	下川町	14	2	14.3	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	2	14.3	10	1	10.0	30	4	13.3	17	1	5.9	36	13	36.1	15	2	13.3	1		1	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	469	美深町	11	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	0	0.0	11	0	0.0	17	2	11.8	17	2	11.8	15	4	26.7	15	4	26.7	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
1	470	音威子府村	4	1	25.0	4	1	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	1	25.0	4	1	25.0	5	0	0.0	4	0	0.0	6	1	16.7	6	1	16.7	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1	
1	471	中川町	8	2	25.0	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	2	25.0	8	2	25.0	10	3	30.0	10	3	30.0	7	1	14.3	7	0	0.0	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	472	幌加内町	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	17	6	35.3	11	5	45.5	21	7	33.3	18	6	33.3	1		5	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	481	増毛町	17	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	0	0.0	11	0	0.0	23	3	13.0	13	0	0.0	24	5	20.8	16	2	12.5	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	482	小平町	15	1	6.7	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	1	6.7	14	0	0.0	16	2	12.5	14	0	0.0	19	4	21.1	15	2	13.3	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
1	483	苫前町	11	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	0	0.0	11	0	0.0	4	1	25.0	4	1	25.0	13	4	30.8	11	2	18.2	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
1	484	羽幌町	15	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	0	0.0	14	0	0.0	12	2	16.7	9	0	0.0	44	8	18.2	36	4	11.1	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	485	初山別村	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	4	2	50.0	3	2	66.7	10	1	10.0	12	0	0.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	486	遠別町	10	1	10.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	9	0	0.0	9	1	11.1	8	0	0.0	24	7	29.2	16	0	0.0	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	487	天塩町	18	3	16.7	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	3	16.7	11	1	9.1	17	4	23.5	14	1	7.1	20	5	25.0	16	3	18.8	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	511	猿払村	13	0	0.0	9	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	8	0	0.0	15	3	20.0	8	0	0.0	27	8	29.6	14	2	14.3	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1	
1	512	浜頓別町	15	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	0	0.0	14	0	0.0	11	3	27.3	6	2	33.3	19	5	26.3	14	4	28.6	1		1	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	513	中頓別町	17	1	5.9	17	1	5.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	1	5.9	17	1	5.9	7	2	28.6	5	2	40.0	21	6	28.6	18	5	27.8	1		5	2	40.0	2	0	0.0	1	
1	514	枝幸町	29	6	20.7	24	3	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	6	20.7	24	3	12.5	41	14	34.1	34	10	29.4	56	21	37.5	35	8	22.9	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	516	豊富町	17	1	5.9	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	1	5.9	14	1	7.1	14	0	0.0	11	0	0.0	27	7	25.9	18	4	22.2	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	517	礼文町	15	1	6.7	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	1	6.7	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	20	5	25.0	20	5	25.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	518	利尻町	10	1	10.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	6	0	0.0	7	3	42.9	5	1	20.0	21	4	19.0	13	0	0.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	519	利尻富士町	13	1	7.7	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	12	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	25	9	36.0	16	5	31.3	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
1	520	幌延町	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	11	3	27.3	8	0	0.0	18	6	33.3	12	0	0.0	2	2025年8月1日	5	1	20.0	2	0	0.0	2	2025年8月1日
1	543	美幌町	57	8	14.0	29	2	6.9	19	2	10.5	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	38	6	15.8	21	2	9.5	0	0	0.0	0	0	0.0	91	28	30.8	39	9	23.1	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	544	津別町	19	5	26.3	17	3	17.6	9	5	55.6	7	3	42.9	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0	9	4	44.4	7	2	28.6	33	6	18.2	27	3	11.1	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	545	斜里町	40	11	27.5	31	4	12.9	10	1	10.0	6	0	0.0	1	1	100.0	1	1	100.0	29	9	31.0	24	3	12.5	1	0	0.0	1	0	0.0	48	10	20.8	43	2	4.7	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
1	546	清里町	13	2	15.4	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	2	15.4	13	2	15.4	14	5	35.7	14	5	35.7	25	11	44.0	25	11	44.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	547	小清水町	17	3	17.6	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	3	17.6	15	3	20.0	5	2	40.0	4	2	50.0	29	5	17.2	25	5	20.0	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
1	549	訓子府町	19	3	15.8	17	3	17.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	3	15.8	17	3	17.6	12	0	0.0	8	0	0.0	33	14	42.4	25	11	44.0	1		8	2	25.0	1	0	0.0	1	
1	550	置戸町	11	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	0	0.0	11	0	0.0	7	3	42.9	5	0	0.0	20	3	15.0	19	2	10.5	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
1	552	佐呂間町	16	3	18.8	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	3	18.8	15	3	20.0	18	5	27.8	12	2	16.7	23	8	34.8	15	4	26.7	1		4	2	50.0	2	0	0.0	1	
1	555	遠軽町	31	1	3.2	27	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	1	3.8	22	0	0.0	28	8	28.6	25	7	28.0	64	27	42.2	35	5	14.3	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	559	湧別町	23	1	4.3	23	1	4.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	1	4.3	23	1	4.3	25	1	4.0	23	0	0.0	26	5	19.2	18	0	0.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	560	滝上町	21	3	14.3	20	2	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	3	14.3	20	2	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	4	26.7	10	1	10.0	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
1	561	興部町	16	2	12.5	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	2	12.5	14	1	7.1	12	6	50.0	6	2	33.3	49	17	34.7	37	8	21.6	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	562	西興部村	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	17	3	17.6	14	1	7.1	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	563	雄武町	20	2	10.0	15	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	2	10.0	15	0	0.0	12	3	25.0	9	2	22.2	33	3	9.1	28	3	10.7	2	2025年5月1日	3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	564	大空町	25	1	4.0	24	1	4.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	1	4.0	24	1	4.2	27	8	29.6	23	7	30.4	32	12	37.5	27	8	29.6	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	571	豊浦町	13	2	15.4	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	2	15.4	11	1	9.1	10	2	20.0	6	2	33.3	42	13	31.0	26	5	19.2	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	575	壮瞥町	12	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	0	0.0	12	0	0.0	11	1	9.1	10	1	10.0	9	1	11.1	9	1	11.1	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	578	白老町	23	3	13.0	18	2	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	3	13.0	18	2	11.1	33	11	33.3	25	8	32.0	60	21	35.0	44	17	38.6	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	581	厚真町	18	2	11.1	18	2	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	2	11.1	18	2	11.1	21	5	23.8	17	2	11.8	31	12	38.7	25	10	40.0	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	584	洞爺湖町	20	0	0.0	20	2	10.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－1 管理職の在職状況																					問11－2 職務上の地位別職員在職状況																		問11－2		問11－5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11－5	
			管理職総数	うち管理職女性	女性比率	うち一般行政職			部局長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職			次長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職			課長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職			課長補佐相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職			係長相当職	うち女性	女性比率（%）	うち一般行政職			調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性	女性比率（%）	うち管理職数			調査時点コード	その他
						管理職総数	うち女性管理職数	女性比率（%）				部局長相当職	うち女性	女性比率（%）				次長相当職	うち女性	女性比率（%）				課長相当職	うち女性	女性比率（%）				課長補佐相当職	うち女性	女性比率（%）				係長相当職	うち女性	女性比率（%）									うち女性	女性比率（%）					
1	633	上士幌町	15	1	6.7	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	1	6.7	15	1	6.7	14	2	14.3	11	2	18.2	45	8	17.8	41	8	19.5	1		3	1	33.3	1	1	100.0	1	
1	634	鹿追町	19	2	10.5	15	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	2	10.5	15	0	0.0	7	2	28.6	5	1	20.0	48	13	27.1	32	6	18.8	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	635	新得町	12	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	0	0.0	11	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	41	8	19.5	33	3	9.1	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
1	636	清水町	20	2	10.0	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	2	10.0	16	1	6.3	27	7	25.9	20	3	15.0	28	8	28.6	21	5	23.8	1		1	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	637	芽室町	21	2	9.5	21	2	9.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	2	9.5	21	2	9.5	19	7	36.8	18	6	33.3	57	14	24.6	54	11	20.4	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	638	中札内村	25	5	20.0	21	5	23.8	8	1	12.5	7	1	14.3	2	1	50.0	2	1	50.0	15	3	20.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	9	32.1	23	9	39.1	1		1	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	639	更別村	14	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	0	0.0	14	0	0.0	12	3	25.0	9	2	22.2	22	5	22.7	16	2	12.5	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1	
1	641	大樹町	23	2	8.7	15	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	2	8.7	15	0	0.0	12	4	33.3	6	0	0.0	52	17	32.7	25	6	24.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	642	広尾町	17	2	11.8	17	2	11.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	2	11.8	17	2	11.8	13	4	30.8	8	2	25.0	58	23	39.7	36	8	22.2	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	643	幕別町	45	10	22.2	39	4	10.3	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	10	28.6	29	4	13.8	2	0	0.0	2	0	0.0	65	20	30.8	56	11	19.6	1		10	3	30.0	2	0	0.0	1	
1	644	池田町	23	1	4.3	18	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	1	4.3	18	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	63	9	14.3	48	7	14.6	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	645	豊頃町	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	7	2	28.6	7	2	28.6	21	4	19.0	21	4	19.0	1		2	1	50.0	0	0	0.0	1	
1	646	本別町	25	3	12.0	19	2	10.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	3	12.0	19	2	10.5	33	9	27.3	32	9	28.1	58	26	44.8	31	7	22.6	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	647	足寄町	11	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	0	0.0	11	0	0.0	30	10	33.3	21	5	23.8	56	19	33.9	36	7	19.4	1		6	3	50.0	1	0	0.0	1	
1	648	陸別町	12	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	0	0.0	10	0	0.0	8	2	25.0	6	0	0.0	20	6	30.0	15	3	20.0	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	649	浦幌町	14	1	7.1	13	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	13	0	0.0	17	6	35.3	13	2	15.4	31	8	25.8	25	2	8.0	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	661	釧路町	30	5	16.7	22	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	5	16.7	22	0	0.0	19	5	26.3	18	4	22.2	46	12	26.1	36	5	13.9	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
1	662	厚岸町	23	2	8.7	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	2	8.7	16	1	6.3	35	12	34.3	21	4	19.0	44	11	25.0	27	4	14.8	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1	
1	663	浜中町	22	2	9.1	19	2	10.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	2	9.1	19	2	10.5	0	0	0.0	0	0	0.0	42	12	28.6	37	10	27.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	664	標茶町																																														
1	665	弟子屈町	20	0	0.0	18	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	0	0.0	18	0	0.0	30	6	20.0	28	6	21.4	32	10	31.3	29	8	27.6	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
1	667	鶴居村	12	1	8.3	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	1	8.3	12	1	8.3	9	3	33.3	6	1	16.7	18	5	27.8	15	2	13.3	1		2	1	50.0	0	0	0.0	1	
1	668	白糠町	22	1	4.5	22	1	4.5	6	0	0.0	6	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7	15	1	6.7	15	3	20.0	15	3	20.0	41	14	34.1	41	14	34.1	1		4	1	25.0	2	0	0.0	1	
1	691	別海町	55	9	16.4	39	3	7.7	16	2	12.5	11	1	9.1	16	1	6.3	15	1	6.7	23	6	26.1	13	1	7.7	52	17	32.7	32	7	21.9	53	37	69.8	25	10	40.0	1		4	1	25.0	2	0	0.0	1	
1	692	中標津町	79	18	22.8	49	7	14.3	12	2	16.7	8	1	12.5	1	1	100.0	0	0	0.0	66	15	22.7	41	6	14.6	0	0	0.0	0	0	0.0	86	30	34.9	63	16	25.4	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	693	標津町	17	1	5.9	13	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	1	5.9	13	0	0.0	31	12	38.7	19	3	15.8	29	16	55.2	15	3	20.0	1		1	0	0.0	1	0	0.0	1	
1	694	羅臼町	14	1	7.1	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	12	0	0.0	2	1	50.0	2	1	50.0	33	9	27.3	29	7	24.1	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	

調査表４－５

市区町村別集計項目（地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

北海道

調査時点	議会関係は2025年7月1日（その他2025年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。														
										1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
			50		1の合計	161	1	139		34			135	134	133	134	133	60
			52		2の合計	7	111	22		126			15	16	18	18	27	1
			2		3の合計	1	32			1			2	3	3	3	2	0
			75		4の合計	10	17						27	26	25	24	17	0
1	100	札幌市	1	札幌市職員旧姓使用取扱要綱 （旧姓使用の範囲） 第5条　届出書を提出した職員については、法令上又は実務上特段の支障が生じるものを除き、対外的な文書等を含め、旧姓を使用するものとする。	札幌市議会	1	3	1	札幌市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	202	函館市	1	函館市職員旧姓使用取扱要綱 （旧姓使用の承認の申請） 第3条 職員は旧姓を使用しようとするときは，旧姓使用承認申請書（別記第1号様式）により，任命権者の承認を得なければならない。	函館市議会	1	2	1	函館市議会会議規則 第2条第2項 　前項の規定にかかわらず，議員が出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは，当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第80条第2項 　前項の規定にかかわらず，委員が出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の予定日（委員が出産したときは，当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	203	小樽市	2		小樽市議会	1	2	1	小樽市議会会議規則 【第2条第2項】議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	204	旭川市	1	旭川市職員旧姓等使用取扱要綱 （旧姓等を使用できる文書等） 第5条 旧姓等を使用できる文書等は，次の各号に掲げるものとする。ただし，法令等に抵触するおそれがあるもの及び職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがあるものを除くものとする。（1）職員氏名票 （2）座席表 （3）名刺 （4）職員名簿 （5）メールアドレス （6）起案文書の記名押印 （7）決裁，供覧の押印 （8）通知文書等に付する担当者名 （9）その他市長が特に認めるもの	旭川市議会	1	3	1	旭川市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条（略） 2　議員は，出産のため出席できないときは，出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，あらかじめ，その期間を明らかにして議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	205	室蘭市	1	室蘭市職員旧姓使用取扱要綱 （旧姓使用） 第3条　職員は、任命権者の承認を受けて、別表に掲げる事項において、旧姓を使用することができる。	室蘭市議会	1	2	1	室蘭市議会会議規則 第2条2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条2項　委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	206	釧路市	2		釧路市議会	1	2	1	釧路市議会会議規則 第2条　2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	207	帯広市	2		帯広市議会	1	3	1	帯広市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他の事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	208	北見市	2		北見市議会	1	2	1	北見市議会会議規則 第2条　第2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	209	夕張市	4		夕張市議会	1	2	1	夕張市議会会議規則 第2条第2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし て、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	210	岩見沢市	2		岩見沢市議会	1	2	1	岩見沢市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	211	網走市	1	網走市職員旧姓使用取扱規程 （旧姓使用の申請及び承認） 第2条　職員が旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から14日以内に旧姓使用承認申請書により市長に申請してその承認を受けなければならない。 2　市長が前項に定める承認をしたときは、旧姓使用承認書により当該職員に通知するとともに、旧姓使用証明書(第1号様式)を当該職員に交付する。	網走市議会	1	2	1	網走市議会会議規則□ 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産 補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、 その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければ ならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	212	留萌市	2		留萌市議会	1	3	1	留萌市議会会議規則、留萌市議会委員会条例 留萌市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後9週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 留萌市議会委員会条例第19条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後9週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	213	苫小牧市	1	苫小牧市職員旧姓使用に関する取扱要綱 第1条　この要綱は、苫小牧市職員（市長以外の者を任命権者とする苫小牧市職員を含む。以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	苫小牧市議会	1	2	1	苫小牧市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の出産については、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条　委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2　前項の出産については、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	214	稚内市	2		稚内市議会	1	2	1	稚内市議会会議規則 第2条　2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあたっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	215	美唄市	1	美唄市職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨）第1条　この要綱は、職員（地方公務員法（昭和25年法律261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。）が、在職中に婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	美唄市議会	1	2	1	美唄市議会会議規則 第2条第2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	216	芦別市	1	芦別市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条　この要綱は、芦別市職員が婚姻、養子縁組、その他の事由（以下この条において婚姻等という。）により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下旧姓という。）を職場において使用することに関し必要な事項を定める。	芦別市議会	1	3	1	芦別市議会会議規則 第2条第2項　前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため欠席するときは、当該出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、欠席する期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		芦別市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条の2　議長、副議長及び議員の議員報酬は、引き続き3月を超えて市議会の会議等（定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議員会派代表者会議、全員協議会、広報公聴委員会をいう。以下同じ。）に出席しないときは、議員報酬額の100分の20を、引き続き6月を超えて市議会の会議等に出席しないときは、議員報酬額の100分の30を、引き続き1年を超えて市議会の会議等に出席しないときは、議員報酬額の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる事由により会議等に出席できないときは、この限りではない。 (1)　芦別市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第2号）第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたと認定した災害 (2)　災害その他個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの	1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問12－1		問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7							
			議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。		問12-1で 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-1で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-5で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	217	江別市	2		江別市議会	1	2	1	江別市議会会議規則 第2条第2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	218	赤平市	4		赤平市議会	1	1	1	赤平市議会　会議規則（第88条第2項） 第88条　委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2　委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ委員長に届け出なければならない	2			1	1	1	1	1	
1	219	紋別市	2		紋別市議会	1	3	1	紋別市議会会議規則 第2条第2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	220	士別市	2		士別市議会	1	3	1	士別市議会会議規則 （欠席及び遅参の届出） 第2条（略） 2.議長は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	221	名寄市	2		北海道名寄市議会事務局	1	2	1	名寄市議会会議規則 第2条 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	222	三笠市	1	三笠市職員旧姓使用取扱い規程 （趣旨） 第1条　この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を使用することに関し、必要な事項を定める。 （旧姓使用の承認の申請） 第2条　職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届（別記第1号様式）により、市長の承認を得なければならない。 2　旧姓使用届は、三笠市長事務部局職員服務規程（昭和44年訓令第18号）第8条第1項に定める氏名、住所、本籍地変更届を提出する際に、旧姓を使用しようとすることを付記することをもって、これに代えることができるものとする。	三笠市議会	1	3	1	三笠市議会会議規則 第3条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	223	根室市	1	根室市職員旧姓使用取扱要綱 （旧姓使用の申請及び承認） 第3条　職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）により所属長を経由して市長に申請しなければならない。 2　市長は、旧姓使用の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。	根室市議会	1	3	1	根室市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	224	千歳市	1	千歳市職員旧姓使用取扱要綱 （旧姓使用） 第3条　職員は、任命権者の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。 別表（第3条関係） (1) 職員の身分に係るもの （例）辞令書（発令行為の文書を含む。）、宣誓書、履歴書、身分等の証明書、在職証明書、退職願等 (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの（例）給与明細書、諸手当届、源泉徴収票、市に対する債権及び債務に関する文書等 (3) 公権力の行使に係るもの （例）許認可、立入検査、徴税法令等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書等 (4) その他旧姓使用によって、実務上の混乱が生じるおそれがあると任命権者が判断するもの	千歳市議会	1	3	1	千歳市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	225	滝川市	4		滝川市議会	1	2	1	滝川市議会会議規則（第2条第2項） （欠席又は遅刻の申出）第2条（略）2 議員は、出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	226	砂川市	2		砂川市議会	1	2	1	砂川市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	227	歌志内市	4		歌志内市議会	1	2	1	歌志内市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	4	
1	228	深川市	4		深川市議会	1	3	1	深川市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	229	富良野市	1	富良野市職員の旧姓使用取扱規程（第1条） 第1条　この規程は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き改姓前の氏（以下「旧姓」という。）を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	富良野市議会	1	3	1	富良野市議会会議規則第2条2項□ 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間（多胎出産の場合は10週間）を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	230	登別市	1	登別市職員旧姓使用取扱要綱 第2条　旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上支障をきたすおそれがないものであって、別表第1に掲げるものとする。 別表第1（第2条関係） 旧姓が使用することができる文書等 (1)法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないもの （名札、職員名簿、名刺、出勤簿、起案文書、表彰状、回覧文書（押印）、事務分担、休暇等処理簿、復命書、外勤命令簿、事務引継書、休暇簿(介護休暇用)、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更簿、代休日指定簿、育児休業承認請求書、養育状況変更届書、育児短時間勤務計画書、育児短時間勤務承認請求書、部分休業承認請求書、自家用自動車の通勤使用に関する届出書兼誓約書，時間外勤務、休暇等の労務管理を総合的に行うための情報システム） (2)その他 （市長が適当と認めるもの）	登別市議会	1	3	1	登別市議会会議規則 第2条（抜粋） 2　議員は、出産のため欠席するとき、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができます。（別記様式第1号）	2			1	1	1	1	1	1
1	231	恵庭市	1	恵庭市職員旧姓使用取扱要綱 第1条　この要綱は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるところによる。	恵庭市議会	1	2	1	恵庭市議会会議規則 第2条第2項　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2 条の2 議員報酬は、会議(定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び恵庭市議会会議規則(昭和48 年議会規則第2 号)別表に掲げる会議をいう。以下同じ。)に欠席する日から引き続き欠席する期間が3 月を超えるときは議員報酬月額の100 分の20 を、6 月を超えるときは議員報酬月額の100分の30 を、1 年を超えるときは議員報酬月額の100 分の50を減額する。ただし、次に掲げる事由により会議に欠席するときは、この限りでない。 (1) 恵庭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42 年条例第19 号)に規定する公務上の災害 (2) 災害その他の個人の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの	1	1	1	1	1	1
1	233	伊達市	2		北海道伊達市議会	2								1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	234	北広島市	2		北広島市議会	1	2	1	北広島市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条第2項 議会議員が引き続き1年を超えて会議及び委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に限る。以下この項及び次項において同じ。)に出席しないときは、引き続き1年を超えて会議及び委員会に出席しないこととなる日の属する月の翌月から、前項の議員報酬の額の100分の30を減額する。ただし、次に掲げる事由により会議及び委員会に出席できないときは、この限りでない。 (1)　北広島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成8年広島町条例第20号)に規定する公務上の災害 (2)　災害その他の個人の責によらない事故等の場合であって、議長が前号の公務上の災害に準ずると認めるもの	1	1	1	1	1	1
1	235	石狩市	1	石狩市議会会議規則 第3条　職員は、市長の承認を受けて、別表に掲げる事項において、旧姓を使用することができる。	石狩市議会	1	3	1	石狩市議会会議規則 第2条 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		石狩市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条　議長、副議長及び議員の議員報酬は、引き続き3月を超えて会議（定例会、臨時会、常任委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）に出席しないときは議員報酬月額の100分の20を、引き続き6月を超えて会議に出席しないときは議員報酬月額の100分の30を、引き続き1年を超えて会議に出席しないときは議員報酬月額の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる理由により会議に出席できないときは、この限りでない。 (1)　石狩市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例（平成8年条例第14号）に基づき認定された公務上の災害 (2)　災害その他の個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの 2　前項の規定は、引き続き3月、6月又は1年を超えて会議に出席しないこととなる日の属する月の翌月分の議員報酬から適用する。 3　第1項の規定により議員報酬月額を減額された者が会議に出席したときは、会議に出席した日の属する月の翌月分（会議に出席した日が月の初日である場合は、当該月分）から第2条第1項の議員報酬月額を支給する。	1	1	1	1	1	1
1	236	北斗市	1	北斗市職員旧姓使用取扱要綱 第1条　この要綱は、職員が在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	北斗市議会	1	3	1	北斗市議会会議規則　北斗市議会委員会条例 北斗市議会会議規則　第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 北斗市議会委員会条例　第16条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1		北斗市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第4条　議員等の議員報酬は、引き続き6月を超えて会議(定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に限る。以下同じ。)に出席しないときは議員報酬額の100分の30を、引き続き1年を超えて会議に出席しないときは議員報酬額の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる理由により会議に出席できないときは、この限りでない。 (1)　北海道町村議会議員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年北海道町村議会議員公務災害補償等組合条例第4号)に規定する公務上の災害 (2)　災害その他の個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの 2　前項の規定は、引き続き6月又は1年を超えて会議に出席しないこととなる日の属する月の翌月分の議員報酬から適用する。 3　第1項の規定により議員報酬を減額された者が会議に出席したときは、会議に出席した日の属する月の翌月分(会議に出席した日が月の初日である場合にあっては、当該月分)から第2条に定める議員報酬を支給する。	1	1	1	1	1	1
1	303	当別町	1	当別町職員旧姓使用取扱要綱 第1条　職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。	当別町議会	1	3	1	当別町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	304	新篠津村	1	新篠津村職員旧姓使用取扱要綱	新篠津村議会	1	4	2		2			2	2	2	2	2	
1	331	松前町	4		松前町議会	1	2	1	松前町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	332	福島町	2		福島町議会	1	2	1	福島町議会会議条例 第3条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出る。 （中略） 4　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する。	1		福島町議会会議員歳費・費用弁償等条例 第4条 3　福島町議会会議条例（平成21年福島町条例第12号）第3条第2項による届け出があったのち、帰町届、議会活動・議員活動ができる旨の届け出があるまでの期間が、次のいずれかに該当する場合は、歳費月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。 (1)　届け出た日から90日を超えたとき　100分の20 (2)　届け出た日から180日を超えたとき　100分の50 (3)　届け出た日から365日を超えたとき　100分の70 4　前項の規定による歳費の減額は、届け出た日から90日、180日、365日を経過する日の属する月の翌月からそれぞれ開始し、帰町届、議会活動・議員活動ができる旨の届け出があった場合においては、事実が生じた日の属する月の前月をもって終了する。 5　議会活動・議員活動のできない事由が公務災害等による療養のときは、前項の規定にかかわらず歳費月額の全額を支給する。	1	1	1	1	1	1
1	333	知内町	4			1	2	1	知内町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、妊娠、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	334	木古内町	2		木古内町議会	2								1	3	3	3	1	
1	337	七飯町	1	七飯町職員旧姓使用取扱要綱 （旧姓の使用） 第2条　職員は、この要綱の定めるところにより、文書等（次に掲げるものを除く。第8条において同じ。）に旧姓を使用することができる。 （1）税務署、北海道市町村職員共済組合、北海道市町村職員福祉協会、北海道市町村職員退職手当組合、地方公務員災害補償基金、日本年金機構、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 （2）人事給与システムに登録された情報に基づく文書（前号に該当するもの及び辞令書を除く。） （3）前2号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	七飯町議会	1	3	1	七飯町議会会議規則 第2条第1項　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 第2条第5項　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例 第4条第4項　議員活動ができない事由が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、全額を支給する。 （2）議員本人の出産のとき（七飯町議会会議規則第2条第5項の規定による届出があった期間に限る。）。	1	1	1	1	1	1
1	343	鹿部町	4		鹿部町議会	1	3	1	鹿部町議会規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	4	
1	345	森町	4		森町議会	1	3	1	森町議会会議規則（平成17年規則第155号）第2条第1項 「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」を届けなければならない。ただし議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		森町議会会議規則（平成17年規則第155号）第2条第2項 届出（以下「離席届出」という。）があったのち、帰町届又は議会活動及び議員活動ができる旨の届出（以下「帰席届出」という。）があるまでの期間が次のいずれかに該当する場合は、その期間の報酬月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。	1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7					
						議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12-1で 1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で 1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で 1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-1で 1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-5で 1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	346	八雲町	1	八雲町職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第1条　この要綱は、一般職の職員（以下「職員」という。）が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条　職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2　旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 第3条　旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書（様式第1号）に使用する旧姓が戸籍上根拠を有することを証する書類を添えて、所属長を経由して任命権者に届出なければならない。 2　任命権者は、前項の規定による届出を受理したときは、使用開始年月日を定め、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 第4条　旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）により、所属長を経由して任命権者に届出なければならない。 2　前項の規定による届出をした職員は、戸籍上の氏を改めた場合その他特段の理由があると任命権者が認める場合を除き、再び前条第1項の規定による届出をすることはできないものとする。 第5条　任命権者は、前2条の規定による届出の内容を旧姓使用職員名簿（様式第4号）に記載し、管理するものとする。 第6条　旧姓使用職員は、旧姓の使用にあたり、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2　旧姓使用職員は、所属の異動があったときは、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申出なければならない。 3　所属長は、旧姓使用職員の旧姓使用に関し、適切な運用及び公務の円滑な運営に努めなければならない。	八雲町議会	1	2	1	八雲町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	長期間の欠席による減額規定はあるが、出産については適用除外している		1	1	1	1	1	1
1	347	長万部町	2		長万部町議会	1	2	1	長万部町議会規則 第2条第3項	2			1	1	1	1	1	
1	361	江差町	4		江差町議会	1	2	1	江差町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	362	上ノ国町	3		上ノ国町議会	2							2	2	2	2	2	
1	363	厚沢部町	4		厚沢部町議会	1	2	1	厚沢部町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	364	乙部町	4		乙部町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	
1	367	奥尻町	2		奥尻町議会	1	2	1	奥尻町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7					
						議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12-1で 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-1で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-5で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議　会　名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	370	今金町	4		今金町議会	1	2	1	今金町議会会議規則第１章第２条第２項 第1章　総則 （欠席の届出） 第2条　議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から、当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	371	せたな町	4		せたな町議会	1	2	1	せたな町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定かかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	391	島牧村	2		島牧村議会	2							4	4	4	4	2	
1	392	寿都町	4		寿都町議会	1	2	1	寿都町議会規則第２条の２ 議員が出産のため出席ができないときは、出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過するまでの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	393	黒松内町	1	職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第1条　この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	黒松内町議会	1	2	1	黒松内町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		黒松内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 第2条　議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長　月額　266,000円 副議長　月額　214,000円 常任委員長　月額　193,000円 議会運営委員長　月額　193,000円 議員　月額　184,000円 2　議員報酬は、就職した月にあっては、その就職の日から日割りをもって計算した額、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れた日の属する月にあっては、その離職の日までの日割りをもって計算した額を支給する。ただし、死亡によるときは、その月の報酬の全額を支給する。 3　職務の異動により、報酬の額に変更を生ずる場合におけるその当月分の報酬は、その額が増加することになるときは、その事由が生じた日から当該増加差額月額をもって計算した額と、従前の月額との合計額とし、その額が減少することになるときは従前の月額による。 4　議会議員が自己都合、疾病その他の事由により、定例会、臨時会及び委員会並びに議長が認めた会議及び研修会等（以下「議会等」という。）を引き続いて長期間欠席したときは、その欠席の初日を起算日とし、後日の議会等に出席した日又は議長が本人からの届出を受け、正常な議員活動に専念できると判断した日のいずれか早い日の前日までの期間（以下「職務休止期間」という。）については、次の表に定める区分に応じた減額割合をもって、第１項に定める議員報酬を減額する。 職務休止期間□減額の割合 90日以上180日未満□00分の20 180日以上365日未満　□00分の30 365日以上□00分の50 5　前項の規定による議員報酬の減額は、職務休止期間が90日、180日又は365日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からそれぞれ開始し、職務休止期間の末日の属する月をもって終了する。 6　前2項の規定にかかわらず、議会等に長期間出席できない理由が次のいずれかに該当するときは、議員報酬を減額しないものとする。 (1)　北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等による療養 (2)　議会議員が町の要請により隣情活動した際の事故による療養 (3)　町長が招集する会議又は町の要請により各種行事等に参加した際の事故による療養 (4)　議長が招集する会議又は議長の要請あるいは議長が認めた会議及び行事等に参加した際の事故による療養 (5)　行政視察調査に参加した際の事故による療養 (6)　災害等において議員として災害対策業務等に従事した際の事故による療養 (7)　その他、議長が特に認めたもの 7　第2項及び第3項の規定により日割りを要するときは、その当月の歴日数を基礎として計算する。 8　議員報酬の支給については、黒松内町職員の給与に関する条例(昭和30年条例第30号)の規定を準用する。	1	1	1	1	1	
1	394	蘭越町	2		蘭越町議会	1	2	1	蘭越町議会会議規則 第2条第2項　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12-1で 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-1で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-5で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	395	ニセコ町	2			1	3	1	ニセコ町議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は，公務，傷病，出産，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない 2 前項の規定にかかわらず，議員が出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては，14週間)前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	4	
1	396	真狩村	4		真狩村議会	4							4	4	4	4	4	
1	397	留寿都村	1	留寿都村職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条　この訓令は、留寿都村の職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用する手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	留寿都村議会	1	2	1	留寿都村議会会議規則 第2条 第1項省略 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	398	喜茂別町	4		喜茂別町議会	1	2	1	喜茂別町議会会議規則 第2条第3項 　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	
1	399	京極町	2		京極町議会	1	2	1	京極町議会会議規則第２条 (欠席の届出) 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	400	倶知安町	4			1	2	1	倶知安町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	401	共和町	4			4							1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12-1で 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-1で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-5で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	402	岩内町	2		岩内町議会	1	2	1	岩内町議会会議規則 （欠席等の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のた め出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場 合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間 を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 3　議員は、閉会中においても、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を口頭又は書面 で議長に届け出なければならない。また、議員活動ができることとなったときも同様とする。	1		岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 （議員報酬の減額） 第2条の3　議員が、議員活動をできない期間が90日を超えたときは、第2条の規定にかかわらず議員報酬 を減額する。ただし、議員活動ができない事由が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでな い。 (1)　北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害による療養 (2)　議員が町から要請されて陳情活動した際の事故による療養 (3)　町長が招集する会議又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養 (4)　議長が招集する会議又は議長が要請あるいは認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 (5)　行政視察に参加した際の事故による療養 (6)　災害の折、議員として災害対策事務に従事した際の事故による療養 (7)　その他議長が特に認めたもの 2　議員活動ができない期間は、岩内町議会会議規則（昭和36年岩内町議会規則第2号）第2条第3項に規 定する届出を要する事由が生じた日の翌日を初日として算定するものとする。 3　議員報酬を減額する期間は、議員活動ができない期間が90日、180日を経過した日の属する月の翌月（そ の日が月の初日であるときはその月）から議員活動ができることとなった日の属する月（その日が月の初 日であるときはその月の前月）までとする。 4　前項の期間に減額する額は、次の表に定める議員活動ができない期間に応じた減額の割合を第2条に定 める議員報酬の月額に乗じて得た額とする。 議員活動ができない期間　　減額の割合 90日以上180日未満　　100分の20 180日以上　　100分の30	1	1	1	1	1	1
1	403	泊村	4		泊村議会	4						4	4	4	4	2	
1	404	神恵内村	2			2						4	4	4	4	2	
1	405	積丹町	2		積丹町議会	1	2	1	積丹町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	406	古平町	4		古平町議会	1	4	2		2			2	2	2	2	2	
1	407	仁木町	1	仁木町職員旧姓使用取扱要綱 第一条　この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「結婚等」という。）により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き婚姻等の前の氏（以下「旧姓」という。）を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。		仁木町議会	1	2	1	仁木町議会 第二条第二項　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第四条　議会議員が長期欠席期間を生じた場合の議員報酬は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬に、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。	1	1	1	1	1	1
1	408	余市町	1	余市町職員旧姓使用取扱要綱 第3条　職員は、旧姓を職場で呼称として使用することができる。	余市町議会	1	3	1	議会会議規制第2条第32項 議会会議規制第2条第32項	2			1	1	1	1	1	1
1	409	赤井川村	2			1	2	1	赤井川村議会会議規則 第2条第2項	2			1	1	1	1	1	
1	423	南幌町	4		南幌町議会	1	2	1	南幌町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条　議員の議員報酬 5　南幌町議会会議規則（平成14年議会規則第1号）第2条による届出があったのち、議会活動及び議員活動ができる旨の届出があるまでの期間が次のいずれかに該当する場合は、その期間の議員報酬月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。 (1)　欠席期間が90日以上180日未満　100分の25 (2)　欠席期間が180日以上270日未満　100分の50 (3)　欠席期間が270日以上　100分の75	1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	424	奈井江町	4		奈井江町議会	1	2	1	奈井江町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		奈井江町議会の議員報酬等の特例に関する条例 （議員報酬の減額） 第3条　議員が長期療養、長期不在その他の理由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例に定める議員報酬に、町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日まで（以下「欠席期間」という。）に応じて、議員報酬条例第1条の規定にかかわらず次の表に定める割合を乗じて得た額を議員報酬の月額から減額するものとする。 欠席期間 減額の割合 90日以上180日未満100分の20 180日以上270日未満100分の30 270日以上365日未満100分の40 365日以上100分の50 2　前項の規定は、欠席期間が90日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。）から町議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。）まで（以下「減額月」という。）適用する。ただし、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、この限りではない。 3　前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額月の初日から末日までを通じて同じ割合を減額しないときは、その議員報酬の額はその減額月の日数を基礎として日割りによって計算する。	1	1	1	1	1	
1	425	上砂川町	4		上砂川町議会	4							4	4	4	4	4	
1	427	由仁町	1	由仁町職員旧姓使用取扱要領 （趣旨） 第1条　この要領は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 （旧姓使用の申請） 第2条　職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用承認申請書（別記様式第1号）を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 （旧姓使用の承認） 第3条　町長は、前条の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2　町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書（別記様式第2号）により所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳（別記様式第3号）により整理するものとする。	由仁町議会	1	2	1	由仁町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	428	長沼町	1	長沼町職員旧姓使用取扱要領 （趣旨） 第1条　この要領は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 （旧姓使用の申請） 第2条　職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用承認申請書（別記様式第1号）を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 （旧姓使用の承認） 第3条　町長は、前条の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2　町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書（別記様式第2号）により所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳（別記様式第3号）により整理するものとする。 （承認の取消し） 第4条　町長は、前条第2項の承認を受けた職員（以下「旧姓使用職員」という。）の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2　町長は、旧姓の使用の承認を取り消すときは、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 （旧姓使用の中止） 第5条　旧姓使用職員が旧姓の使用を中止しようとするときは、あらかじめ旧姓使用中止届（別記様式第4号）を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2　旧姓使用を中止した職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 （他の任命権者から異動した場合の取扱い） 第6条　町長以外の任命権者から旧姓使用を承認された職員が転入し又は併任され、引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認通知書の写しを所属長を経由して町長に提出することにより旧姓使用の承認があったものとみなす。 （旧姓を使用できる文書等） 第7条　旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、別表第1に掲げるものとする。 2　旧姓を使用できない文書等は、おおむね別表第2のとおりとする。 （職員の責務） 第8条　旧姓使用職員は、前条第1項に定める文書等において統一して旧姓を使用するとともに、旧姓の使用に当たって、常に町民や他の職員などに誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 2　所属長は、所属職員の旧姓の使用に関して適切な運用が図られるように努めなければならない。 （その他） 第9条　この要領に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附　則 （施行期日） 1　この要領は、平成23年11月15日から施行する。 （経過措置） 2　この要領の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要領の施行の日から平成23年12月15日までに、第2条の旧姓使用承認申請書を所属長を経由して町長に提出することにより、旧姓の使用の承認を申請することができる。	長沼町議会	1	2	1	長沼町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	429	栗山町	2		北海道栗山町議会	1	3	1	栗山町議会会議規則 第1章第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。		問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。		問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	430	月形町	4			1	2	1	月形町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （宿所又は連絡所の届出）	2			1	1	1	1	1	1
1	431	浦臼町	4		浦臼町議会	1	2	1	浦臼町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	432	新十津川町	2		新十津川町議会	1	2	1	新十津川町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 第3条第6項 議会議員が自己都合、疾病その他の理由により、議員活動を引き続いて休止したときは、議員報酬の額に、当該休止期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額した議員報酬を支給する。 （1）3か月を超え6か月以下の期間　100分の20 （2）6か月を超え12か月以下の期間　100分の30 （3）12か月を超える期間　100分の50 第3条第7項 前項の規定による議員報酬の減額は、当該休止期間が3か月、6か月又は12か月を超える日の属する日の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からそれぞれ開始し、議員活動の休止の理由が消滅した日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終了する。 第3条第8項 議員活動の休止の理由が公務災害、町の要請による議員活動の際の事故等による負傷又は疾病であると認められる場合は、前2項の規定にかかわらず、その職に応じた議員報酬の全額を支給する。	4	4	4	4	4	
1	433	妹背牛町	4		妹背牛町議会	1	2	1	妹背牛町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	434	秩父別町	2		秩父別町議会	1	3	1	秩父別町議会会議規則 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	436	雨竜町	4		雨竜町議会	4						3	3	3	3	3	
1	437	北竜町	2		北竜町議会	1	2	2		2		1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7					
						議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－1で 1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－1で 1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－3で 1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－1で 1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－5で 1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	438	沼田町	2			1	2	1	沼田町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	452	鷹栖町	4		鷹栖町議会	1	2	1	鷹栖町議会会議規則 第2条1項及び2項	2			1	1	1	1	1	
1	453	東神楽町	1	東神楽町職員旧姓使用取扱要綱 第5条　旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、別記1に掲げるものとする。	東神楽町議会	1	2	1	東神楽町議会会議規則 第2条第2項　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		東神楽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 3　東神楽町議会会議規則（昭和62年議会規則第2号。以下「会議規則」という。）第2条の届出による、議員活動ができなくなった日から、議員活動ができることとなった日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）については、別表に定める区分に応じた減額の割合を、第1項に定める議員報酬の額から減額して支給するものとする。	1	1	1	1	1	1
1	454	当麻町	4		当麻町議会	1	2	1	当麻町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、閉会中においても、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届け出なければならない。また、議員活動ができることとなった時も同様とする。ただし、当該事由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。 (1)　北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等 (3)　議から要請されて陳情活動した際の事故による療養 (3)　町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養 (4)　議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長の認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 (5)　行政視察に参加し、その際の事故による療養 (6)　災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養 (7)　その他議長が特に認めたもの 3　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	455	比布町	4		比布町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	456	愛別町	1	愛別町職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条　職員（愛別町職員定数条例（昭和57年条例第7号）第1条に規定する一般職の職員をいう。以下同じ。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。 （旧姓使用の申請等） 第2条　職員は、旧姓を使用するときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用承認申請書（別記第1号様式）を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。 2　町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書（別記第2号様式）により当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳（別記第3号様式）により整理し、職員履歴票の事項欄に使用する旧姓及び旧姓使用開始年月日を記入しなければならない。 （旧姓使用の中止等） 第3条　第2条第2項の承認を受けた職員（以下「旧姓使用職員」という。）が旧姓の使用を中止しようとするときは、あらかじめ旧姓使用中止届（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。 2　町長は、旧姓使用職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 3　町長は、第1項の届の提出があったとき又は前項の取り消しがあったときは、職員履歴票の事項欄に旧姓使用中止（取り消し）年月日を記入しなければならない。 4　旧姓使用を中止した職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 （旧姓を使用できる文書等） 第4条　旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、おおむね別記1に掲げるものとする。 2　旧姓を使用できない文書等は、おおむね別記2に掲げるものとする。 （職員の責務） 第5条　旧姓使用職員は、前条第1項に定める文書等において統一して旧姓を使用するとともに、旧姓の使用に当たって、常に町民や他の職員などに誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 2　所属長は、所属職員の旧姓の使用に関して適切な運用が図られるように努めなければならない。 （その他） 第6条　この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附　則 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。 附　則（令和4年3月1日要綱第21号） この要綱は、公布の日から施行する。 別記1 名札 座席表 名刺 電話番号簿 職員名簿 事務分掌 起案書の記名・押印 メールアドレス 復命書 出勤簿 休暇等処理簿 職務専念義務免除願 営利企業等の従事制限許可申請書 育児休業承認請求書・育児短時間勤務承認請求書・部分休業承認請求書 外勤・短時間出張命令書 超過勤務命令 週休日の振替及び半日勤務時間割振変更簿 代休日指定簿 原稿執筆 研究論文 その他旧姓使用により職務遂行上又は事務処理上支障が生じるおそれがないと町長が認めるもの 別記2 1　職員の身分関係に係る文書等 任免関係書類（辞令、処分説明書、人事発令、履歴書、退職願など）、宣誓書、身分証明書など 2　戸籍の氏名と一致させる必要のある文書 給与・旅費・児童手当支給関係文書、共済・互助会関係書類、公務災害関係書類、現金出納員・物品出納員・現金取扱員・物品取扱員・資金前渡員などの氏名の表記、財務規則等に定める会計事務帳票及び証拠書類のうち請求行為に係るものなど 3　公権力の行使に係る文書 許認可、建築確認、営業許可、立入検査、徴税など法令に基づく行政処分に係る文書 4　法律上の関係を発生させる文書 契約書、協定書、入札関係書類、不服申立関係書類など	愛別町議会	1	3	1	愛別町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、閉会中においても、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届け出なければならない。また、議員活動ができることとなった時も同様とする。ただし、当該事由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。 (1)　北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等 (2)　議員が町から要請されて賠償活動した際の事故による療養 (3)　町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養 (4)　議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長の認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 (5)　行政視察に参加し、その際の事故による療養 (6)　災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養 (7)　その他議長が特に認めたもの 3　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7					
						議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12-1で 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-1で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-5で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	457	上川町	4		上川町議会	1	2	1	上川町議会会議規則 3　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	
1	458	東川町	2		東川町議会	1	2	1	東川町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	
1	459	美瑛町	1	美瑛町職員旧姓使用取扱要綱 第2条　職員は、旧姓を使用するときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用承認申請書（別記第1号様式）を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。	美瑛町議会	1	3	1	美瑛町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 （中略） 3　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 第3項　美瑛町議会会議規則（昭和62年美瑛町議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第2条第2項の届出による、議員活動ができなくなった日から議員活動ができることとなった日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）については、次の表に定める区分に応じた減額の割合を第2条に定める報酬の額から減額するものとする。 （表省略） 第4項　前項の規定による報酬の減額は、議員活動ができない期間が90日又は180日並びに365日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からそれぞれ開始し、議員活動ができることとなった場合においては、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終了する。	1	1	1	1	1	1
1	460	上富良野町	4		上富良野町議会	1	2	1	上富良野町議会会議規則 第2条 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届出を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	461	中富良野町	1	中富良野町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員（中富良野町職員定数条例（昭和40年条例第15条）第1条に規定する一般職の職員をいう。以下同じ。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。 第2条　職員は、旧姓を使用するときは、戸籍上の氏を改めた日から3箇月以内に、旧姓使用承認申請書（別記第1号様式）を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。 2　町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書（別記第2号様式）により当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳（別記第3号様式）により整理しなければならない。	中富良野町議会	1	2	1	中富良野町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	462	南富良野町	4			1	2	1	南富良野町議会会議規則 第2条第3項 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 3　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	2	
1	463	占冠村	4		占冠村議会	1	3	2		1		占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条第2項　占冠村議会会議規則第2条第2項の届け出による、議員活動ができなくなった日から議員活動ができることとなった日までの期間については、次の表に定める区分に応じた減額の割合を第2条に定める議員報酬から減額するものとする。	2	2	2	2	2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問１１－３及び４　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問１２－１ 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問１２－２ 問１２－１で１．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問１２－３ 問１２－１で１．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問１２－４ 問１２－３で１．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問１２－５ 問１２－１で１．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問１２－６ 問１２－５で１．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問１２－７ 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について１～４のいずれか一つに○をつけてください。 １．個別の各事由を明記した規定がある。 ２．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 ３．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 ４．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （２及び３の場合を除く。）					
			１．明記した規定があり、認めている。 ２．明記した規定はないが、運用上認めている。 ３．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 ４．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、１．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	１．明記した規定がある。 ２．明記した規定はないが、運用上認めている。 ３．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 ４．明記した規定がなく、過去に事例がない。	１．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 ２．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 ３．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 ４．期間の定めはない。	１．産前産後期間を明記した規定がある。 ２．産前産後期間を明記した規定はない。		１．あり ２．なし ３．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	464	和寒町	1	和寒町職員改姓の報告及び旧姓使用取扱要綱 （令和2年12月22日告示第43号） 改正 令和5年3月31日告示第11号 （趣旨） 第1条　この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた場合、改姓の報告及びその後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 （適用職員） 第2条　この要綱の規定は、一般職に属する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用される職員、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員を含む。）に適用する。 （旧姓使用の範囲） 第3条　旧姓を使用できる文書等の基準は、次に掲げるものとする。 （1）　職員名簿、名札等単に氏名が記載されたもの （2）　法令等に抵触するおそれがなく、専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、支障がないと認められるもの （3）　法令等に基づかない通知文等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの ２　公権力の行使に係るもので氏名を明らかにする必要のあるもの、職員の身分関係を規定するもの、職員の権利又は義務に係るもので特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの、その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのあるもの等については、旧姓を使用することはできない。 （改姓の報告） 第4条　職員は、婚姻等により戸籍上の氏を改めた場合は、改姓報告・旧姓使用等申出書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。 （旧姓使用の届出） 第5条　職員は、旧姓を使用するときは、改正報告・旧姓使用等申出書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。 （旧姓使用の中止） 第6条　旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、改正報告・旧姓使用等申出書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。 （旧姓使用者の責務） 第7条　旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、町民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 ２　所属課長は、所属職員の旧姓使用に当たり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 （補則） 第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附　則 この告示は、公布の日から施行する。 附　則（令和5年3月31日告示第11号） この告示は、令和5年4月1日から施行する。	和寒町議会	1	2	1	和寒町議会会議条例 （欠席等の届出） 第3条　議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により届け出ができない場合は、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出なければならない。 ２　議員は、病気又は事故等により7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を文書で議長に届け出なければならない。また、議員活動ができることとなったときも同様とする。ただし、当該事由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。 （1）北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等 （2）議員が町から要請されて陳情活動した際の事故による療養 （3）町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養 （4）議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長の認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 （5）行政視察に参加し、その際の事故による療養 （6）災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養 （7）その他議長が特に認めたもの ３　議員が出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	465	剣淵町	1	剣淵町職員旧姓使用取扱規程 第１条　この規定は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会等の確保を目指しつつ、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き改正前の氏（以下、「旧姓」という。）を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	剣淵町議会	1	2	1	剣淵町議会会議規則 第2条　2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	468	下川町	2			1	2	2		2			1	1	1	1	1	
1	469	美深町	2		美深町議会	2							4	4	4	4	4	
1	470	音威子府村	3			3							3	3	3	3	3	
1	471	中川町	4		中川町議会	1	2	1	中川町議会会議規則 第2条第2項 　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	472	幌加内町	4		幌加内町議会	4							4	4	4	4	2	
1	481	増毛町	4		増毛町議会	4							4	4	4	4	4	
1	482	小平町	4		小平町議会	1	2	1	小平町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	2	2
1	483	苫前町	4		苫前町議会	1	2	1	苫前町議会会議規則 第2条 ２　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	484	羽幌町	4		羽幌町議会	1	2	1	羽幌町議会会議規則 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	4	
1	485	初山別村	4			1	3	2		2			1	1	1	1	1	
1	486	遠別町	4		遠別町議会	1	2	1	遠別町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	487	天塩町	4		天塩町議会	4							4	4	4	4	4	
1	511	猿払村	4		猿払村議会	1	2	1	猿払村議会会議規則 （欠席等の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2　閉会中においても、議会外の用務のため長期（1ケ月以上）にわたり村を離れるとき、又は病気療養若しくは議員活動ができなくなったと認められる場合は、その旨を議長に届け出なければならない。なお、帰村したとき、また、議員活動ができると判断されるに至ったときも同様とする。 3　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	512	浜頓別町	4		浜頓別町議会	1	2	1	浜頓別町議会会議規則 第2条の2：前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条の4：浜頓別町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第2条第1項の規定による届出により継続して議員活動ができない期間が、次に該当する場合は、その間の議員報酬をそれぞれ減額するものとする。ただし、出産及び公務災害等による療養により欠席したときは、この限りでない。 （1）届け出た日から180日以降　100分の30 （2）届け出た日から365日以降　100分の50	1	1	1	1	1	1
1	513	中頓別町	2		中頓別町議会	1	2	1	中頓別町議会会議規則 第2条　第1項　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむ得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 第2項　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	514	枝幸町	1	枝幸町職員の旧姓使用に関する規程 （旧姓使用） 第3条　職員は、任命権者の承認を受けて、別表に掲げる事項において、旧姓を使用することができる。 別表（第3条関係） 事項　文書等の例 1　単に氏名又は呼称の表示を目的としているもの（1）行政機構図及びこれに類する文書等 （2）名札、名刺（ただし、公権力の行使に関する事務に従事する場合において、町が発行する身分証明書、徴税吏員証又はこれらに類するものを携帯する場合に使用する名札及び名刺を除く。） （3）町が実施する各種講演会及びこれに類する催しでの氏名の表示及び呼称 （4）公権力の行使に該当しない対外的に発する文書等で単に担当者の氏名及び連絡先等を明示するものとして使用する氏名 2　役場内部で使用される文書等（1）復命書に使用する氏名及び押印 （2）事務引継書に使用する氏名及び押印 （3）公用車使用申請書及び公共施設使用申込等に使用する氏名及び押印 （4）電子メールに使用する署名 （5）周知文等に使用する氏名 3　職員の身分及び権利義務に係る文書等で旧姓の使用による係争のおそれがないもの （1）年次有給休暇、特別休暇、病気休暇等に使用する氏名及び押印 （2）職務専念義務免除及び営利企業等従事許可願等の申請書に使用する氏名及び押印 （3）（2）及び（3）に係る許可書等 4　上記1の項から3の項に掲げるもの以外で任命権者が認めるもの	枝幸町議会	1	2	1	枝幸町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		枝幸町議会会議員の議員報酬等の特例に関する条例 （議員報酬の減額） 第3条　議員が自己都合、疾病その他の事由により、町議会の会議等を引き続き長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬月額に、町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間　　割合 3月を超え6月以下であるとき　100分の70 6月を超え12月以下であるとき　100分の50 12月を超えるとき　100分の30 2　前項の規定は、欠席期間が各規定日数を超える日の属する月（以下「減額月」という。）から、欠席期間に相当する期間、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。 3　前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、月の初日から末日までを同一の割合で減額して支給するとき以外の場合は、当該議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。	1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	516	豊富町	4		豊富町議会	1	4	2		2			4	4	4	2	2	
1	517	礼文町	4		礼文町議会	1	2	1	礼文町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	518	利尻町	1	利尻町職員旧姓使用取扱要綱 第1条　この要綱は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員。。以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によってその戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。	利尻町議会	1	2	1	利尻町議会会議規則 第2条　2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	1	1	1	1	
1	519	利尻富士町	4		利尻富士町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	
1	520	幌延町	2		幌延町議会	1	2	1	幌延町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	543	美幌町	4		美幌町議会	1	2	1	美幌町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第4条　議員が療養、長期不在その他の理由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に町議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出のあった日のいずれか早い日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間　　支給割合 90日以上180日未満　100分の70 180日以上365日未満　100分の60 365日以上　　100分の30 2　前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から欠席期間に相当する期間まで適用する。 3　前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、支給する月の初日から末日まで減額して支給するとき以外の場合は、当該議員報酬の額は、その減額月の日数を基礎として日割りによって計算する。	1	1	1	1	1	
1	544	津別町	1	津別町職員旧姓使用取扱要綱 第2条　職員は、町長の承認を受けて、法令に反するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓を使用することができる。	津別町議会	1	2	1	津別町議会　会議規則 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ※第2条2項	2			2	2	2	2	2	
1	545	斜里町	1	斜里町職員旧姓使用取り扱い要綱 (趣旨) 第1条　この要綱は、斜里町職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	斜里町議会	1	2	1	斜里町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多児妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬の減額) 第2条の2　議員が議会活動ができなくなった期間(療養及び長期不在)に応じて、次の表に定める割合を前条に定める議員報酬の額から減額するものとする。 議会活動ができない期間 減額の割合 90日以上180日未満 100分の30 180日以上365日未満 100分の40 365日以上 100分の50	1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	546	清里町	4		清里町議会	1	2	1	清里町議会会議規則 第2条2　議員は、出産する前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	547	小清水町	4		小清水町議会	1	4	2		2			2	2	2	2	2	
1	549	訓子府町	4		訓子府町議会	4							4	4	4	4	4	
1	550	置戸町	4		置戸町議会	1	2	1	置戸町議会会議規則 （欠席の届出）第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむをえない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあたっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	552	佐呂間町	4		佐呂間町議会	1	2	1	佐呂間町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎出産の場合にあっては14週間）前の日から当該出産日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	555	遠軽町	4		遠軽町議会	1	2	1	遠軽町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	559	湧別町	1	湧別町職員旧姓使用取扱規程 第2条　職員は、別表に掲げる事項において、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	湧別町議会	1	2	1	湧別町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		湧別町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第4条　議員が療養、長期不在その他の理由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に町議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出のあった日のいずれか早い日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 支給割合 90日以上180日未満 100分の70 180日以上365日未満 100分の60 365日以上 100分の30 2　前項の規定は、欠席期間が各規定日数を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から欠席期間に相当する期間まで適用する。 3　前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、支給する月の初日から末日まで減額して支給するとき以外の場合は、当該議員報酬の額は、その減額月の日数を基礎として日割りによって計算する。	1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	560	滝上町	4		滝上町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	
1	561	興部町	4			1	2	1	興部町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	562	西興部村	2		西興部村議会	1	2	1	西興部村議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	563	雄武町	4			1	2	1	雄武町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき又は定刻まで出席できないときは、当日の開議時間までに議長に届け出なければならない。 2　議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	564	大空町	4		大空町議会	1	2	1	大空町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		大空町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条　議員が長期療養、長期不在その他の理由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例に定める議員報酬に、町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日まで（以下「欠席期間」という。）に応じて、議員報酬条例第1条の規定にかかわらず次の表に定める割合を乗じて得た額を議員報酬の月額から減額するものとする。	1	1	1	1	1	1
1	571	豊浦町	2			1	4	2		2			4	4	4	4	4	
1	575	壮瞥町	4		壮瞥町議会	1	3	1	壮瞥町議会会議規則 （欠席等の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	
1	578	白老町	2		白老町議会	1	4	2		2			2	2	2	2	1	1
1	581	厚真町	2		厚真町議会	1	3	2		2			1	2	2	2	2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
					問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	584	洞爺湖町	1	洞爺湖町職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条　職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職員に属する職員をいう。以下同じ。）が婚姻その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。 （旧姓使用の申請等） 第2条　職員は、旧姓を使用するときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用承認申請書（別記様式第1号）を所属長を経由して町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。 2　町長は、前項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書（別記様式第2号）により所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳（別記様式第3号）により整理するものとする。 3　総務課長は、前項の通知があったときは、履歴書に使用する旧姓及び旧姓使用開始年月日を記入しなければならない。 （旧姓使用の中止等） 第3条　第2条第2項の承認を受けた職員（以下「旧姓使用職員」という。）が旧姓の使用を中止しようとするときは、あらかじめ旧姓使用中止届（別記様式第4号）を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2　町長は、旧姓使用職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 3　総務課長は、第1項の届出があったとき又は前項の取り消しがあったときは、履歴書に旧姓使用中止（取り消し）年月日を記入しなければならない。 4　旧姓使用を中止した職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 （他の任命権者から異動した場合の取扱い） 第4条　町長以外の任命権者から旧姓使用を承認された職員が転入し又は併任され、引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認通知書の写しを所属長を経由して総務課長に提出することにより旧姓使用の承認があったものとみなす。 （旧姓を使用できる文書等） 第5条　旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、別記1に掲げるものとする。 2　旧姓を使用できない文書等は、おおむね別記2のとおりとする。 （職員の責務） 第6条　旧姓使用職員は、前条第1項に定める文書等において統一して旧姓を使用するとともに、旧姓の使用に当たって、常に町民や他の職員などに誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 2　所属長は、所属職員の旧姓の使用に関して適切な運用が図られるように努めなければならない。 （その他） 第7条　この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。	洞爺湖町議会	1	2	1	洞爺湖町議会会議規則 （欠席等の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届け出なければならない。また、議員活動ができることとなったときも同様とする。 3　第1項の規定に関らず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	585	安平町	4		安平町議会	1	4	2		2			1	1	1	1	1	
1	586	むかわ町	2		むかわ町議会	1	2	1	むかわ町議会会議規則 （第2条第1項）議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに届け出なければならない。 （第2条第2項）前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （第2条第3項）議員は、閉会中においても、7日以上議員活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届け出なければならない。また、議員活動ができることになったときも同様とする。	1	むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 （第3条第2項）むかわ町議会会議規則（平成18年むかわ町議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第2条第3項の届出による議員活動ができなくなった日から議員活動ができることになった日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）については、次の表に定める減額の割合に応じた額を前条に定める議員報酬の額から減額するものとする。	1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	601	日高町	1	日高町職員旧姓使用取扱要項 (趣旨)第1条　この要綱は、町に勤務する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。(使用範囲)第2条　職員は、町長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を規定している文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上混乱が生じるおそれがある場合等を除き旧姓を使用することができる。2　旧姓を使用することができる文書等の範囲は、別表のとおりとする。(使用申請)	日高町議会	1	4	2		1		日高町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第5条　議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続いて長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬の額に、議員活動ができなくなった日から議員活動ができることになった日の前日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）に応じて、次の表に定める割合をそれぞれ乗じて得た額とする。 議員活動ができない期間 割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え270日以下であるとき 100分の70 270日を超え365日以下であるとき 100分の60 365日を超えるとき 100分の50 2　前項の規定は、議員活動ができない期間が90日、180日、270日又は365日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からそれぞれ開始し、議員活動ができることになった場合においては、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。 3　議員が、次に掲げる事由により会議等を長期間欠席した場合は、前2項の規定にかかわらず、その職に応じた議員報酬の全額を支給する。 (1)　公務災害 (2)　女性の議員の出産（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書を除く。）に規定する期間の範囲内に限る。） (3)　町の要請による議員活動の際の事故等公傷に起因する療養 （費用弁償）	4	4	4	4	4	
1	602	平取町	2		平取町議会	4							4	4	4	4	4	
1	604	新冠町	4		新冠町議会	1	2	1	新冠町議会会議規則 第2条第2項　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	607	浦河町	4			1	4	2		2			4	4	2	2	2	
1	608	様似町	4		様似町議会	1	2	1	様似町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき又は遅刻する場合においては、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあたつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。（宿所又は連絡所の届出）	1			報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する法律 第2条　報酬は、月額報酬及び日額報酬の2種とし、報酬額は、別表第1に定めるところによる。 2　議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が、定例及び臨時議会に引続き1箇年出席しないときは、1箇年以降出席するに至る間の議員報酬は、支給しない。 3　議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の欠席が公務災害による療養、その他これに準ずる理由によるときは、前項の規定にかかわらずその全額を支給する。	1	1	1	1	1	1
1	609	えりも町	4		えりも町議会	1	2	1	えりも町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	610	新ひだか町	2		新ひだか町議会	1	2	1	新ひだか町議会会議規則 第2条 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で 1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で 1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で 1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で 1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で 1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	631	音更町	1	音更町職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条　この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 （使用範囲） 第2条　職員は、町長の承認を受けて、次の文書等に旧姓を使用することができる。 (1)　名札及び名刺 (2)　職員名簿、配置図及び機構図 (3)　出勤簿及び休暇簿 (4)　出張命令簿及び復命書 (5)　諸手当申請書 (6)　起案文書 (7)　庁内LANの氏名の表記及びメールアドレスのアカウント (8)　人事評価シート (9)　その他内部文書等、法令に基づかない文書で町長が認めるもの 2　職員は、法令、条例等に基づき職員の身分関係を規定する文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することができない。 （使用申請） 第3条　旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(別記第1号様式)により所属長を経由して町長に申請しなければならない。 （使用承認） 第4条　町長は、前条の申請を受け、旧姓の使用の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(別記第2号様式)により、所属長を経て申請を行った職員に通知するものとする。 （中止の届出） 第5条　前条の規定により町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記第3号様式)により、所属長を経て町長に届け出なければならない。 （責務） 第6条　所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2　旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に町民、職員等に混乱が生じないように努めなければならない。 （委任） 第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 附　則 この要綱は、令和2年11月16日から施行する。 別記第1号様式(第3条関係)	音更町議会	1	3	1	音更町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	632	士幌町	1	職員急性使用取扱要綱	士幌町議会	1	2	1	士幌町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	
1	633	上士幌町	1	上士幌町職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条　この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 （旧姓を使用できる文書等） 第2条　旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、もっぱら職員間で使用している文書等又は軽易な文書等で職務遂行上若しくは事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものであって、別記1に掲げるものとする。 2　旧姓を使用できない文書等は、おおむね別記2に掲げるものとする。 （旧姓使用の申請等） 第3条　職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書（別記第1号様式）を、町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。 2　町長は、前項の旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（別記第2号様式）により、当該職員に通知するものとする。 （旧姓使用の中止等） 第4条　前条第2項の承認を受けた職員（以下「旧姓使用職員」という。）が、旧姓の使用を中止しようとするときは、あらかじめ旧姓使用中止届（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。 2　前項の届出を町長が受理したときは、当該旧姓使用承認は効力を失う。 3　町長は、旧姓使用職員の旧姓の使用が業務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、承認を取り消すことができる。 4　旧姓使用を中止した職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 （職員の責務） 第5条　旧姓使用職員は、第2条第1項に定める文書等において統一して旧姓を使用するとともに、旧姓の使用に当たって、常に町民や他の職員などに誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 2　所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 （その他） 第6条　この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。	上士幌町議会	1	2	1	上士幌町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、閉会中においても7日以上議会活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届けなければならない。また、議会活動ができることとなったときも同様とする。 3　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
						問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7							
						議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12-1で 1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で 1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で 1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-1で 1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-5で 1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	634	鹿追町	2		鹿追町議会	1	2	1	鹿追町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	635	新得町	2		新得町議会	1	2	1	町議会規則 第2条 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	636	清水町	1	清水町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は町長の承認を受けて、法律および条令等の規定に反するおそれがなく職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるときは旧姓を使用することができる。	清水町議会	1	2	1	清水町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため主席出来ないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊婦の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	637	芽室町	1	芽室町職員旧姓使用取扱要綱 第3条　職員は、町長の承認を受けて、法律及び条令等の規定に反する恐れのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて旧姓を使用することができる。2前項の町長の承認は、旧姓を使用することにおいて誤解や混乱が生じないようと客観的に判断できる場合に限り承認するものとする。	芽室町議会	1	3	2		1		芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例 第3条第3項　芽室町議会議会条例（平成24年条例第32号）第2条第2項の届け出日による議会活動ができなくなった日から議会活動ができることとなった日までの期間（以下「議会活動ができなくなった期間」という。）については、次の表に定める区分に応じた減額の割合を前条又は前2項に定める職員報酬の額から減額するものとする。第3条第4項　前項の規定による議員報酬の減額は、議会活動ができない日が月の初旬であるときは、その日の属する月からそれぞれ開始し、議会活動ができることとなった場合においては、その事実が生じた日の属する（その日が月の初旬であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。	2	2	2	2	2	
1	638	中札内村	1	中札内村職員旧姓使用取扱要綱 第2条　職員は、村長の承認を受けて、法律および条例等の規定に反するおそれがなく職務遂行上または事務処理上支障がないと認められるときは旧姓を使用することができる。	中札内村議会	1	2	1	中札内村議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 （議員報酬の減額） 第4条の2　議員が自己都合、疾病その他の事由により、定例会、臨時会及び委員会並びに議会が認めた会議及び研修会（以下「議会等」という。）を引き続いて長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた額に、議会等に出席できない期間に応じて、次の表に定める割合をそれぞれ乗じた額とする。 議会等に出席できない期間　　割合 180日を超え365日以下であるとき　100分の75 365日を超えるとき　100分の50 2　前項の規定は、議会等に出席できない期間が180日又は365日を経過する日の属する翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からそれぞれ開始し、議会等に出席ができることとなった場合においては、その日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）を持って終了する。 3　議会等に出席できない事由が、北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害及びその他議長が特に認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、その職に応じた議員報酬の全額を支給する。	1	1	1	1	1	1
1	639	更別村	2		更別村議会	1	2	1	更別村議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 （議員報酬の減額） 第4条　議員が自己都合、疾病その他の事由により、定例会、臨時会及び委員会並びに議会が認めた会議及び研修会等（以下「議会等」という。）を引き続いて長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬の額から、議会等に出席できない期間に応じて、次の表に定める割合をそれぞれ乗じて得た額を減額するものとする。 議会等に出席できない期間　割合 180日以上365日未満　100分の25 365日以上　100分の50 2　前項の規定は、議会等に出席できない期間が180日又は365日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からそれぞれ開始し、議会等に出席ができることになった場合においては、その日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終了する。	1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	641	大樹町	1	大樹町職員旧姓使用取扱要綱 第2条　職員は、町長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	大樹町議会	1	2	1	大樹町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 （議員報酬） 第2条 4　議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が、定例及び臨時議会・委員会に引続き1ケ年間出席しないときは、1ケ年以降出席するに至る間の議員報酬は、当該月の支給されるべき報酬額の100分の50を減額する。ただし、公務災害その他これに準ずる場合は除くものとする。	1	1	1	1	1	
1	642	広尾町	2		広尾町議会	1	2	1	広尾町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、閉会中においても7日以上議会活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届け出なければならない。また議会活動が出来ることとなったときも同様とする。 3　第1項の規定に関わらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	643	幕別町	1	幕別町職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条　この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も円滑な職務遂行を目的として、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 （適用職員） 第2条　この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 （旧姓を使用することができる文書等） 第3条　旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準に該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当する文書等については、使用を認めないものとする。 （旧姓使用の申請） 第4条　職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書（様式第1号）を、所属長を経て企画総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に提出しなければならない。	幕別町議会	1	2	1	幕別町議会会議規則 幕別町議会会議規則第2条第3項 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会活動ができないときは、出産予定の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、その旨をあらかじめ議長に提出しなければならない。	2			1	1	1	1	1	1
1	644	池田町	4		池田町議会	1	2	1	池田町議会会議規則 第2条 　3　前2項の規定にかかわらず、議員が出産のため議員活動ができないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届・長期不在届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	645	豊頃町	4		豊頃町	1	2	1	豊頃町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 （議員報酬の減額） 第3条　議員が自己都合、疾病その他の事由により、定例会、臨時会及び委員会並びに議会が認めた会議及び研修会（以下「議会等」という。）を引き続いて長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬の額に、議会等に出席できることになった日の前日までの議会等に出席ができない期間に応じて、次の表に定める割合をそれぞれ乗じた額とする。	1	1	1	1	1	1
1	646	本別町	4		本別町議会	1	2	1	本別町議会会議規則 第2条第2項：前項の規定にかかわらず、議員の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条の2第1項：本別町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第2条により議員としての活動ができない期間（引き続き180日以上の期間をいう。以下「議員活動ができない期間」という。）がある場合の議員報酬は、その職に応じた額に、次の表に掲げる割合を乗じて得た額を減額した額とする。 第2条の2第2項：前項の規定による議員報酬の減額は、議員活動ができない期間が180日又は365日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。 第2条の2第3項：議員活動ができない期間の生じた事由が、北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害及び出産並びにその他議長が特に認めた場合については、前2項の規定にかかわらず、その職に応じた議員報酬の全額を支給する。	1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
					問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12-1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12-1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12-3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12-1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12-5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	647	足寄町	1	足寄町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱をまねくおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	足寄町議会	1	2	1	足寄町議会総合条例 第23条第3項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	648	陸別町	4		陸別町議会	1	2	1	陸別町議会会議規則 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで	2			1	1	1	1	1	
1	649	浦幌町	1	浦幌町職員旧姓使用取扱要綱 全文	浦幌町議会	1	2	1	浦幌町議会会議規則 第2条 3　第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合であっては、14週間）前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届・長期不在届を提出することができる。	1		浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条　公務災害その他規則で定める事由以外の事由により議会活動ができない場合は、次の表に定める区分に応じて議員報酬の月額を減額するものとする。 議会活動ができない期間　減額の割合 180日以上365日未満　100分の25 365日以上　100分の50	1	1	1	1	1	
1	661	釧路町	1	釧路町職員の旧姓使用に関する規程 第1条　この訓令は、職員が、在職中に婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条　この訓令において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(臨時的に任用される職員及び非常勤職員会計年度任用職員を除く。)をいう。 (旧姓使用の範囲) 第3条　旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、次の各号に掲げるものとする。 (1)　単に氏名が記載されたもの (2)　専ら組織内部で使用される文書等で、業務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3)　職員の権利・義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、業務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4)　法律等に基づかない文書等、その他町長が認める簡易なもの 2　旧姓を使用できない文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1)　職員の身分に関するもの (2)　公権力の行使に当る行為に関するもの (3)　対外的に権利又は義務関係が生ずるもの (4)　職員の権利・義務に係る文書等のうち、業務遂行上又は事務処理上支障を生じさせるおそれのあるもの (5)　法律上の関係を発生させるもの 3　旧姓を使用する者は、旧姓を使用できる文書等には、原則として統一して旧姓を使用しなければならない。	釧路町議会	1	4	2		1		釧路町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 第4条の2　議員は、産休、病気などにより長期に議会活動ができない事由が生じたときは、議長にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該議員自らが届出することができないときは、当該議員の親族又は他の議員が届出することができる。 2　議員は、前項の届出を行つた後議員活動ができるようになつたときは、議長に対し、その旨を届け出しなければならない。 (始期の決定) 第4条の3　議長は、前条第1項の規定による届出があつたときは、速やかに議会運営委員会に諮つてこれを調査し、その結果当該議員が議員活動ができないと判断したときはその議員活動ができない期間の始期を決定しなければならない。 (議員報酬の減額) 第4条の4　前条の規定により決定をした議員活動ができない期間の始期から第4条の2第2項の規定による届出があつた日までの期間の議員報酬の支給については、次の各号に掲げる議員活動ができない期間の区分に応じ、第2条又は第3条の規定により支給する議員報酬の額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。ただし、議員活動ができないこととなつた原因が規則で定める公務災害等による場合は、この限りでない。 (1)　90日以上120日未満　100分の80 (2)　120日以上365日未満　100分の70 (3)　365日以上　100分の50 2　前項本文の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、月額議員報酬を30で除して得た額を基礎として日割りによつて計算する。	2	2	2	2	2	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12-1で 1. を選択した場合、取得する ことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-1で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-5で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
1	662	厚岸町	4		厚岸町議会	1	2	1	厚岸町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	663	浜中町	4		浜中町議会	1	4	1	浜中町議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき又は遅参しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定に係わらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	664	標茶町	2		標茶町議会	1	4	2		2					4	4	4	4	2	
1	665	弟子屈町	2		弟子屈町議会	2									2	2	2	2	2	
1	667	鶴居村	2		鶴居村議会	1	2	1	鶴居村議会会議規則 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定に関わらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	2	1	1	
1	668	白糠町	4			1	4	2		2					4	4	4	4	2	
1	691	別海町	2		別海町議会	1	2	1	別海町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合あっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
1	692	中標津町	4		中標津町議会	1	3	1	中標津町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	693	標津町	2		標津町議会	1	2	1	標津町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
1	694	羅臼町	4			1	2	1	羅臼町議会会議規則 （欠席の届出）第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

調査表４－５

市区町村別集計項目（市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

北海道

調査時点	議会関係は2025年7月1日（その他2025年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割		災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	問14			問15
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で 1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－16で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
						1．規定へハラスメント倫理規定等（防止）が関する	2．ハラスメント相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他 （不明等）					
			2	1	22						39	19	5	16			7					
			1	12	31	15	5	6			28	22	18	29			157		5,216	1,030	19.7%	4
			0	0	126						112	26	156	1			15					
			176	166										133								
1	100	札幌市	4	4	3						3		3	2			2		27	6	22.2	
1	202	函館市	4	4	3						1	3	3	2		特になし	2		36	4	11.1	
1	203	小樽市	4	4	2						2	2	3	2			2		39	0	0.0	
1	204	旭川市	4	2	1	1				議会基本条例 （ハラスメントの防止等） 第19条　議会及び議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び排除に努めるものとする。 2　ハラスメントの防止及び排除のために議員が果たすべき責務その他必要な事項は、別に定める。	1	1	3	2			1	旭川市地域防災計画 ■災害対策の事務分掌 特命部（第6特命班　女性活躍推進部） ・特命事項に関すること。 ・避難所の開設及び管理に関すること。	36	3	8.3	
1	205	室蘭市	4	4	2						1	1	3	1	室蘭市議会議員の通称等の使用取扱要綱 第2条　議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称又は婚姻等の前の戸籍の氏（以下これらを「通称等」という。）を使用することができる。 (1)履歴に関する届出書類 (2)辞職願 (3)報酬・費用弁償・その他支給に関する書類 (4)選挙徴収票の名義 (5)叙位及び叙勲の申請 (6)在職証明書等各種証明書 (7)市議会議員共済会に関する各種届出書 (8)その他の通称等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの		2		18	0	0.0	
1	206	釧路市	4	4	2						2	2	2	2			2		22	3	13.6	
1	207	帯広市	4	4	3						1	3	3	4			2		17	0	0.0	
1	208	北見市	4	4	3						1	1	3	4			2		25	2	8.0	
1	209	夕張市	4	4	3						1	1	3	2			3		156	34	21.8	
1	210	岩見沢市	4	4	2						1	1	3	4			1	地域防災計画 第2章　第2節　2　本部の所掌事務（2）各部及び各藩の任務分担業務表「男女共同参画の視点に配慮した被災者支援に関すること。」	15	0	0.0	
1	211	網走市	4	4	2						1	3	3	4			2		13	0	0.0	
1	212	留萌市	4	4	1	1				留萌市議会議員政治倫理要綱 第3条　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民の議会に対する信頼を失墜させるような、議員としての品位を著しく損なう行為を行わないこと。 (2) 自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしないこと。 (3) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (4) 市の職員又は市の関係団体の役員若しくは職員に対し、公正な職務の執行を妨げ、又はその地位による影響力を不正に行使する行為をしないこと。 (5) その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、市等の役職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えないこと。 (6) その地位を利用し、いかなる金品も授受しないこと。 (7) 公正を疑われるような公金の支出の請求をしないこと。 (8) 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。 (9) 議員の資金管理団体及び後援団体に、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせないこと。 (10) 暴力団その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）を利用し、若しくは暴力団等に利用され、又は暴力団等の活動に関与しないこと。 (11) その他議会内で申し合わせた事項を遵守しなければならない。	1	1	1	4		なし	2		9	0	0.0	
1	213	苫小牧市	4	4	1	1				苫小牧市議会政治倫理条例 第3条（8）地位を利用して、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。	1	1	3	2			1	苫小牧市地域防災計画　別冊　苫小牧市災害対策本部事務分掌 協働・男女平等参画室…秘書報道広聴部報道広聴班	22	2	9.1	
1	214	稚内市	4	4	3						3		3	1	稚内市議会議員旧姓使用取扱要綱 第3　議員は、議長の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる		2		11	2	18.2	
1	215	美唄市	4	4	3						1	3	3	4			2		15	2	13.3	
1	216	芦別市	4	4	3						3		3	2			2		9	0	0.0	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	問14			問15
			議員の利用するためのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－16で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止規定（ハラスメント倫理規定等）の策定等に関する	2．ハラスメント防止のための相談窓口を設置している	3．その他	その他内容												
1	217	江別市	4	4	1	1	2			江別市ハラスメント防止に関する指針 4 ハラスメントへの組織としての対応 （1）職員のハラスメントについての理解と意識啓発 ① 職員の理解 ・ハラスメントを未然に防止するためには、全ての職員がハラスメントの概念を理解し、どのようなことがハラスメントに該当するのか共通認識を醸成することが大切です。 ・このため、ハラスメント指針を全庁に周知するとともに、啓発ポスターなどを掲示して、江別市におけるハラスメントへの取り組みの理解を徹底します。 ② 職員への意識啓発 職員のハラスメントに関する理解を促進するための周知に加えて、ハラスメントに関する基本的な考え方や意識の定着を図るため、外部委託等による研修を実施します。 ③ チェックシートによるセルフチェックの実施 ハラスメントの防止を効果的に進めるために、チェックシートによるセルフチェックを行い、ハラスメントに対する職員の認識を深める機会をつくります。 （2）ハラスメント行為を受けた場合の相談・解決体制 ① 相談窓口 ・ハラスメントに関する内部の相談窓口は、次のように設置します。相談は、面談だけでなく、電話やメールでも受け付けています。 ・外部における相談窓口の情報を周知するなど、職員がより相談しやすい環境を整備します。 ・相談にあたり、相談者や関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、相談したことによって不利益な取扱いを受けないよう対応します。 ・相談記録は、事案に応じて「苦情相談処理簿」などに記録し、相談の情報の管理についても、秘密を保持し、厳重に管理します。 （内部相談窓口） 名称 内容 ①上司・同僚 職場の上司や同じ職場の同僚その他の同僚です。信頼できる方、相談しやすい方がいれば相談してみましょう。周りに困っているような職員がいたら、話を聞いたり、必要に応じて以下の相談窓口を案内してください。 ② 保健室 職員の健康管理を担当する保健師が、心身の健康に関する各種相談やアドバイスを行っています。保健室代表メール、電話、保健室での面談などでご相談ください。不在のことや別件で対応していることもありますので、事前にご連絡いただくとスムーズです。 ③ 総務部職員課 ハラスメントに限らず広く相談を受け付けています。相談者の同意のもと、相談者の所属長などと連携してハラスメント調査を行います。 ④ 市立病院事務局 管理課 市立病院の職員のハラスメント相談を受け付けています。 ⑤ 議会事務局 議員間及び議員と職員間のハラスメント相談を受け付けています。	1	3	3	3			2	19	0	0.0	
1	218	赤平市	4	4	2						1	3	2	4			2		14	1	7.1	
1	219	紋別市	4	4	3						3		3	4		特になし	2		15	0	0.0	
1	220	士別市	4	4	2						2	2	3	4			2		11	0	0.0	○
1	221	名寄市	4	4	3						3		3	4			2		19	2	10.5	
1	222	三笠市	4	4	2						2	2	3	4			2		12	0	0.0	
1	223	根室市	4	4	3						3		3	1	根室市議会議員の通称等の使用に関する取扱い規程 （使用の範囲） 第2条　議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称等を使用することができる。 （1）公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合　当該認定を受けた通称名 （2）婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合　変更前の氏 2　前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称等を使用することができない。 （1）履歴に関する届出書類 （2）辞職願 （3）議員報酬及び費用弁償等の支給に関する書類 （4）源泉徴収票の名義 （5）叙位及び叙勲の申請 （6）在職証明書等各種証明書 （7）市議会議員共済会に関する各種届出書類 （8）前各号に掲げるもののほか、通称等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがある場合又は社会通念上不適切と議長が判断するもの		2		15	0	0.0	
1	224	千歳市	4	4	3						3		3	1	千歳市議会議員旧姓使用取扱要綱 第1条　この要綱は、職員が、在職中に婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を職務上使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。		2		23	2	8.7	
1	225	滝川市	4	4	3						1	3	3	1	滝川市議会議員の通称名等の使用に関する要綱 第2条　議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当　該各号に定める通称等（以下「通称名等」という。）を使用することができる。 (1)公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合当該認定を受けた通称 (2)婚姻、養子縁組等の事由により戸籍上の氏に変更があった場合変更前の氏		1	滝川市地域防災計画 第1章（総則）第2節の4 　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。	21	1	4.8	
1	226	砂川市	4	4	3						3		3	2			2		14	1	7.1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11					問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	問14			問15
			議員の利用するにことのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で 1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。					問12－11で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－16で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント規定（ハラスメント倫理規定等）の防止が関する	2．ハラスメント相談口を設置している	3．その他	その他内容			1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他 （不明等）					
1	227	歌志内市	4	4	2							2	3	3	1	歌志内市議会議員旧姓使用取扱要綱 （承認） 第3条　議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる次項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 （1）履歴に関する届出書類 （2）身分に関する証明書類 （3）辞職願 （4）議員報酬、期末手当等の支給に関する書類 （5）源泉徴収票の名義 （6）叙位・叙勲の申請 （7）在職証明書等各種証明書 （8）その他、旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2		115	25	21.7	
1	228	深川市	4	4	3							3		3	2			2		12	0	0.0	
1	229	富良野市	4	4	3							1	3	3	4			2		33	1	3.0	
1	230	登別市	2	2	1	1					登別市議会議員政治倫理条例 （政治倫理基準）（抜粋） 第3条　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 （7）セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。	1	1	3	1	登別市議会議員旧姓使用取扱要綱 登別市議会議員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条この要綱は、登別市議会議員（以下「議員」という。）が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、議員活動において変更前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を使用する場合の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。 （承認） 第2条議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 （1）履歴に関する届出書類 （2）議員証明書 （3）辞職願 （4）報酬・費用弁償・その他支給に関する書類 （5）源泉徴収票の名義 （6）叙位・叙勲の申請 （7）在職証明書等各種証明書 （8）全国市議会議員互助会に関する各種届出書類 （9）その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの （承認の申請） 第3条議員は、前条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。 （承認の通知） 第4条議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、当該議員に通知するものとする。 （中止届） 第5条議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。 （責務） 第6条旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって、議員活動及びその関連する事務処理に混乱や誤解を生じさせないように努めなければならない。 附則 この要綱は、公布の日から施行する。 附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。		1	登別市地域防災計画 第1編第1章第5節9 関係機関名：のぼりべつ女性防災ネットワーク事務又は業務の大綱：女性の視点・男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に関すること。	26	1	3.8	
1	231	恵庭市	4	4	1	1		3			恵庭市議会ハラスメント根絶条例 ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、住民福祉及び議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。 よって、議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通して、ハラスメントの根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。 （目的） 第1条　この条例は、恵庭市議会議員（以下「議員」という。）間又は恵庭市職員（以下「職員」という。）と議員間におけるハラスメントの根絶のために必要な事項を定め、市民から信頼される市政及び議会の実現に資することを目的とする。 （定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）ハラスメント　パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びSOGI（ソジ）ハラスメント（性的指向や性自認に関して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力等の精神的又は肉体的な嫌がらせを行う行為をいう。）その他の個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為をいう。 （2）職員　恵庭市に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。 （適用範囲） 第3条　この条例は、議員間又は職員と議員間において生じたハラスメントの問題について適用する。 （議長の責務） 第4条　議長は、ハラスメントの抑止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、速やかに社会的信望があり、識見の高い者から指名選任した委員によるハラスメント問題に関する第三者委員会を設置し、当該事案の調査及び把握に努め、その解決に必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 2　議長は、ハラスメントの抑止及び根絶に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。 （公表等） 第5条　議長は、前条第1項の調査によりハラスメント行為があったと確認したときは、速やかに当該ハラスメントを行った者の氏名を公表し、是正措置を講じなければならない。 （議長の職務代行） 第6条　議長が第4条第1項の規定による調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象になったときは議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。 （議員の責務） 第7条　議員は、選挙で選ばれた市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントに関する行動指針を遵守し、ハラスメントの抑止及び根絶に努めるものとする。 2　議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、誠実な態度を持って事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。 3　議員は、ハラスメントに当たる行動を目撃したときは、当該行動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、目撃した内容を議長に報告しなければならない。 （プライバシーの保護） 第8条　議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 （研修等） 第9条　議長は、ハラスメントの根絶を図るために必要な研修等の実施に努めなければならない。 （委任） 第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附　則 この条例は、公布の日から施行する。	1	1	3	4			2		15	0	0.0	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	問14			問15
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で１．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で１．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－16で１．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
						１．規定（ハラスメント倫理規定等）がある	２．相談窓口を設置している	３．その他	その他内容								１．位置づけられた規定がある。 ２．位置づけられていない。 ３．その他 （不明等）					
1	233	伊達市	4	4	3						3		3	4			2		17	0	0.0	
1	234	北広島市	4	4	2						1	1	2	2			2		18	1	5.6	
1	235	石狩市	4	4	1	1	2			石狩市議会ハラスメント防止条例 第４条２　議長は、ハラスメントの相談及び申立窓口を議会事務局に置くものとする。	2	2	3	4			2		482	157	32.6	
1	236	北斗市	4	4	3						3		3	4			2		24	5	20.8	○
1	303	当別町	4	4	3						3		3	1	当別町議会議員旧姓使用取扱要綱 第１条　当別町議会議員（以下「議員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏（以下「旧姓」という。）を議員活動に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。		2		16	0	0.0	
1	304	新篠津村	4	4	3						3		3	4			2		10	0	0.0	
1	331	松前町	4	4	3						3		3	4			2		25	2	8.0	
1	332	福島町	4	4	3						3		3	4			2		5	1	20.0	
1	333	知内町	4	4	3						3		1	4			2		13	1	7.7	
1	334	木古内町	4	4	3						3		3	2			3		16	0	0.0	
1	337	七飯町	4	4	3						3		3	4			2		17	1	5.9	
1	343	鹿部町	4	4	3						3		3	4			2		14	1	7.1	
1	345	森町	4	4	3						3		3	4			2		22	1	4.5	
1	346	八雲町	4	4	3						3		3	4			2		25	2	8.0	○
1	347	長万部町	4	4	3						3		3	2			2		11	0	0.0	
1	361	江差町	4	4	1			3	研修用動画公開のURL及びIDﾊﾟｽﾜｰﾄﾞを議員に周知		1	1	3	1	江差町議会議員の通称名等の使用に関する規程 第１条 この規程は、江差町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名及び旧漢字を新漢字に改めた氏名(以下「通称名」という。)の使用、または議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	2	2		2	0	0.0	
1	362	上ノ国町	4	4	3						3		3	4			2		87	22	25.3	
1	363	厚沢部町	4	4	3						3		3	1	厚沢部町議員の通称名等の使用に関する規程 第1条　この規定は、厚沢部町議会議員（以下「議員」という。）が議会における通称名等の使用に係る手続きについて、必要な事項を定めるものとする。 第2条　議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 （1）公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合、当該認定を受けた通称名 （2）氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表（平成22年告示第2号）に掲げる通用字体（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。）又は戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94条）別表2に掲げる字体（以下合わせて「通用字体」という。）と異なる字体によって記載されているものがある場合、通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 （3）婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合、引き続き若しくわ一定期間経過後使用する、氏の変更前の氏		3		9	1	11.1	
1	364	乙部町	4	4	3						3		3	4			2		11	0	0.0	
1	367	奥尻町	4	4	3						3		3	4			2		100	21	21.0	
1	370	今金町	4	4	3						1	1	3	2			2		15	0	0.0	
1	371	せたな町	4	4	3						3		3	4			2		196	89	45.4	
1	391	島牧村	4	4	3						3		3	2			2		20	2	10.0	
1	392	寿都町	4	4	2						3		3	4			2		15	3	20.0	
1	393	黒松内町	4	4	3						3		3	4			2		71	19	26.8	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割		災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	問14			問15
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で１．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で１．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16で１．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
			1．行っている。 2．行っていない 3．行っておらず、今後、取り組む予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止規定（ハラスメント倫理規定等）に定めがある	2．ハラスメント防止相談窓口を設置している議員向け	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他 （不明等）					
1	394	蘭越町	4	4	3						3		3	4			2		31	1	3.2	
1	395	ニセコ町	4	4	2						1	3	3	4			3		28	2	7.1	
1	396	真狩村	4	4	3						3		3	4			2		4	1	25.0	
1	397	留寿都村	4	4	3						3		3	4			2		12	1	8.3	
1	398	喜茂別町	4	4	3						3		3	2			2		14	1	7.1	
1	399	京極町	4	4	3						1	3	3	2			2		8	1	12.5	
1	400	倶知安町	4	4	1	1				倶知安町議会ハラスメント防止条例 第1条　この条例は、全ての議員が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合い、議会及び議員としての役割を十分発揮するため、議員による議員の地位を利用した、町職員(以下「職員」という。)に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止し、根絶するための処置を講じ、全ての議員個人と職員としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで町政の効率的な運営に寄与することを目的とする。	1	2	2	4			2		19	2	10.5	
1	401	共和町	4	4	3						3		3	4			3		9	0	0.0	
1	402	岩内町	4	4	3						3		3	4			2		149	49	32.9	
1	403	泊村	4	4	3						3		3	4			2		15	2	13.3	
1	404	神恵内村	4	4	2						2	2	2	2			2		42	6	14.3	
1	405	積丹町	4	4	2						3		2	4			3		16	4	25.0	
1	406	古平町	4	4	1			3	現在、ハラスメント条例について審議中である。		2	2	2	4			2		14	2	14.3	
1	407	仁木町	4	4	3						3		3	4			3		15	1	6.7	
1	408	余市町	4	4	2						3		3	1	余市町議会議員の通称等の使用に関する規定 第2条　議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名を使用することができる。 （1）公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合当該認定を受けた通称名 （2）婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏に変更があった場合　変更前の氏		1	余市町地域防災計画 第8章第7節4項（資料）各対策班より	14	0	0.0	
1	409	赤井川村	4	4	3						3		3	4			2		15	1	6.7	
1	423	南幌町	4	4	2						2	2	2	4			2		102	28	27.5	
1	424	奈井江町	4	4	3						3		3	2			2		10	2	20.0	
1	425	上砂川町	4	4	3						3		3	4			2		9	2	22.2	
1	427	由仁町	4	4	3						3		3	4			2		11	3	27.3	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	問14			問15
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で 1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止のための規定（ハラスメント倫理規定等）を定めている	2．ハラスメント防止のための相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他 （不明等）					
1	428	長沼町	4	4	1	1				長沼町議会議員政治倫理条例 （目的） 第1条　この条例は、長沼町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関し、必要な事項を定めることにより、誠実かつ公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。 （議員の責務） 第2条　議員は、町民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、誠実かつ公正にその使命の達成に努めなければならない。 2　議員は、自他を問わず政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。 3　議員は、その地位及び言動が及ぼす影響の大きさを自覚し、町民又は町職員に対し、強制にわたることのないよう、自らの言動を律しなければならない。 （政治倫理基準） 第3条　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)　町民全体の代表者として、法令を遵守し、議員の品位及び名誉を損なうおそれのある行為並びにその職務に関し不正の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。 (2)　地位を利用して、公正を疑われるような金品の授受をしないこと。 (3)　町及び町が関係する団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。 (4)　企業、団体等から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。 (5)　地位又は権限を利用して、町職員の公正な職務執行を妨げるような働きかけをしないこと。 (6)　町職員の採用、昇格又は人事異動等に関し、不正に関与しないこと。 (7)　地位を利用して、町職員に対し物品等の購入その他各種契約の締結を強要しないこと。 (8)　地位を利用して、町民又は町職員に対しハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。 （審査の請求） 第4条　議員及び町職員は、議員が前条の政治倫理基準に違反している疑いがあるときは、議員にあっては議員2人以上の連署をもって、町職員にあっては副町長及び所属長の連署をもって、違反の疑いがあることを証する資料を添付して、議長に審査の請求をすることができる。 2　前項の審査の請求の内容が議長に関係するときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査の請求をするものとする。この場合において、次条、第8条及び第9条中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。 （審査会の設置等） 第5条　議長は、前条第1項の審査の請求があったときは、長沼町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 2　審査会は、委員6人以内をもって組織する。 3　委員は、議員のうちから議長が選任する。ただし、審査の対象となった議員（以下「対象議員」という。）及び前条第1項の審査の請求をした議員は、委員となることができない。 4　審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。 5　委員の任期は、当該事案の審査結果について議長へ報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、そのときまでとする。 6　委員は、審査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 7　委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。 8　前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。 （審査会の審査） 第6条　審査会は、政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。 2　審査会は、前項の審査を行うため、対象議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。 3　審査会は、対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。 4　審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意をもって公開しないことができる。 （対象議員の協力義務） 第7条　対象議員は、審査会の請求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して説明をしなければならない。 （議長への報告等） 第8条　審査会は、第5条第1項の規定による審査会が設置された日から60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。ただし、特別な理由があると議長が認める場合は、審査期間を延長することができる。 2　議長は、前項の審査結果の報告を受けたときは、対象議員及び審査の請求をした議員又は町職員に通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。 （必要な措置の実施） 第9条　議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。 2　前条第2項の規定は、前項の規定による措置を講じた場合について準用する。 （委任） 第10条　この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附　則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	1	3	3	4			2		21	2	9.5	
1	429	栗山町	4	4	1	1				栗山町議会議員政治倫理条例 第3条(8) 何人に対しても、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	2	3	3	4			2		162	59	36.4	
1	430	月形町	4	4	1	1				月形町ハラスメント防止条例 第7条　議員は、町民の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させ、勤務能率の発揮を妨げるものであることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。	1	1	3	4			2		11	1	9.1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	問14			問15
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で１．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で１．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16で１．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
						１．ハラスメント規定（ハラスメント倫理規定等）がある	２．ハラスメント防止等に関する相談窓口を設置している	３．その他	その他内容													
1	431	浦臼町	4	4	3						3		3	4			2		11	2	18.2	
1	432	新十津川町	4	2	2						2	2	2	4			2		3	0	0.0	
1	433	妹背牛町	4	4	3						3		3	4			2		13	0	0.0	
1	434	秩父別町	4	4	3						2	2	3	4			2		11	0	0.0	
1	436	雨竜町	4	4	3						3		3	4			2		10	1	10.0	
1	437	北竜町	4	4	3						3		3	4			2		21	0	0.0	
1	438	沼田町	4	4	3						3		3	4			2		12	2	16.7	
1	452	鷹栖町	4	4	3						3		3	4			2		6	2	33.3	
1	453	東神楽町	4	4	2						2	2	3	4			2		26	2	7.7	
1	454	当麻町	4	2	3						3		3	4		なし	1	災害対策本部の各部所掌事務 社会福祉施設の被害調査に関すること。 応急食料の供給及び炊き出しの実施に関すること。 救援（支援）物資の調達及び配布に関すること。 日赤救助活動の連絡調整に関すること。 当麻町社会福祉協議会（当麻町ボランティアの会）との連絡調整に関すること。 義援金品の受付及び配分に関すること。 被災者の生活保護に関すること。 要配慮者の被災調査及び生活支援に関すること。 被災相談（民生関係）に関すること。 その他特命事項に関すること。※ 医療施設の被害調査及び災害対策に関すること。 被災者の健康管理、感染症の予防に関すること。 救急薬品・衛生用品の確保に関すること。 住民の心身の健康状態と生活環境の把握に関すること。 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関すること。 救護所の設置及び管理に関すること。 医療機関との連絡調整に関すること。 医療、助産の薬品等の調達に関すること。 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関すること。 助産及び被災者の救護に関すること。 被災相談（保健関係）に関すること。	0	0	0.0	
1	455	比布町	4	2	3						3		3	4		とくになし	3		3	0	0.0	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドライン等を含む）における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	問14			問15
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で 1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント倫理規定（防止等）にが関する規定がある	2．ハラスメントを防止するための研修を議員向けに実施している	3．その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他 （不明等）					
1	456	愛別町	4	4	1	1				愛別町議会ハラスメント防止条例 町民から負託を受けた町議会議員及び町長並びに全ての町職員は、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体現するとともに、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければならない。ハラスメントは、他者に対して行われる極めて悪辣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」である。 また、ハラスメントは基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障をきたし、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。特に町職員に対するハラスメントは、議員と町職員という人間関係を背景とするため顕在化しにくい上に、不当に町職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的、精神的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、更には議員への町民の信頼を裏切ることになりかねない。愛別町議会は、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。 （目的） 第1条　この条例は、議員による議員の地位を利用した、町職員（以下「職員」という。）に対するハラスメント及び議会内における議員間のハラスメントを防止するための措置を講じ、全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで町政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。 第2条　この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。 （1）パワー・ハラスメント　職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境が害されるもをいう。ただし、客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導についてはパワー・ハラスメントには該当しない。 （2）セクシャル・ハラスメント　異性、同性を問わず、性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為若しくはその行為によりその者の勤務環境を害し、又は勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。 （3）マタニティ・ハラスメント　職場において、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動によりその者の勤務環境が害されることとなる行為をいう。 （4）その他のハラスメント　誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。 （議員の責務） 第3条　議員は、町民の代表者として、機能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを自覚認識し、議員間又は職員の人格を尊重してハラスメントをしてはならない。 2　議員は、議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 3　議員は、ハラスメントがあると疑われる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。 （研修等） 第4条　議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 （事実関係の把握等） 第5条　議長は、議員又は職員からハラスメントに関する苦情の申出があったときは、当該苦情に係る事実関係を把握し、その解決に努めるものとする。 2　議長は、その解決策を協議するため議長指名選任の審査委員会を設置開催するものとする。 3　審査委員会は、申出人の救済を第一として誠実にその解決に努めるものとし、当該苦情に係る事実関係を把握し、その解決策を協議すると共に、今後のハラスメントの防止策を講ずるものとする。 （措置等） 第6条　議長は、ハラスメントがあると疑われる行為を確認したときは、当該議員に対して指導、助言、注意又はその他必要な措置を講じなければならない。 2　議長は、審査委員会からの調査の結果を尊重し、当該議員に対して指導、助言、注意又は指名の公表などの必要な措置を講じなければならない。 （議長職務の代行） 第7条　議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。 （注意義務） 第8条　議員はハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 （委任） 第9条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附　則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 附　則（令和4年9月16日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。	1		2				14	2	14.3	
1	457	上川町	4	4	3						3		3	4			2		11	0	0.0	
1	458	東川町	4	4	3						3		3	2			2		22	2	9.1	
1	459	美瑛町	4	4	3						3		3	4			2		18	2	11.1	
1	460	上富良野町	4	4	3						3		3	4			2		15	2	13.3	
1	461	中富良野町	4	4	3						3		3	4			2		14	1	7.1	
1	462	南富良野町	4	4	2						2	3	2	4			2		10	1	10.0	
1	463	占冠村	4	4	3						1	1	2	4			2		10	2	20.0	
1	464	和寒町	4	4	1		2				1	1	3	4			2		10	0	0.0	
1	465	剣淵町	4	2	3						3		3	2			2		5	0	0.0	
1	468	下川町	4	4	3						3		3	4			2		60	25	41.7	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	問14		問15
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で 1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－16で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止規定（ハラスメント防止等規定）等の制定に関する	2．ハラスメント防止に関する相談窓口の設置	3．その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していないが又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他 （不明等）					
1	469	美深町	4	4	3						3		3	2			2		12	0	0.0	
1	470	音威子府村	4	4	3						3		3	4			2		12	1	8.3	
1	471	中川町	4	4	3						3		3	4			2		11	2	18.2	
1	472	幌加内町	4	4	3						3		3	4			2		18	3	16.7	
1	481	増毛町	4	4	3						3		3	4			3		110	22	20.0	
1	482	小平町	4	4	3						3		3	4			2		24	1	4.2	
1	483	苫前町	4	4	3						3		3	4			2		5	1	20.0	
1	484	羽幌町	4	4	3						3		3	4			2		4	0	0.0	
1	485	初山別村	4	4	3						3		3	4			2		10	1	10.0	
1	486	遠別町	4	4	2						2	3	3	4			2		60	5	8.3	
1	487	天塩町	4	4	3						3		3	4			2		99	35	35.4	
1	511	猿払村	4	4	3						3		3	4			2		15	0	0.0	
1	512	浜頓別町	4	4	3						3		3	4			2		88	37	42.0	
1	513	中頓別町	4	4	3						3		3	4			2		17	1	5.9	
1	514	枝幸町	4	4	3						2	3	3	4			2		26	3	11.5	
1	516	豊富町	4	4	3						3		3	2			2		16	1	6.3	
1	517	礼文町	4	4	3						3		3	4			2		0	0	0.0	
1	518	利尻町	4	4	3						3		3	4			2		18	1	5.6	
1	519	利尻富士町	4	4	3						3		3	4			2		22	1	4.5	
1	520	幌延町	4	4	3						3		3	4			2		79	29	36.7	
1	543	美幌町	4	4	1			3	内閣府発出の「政治分野におけるハラスメントの防止について」を全議員に周知		2	2	3	2			2		12	0	0.0	
1	544	津別町	4	4	3						3		3	4			3		12	2	16.7	
1	545	斜里町	4	4	3						3		3	4			2		7	1	14.3	
1	546	清里町	4	4	2						2	2	3	4			2		36	4	11.1	
1	547	小清水町	4	4	2						2	2	3	4			2		13	1	7.7	
1	549	訓子府町	4	2	2						2	3	2	4			2		19	0	0.0	
1	550	置戸町	4	4	3						3		3	4			2		5	1	20.0	
1	552	佐呂間町	4	4	3						3		3	4			2		168	66	39.3	
1	555	遠軽町	4	4	3						3		3	4			3		12	0	0.0	
1	559	湧別町	4	4	3						3		3	4			2		132	32	24.2	
1	560	滝上町	4	4	3						1	1	3	4		なし。	2		120	32	26.7	
1	561	興部町	4	4	3						3		3	4			2		25	5	20.0	
1	562	西興部村	4	4	2						2	2	2	4			2		60	16	26.7	
1	563	雄武町	4	4	3						3		3	1	雄武町議会議員旧姓使用取扱要綱 （目的） 第1条　この要綱は、雄武町議会議員（以下「議員」という。）が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、議員活動において変更前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を使用する場合の手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。		3		3	0	0.0	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	問14			問15
			議員の利用するにのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で 1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－16で 1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止のための規定（倫理規定等）の整備	2．ハラスメント防止のための相談窓口の設置	3．その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他 （不明等）					
1	564	大空町	4	4	1	1				大空町議会議員政治倫理要綱 第3条　議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準（以下「倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 （1）　町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 （2）　常に町民全体の代表者として、人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 （3）　町が行う許可、認可若しくは補助、又は工事等の請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。 （4）　町職員（会計年度任用職員を含む。）の採用に関して推薦、紹介をしないこと。 （5）　政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。 （6）　町から、委託又は補助等を受けている団体等の長になったときは、その団体を自己の利益のために利用しないこと。	3		3	4		女性模擬議会の開催	2		46	8	17.4	
1	571	豊浦町	4	4	3						3		3	2			2		2	1	50.0	
1	575	壮瞥町	4	4	3						3		3	4		特になし	2		12	0	0.0	
1	578	白老町	1	2	1	1				白老町議会議員の政治倫理に関する条例 （政治倫理基準等） 第5条　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)　町民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為をしないこと。 (2)　職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (3)　地位を利用して金品等の授受を行わないこと。 (4)　政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。 (5)　地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為を行わないこと。 (6)　町から活動又は運営に対する補助金等（白老町補助金等交付規則（平成7年規則第8号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を受けている事業者等の長に就任した場合は、当該事業者等を自己の利益のために利用しないこと。 (7)　町が締結する工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約、物品の購入契約及び賃貸借契約に不当に関与しないこと。 (8)　町職員（会計年度任用職員等を含む。以下同じ。）の採用、昇任、異動その他の人事に不当に関与しないこと。 (9)　町が行う許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び白老町行政手続条例（平成11年条例第3号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）に不当に関与しないこと。 (10)　町職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務の遂行を妨げ、又は妨げるような行為を行わないこと。 2　議員は、前項各号に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。	1	1	2	1	白老町議会議員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条　この要綱は、白老町議会議員（以下「議員」という。）が婚姻・養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を議員活動に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 （承認） 第2条　議員は、議長の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。		2		12	1	8.3	
1	581	厚真町	4	4	2						3		2	4			2		115	33	28.7	
1	584	洞爺湖町	4	4	3						2	3	3	4		なし	3		25	2	8.0	○
1	585	安平町	4	2	1	1	2			安平町職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱 （適用範囲） 第3条　この要綱は、安平町に勤務するすべての職員（以下「職員」という。）に適用する。	1	3	3	4			2		26	0	0.0	
1	586	むかわ町	4	4	3						3		3	2		特になし	2		38	8	21.1	
1	601	日高町	4	4	3						3		3	4			2		0	0	0.0	
1	602	平取町	4	4	3						3		3	4			2		22	1	4.5	
1	604	新冠町	4	4	3						1	3	3	4			2		15	0	0.0	
1	607	浦河町	4	4	3						3		3	4			2		11	5	45.5	
1	608	様似町	4	4	1			3	ハラスメントを含むコンプライアンスに関する冊子による啓発		1	3	3	4		特になし	2		13	0	0.0	
1	609	えりも町	4	4	3						3		3	4			3		14	0	0.0	
1	610	新ひだか町	4	4	3						3		3	4		特になし	2		6	0	0.0	
1	631	音更町	4	4	3						3		3	2			2		22	1	4.5	
1	632	士幌町	4	2	3						3		3	4			2		5	0	0.0	
1	633	上士幌町	4	4	3						3		3	4			2		15	1	6.7	
1	634	鹿追町	4	4	3						3		1	4			2		19	2	10.5	
1	635	新得町	4	4	3						1	1	3	4			2		20	0	0.0	
1	636	清水町	4	4	3						3		3	4			2		47	3	6.4	
1	637	芽室町	4	4	3						3		3	4			2		17	1	5.9	
1	638	中札内村	4	4	2						3		3	4			2		11	3	27.3	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	問14		問15
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で１．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で１．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関するハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	１２－１６で １．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	庁内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
						１．ハラスメント防止規定（ハラスメント等防止規定等）が関する	２．ハラスメント防止に関する相談窓口を設置している	３．その他	その他内容								１．位置づけられた規定がある。 ２．位置づけられていない。 ３．その他 （不明等）					
1	639	更別村	4	4	1		2				3		3	1	更別村議会議員の旧姓等の使用に関する規程 （使用の範囲） 第3条　議員は、議長の承認を受けたときは、旧姓等を使用することができるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。 （1）履歴に関する届出書類 （2）辞職願 （3）議員報酬、手当、費用弁償等の支給に関する書類 （4）源泉徴収票の名義 （5）叙位及び叙勲の申請 （6）在職証明書等各種証明書 （7）団体補償・団体医療等に関する各種届出書類 （8）前各号に掲げるもののほか、旧姓等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2		16	0	0.0	
1	641	大樹町	4	2	3						3		3	1	大樹町議会議員の通称名等の使用に関する規定 第2条　議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 （3）養子縁組等の事由により氏に変更があった場合、引き続き若しくは一定期間経過後使用する、氏の変更前の氏□		2		17	1	5.9	
1	642	広尾町	4	4	3						3		3	4			2		9	1	11.1	
1	643	幕別町	4	4	3						1	1	3	4			2		14	0	0.0	
1	644	池田町	4	4	3						3		3	4			2		27	1	3.7	
1	645	豊頃町	4	4	2						2	3	2	4			2		13	1	7.7	
1	646	本別町	4	4	2						1	2	3	4			2		17	1	5.9	
1	647	足寄町	1	1	3						1	3	3	4			2		16	0	0.0	
1	648	陸別町	4	4	3						3		3	4			3		13	0	0.0	
1	649	浦幌町	4	4	3						2	3	3	1	浦幌町議会議員の旧姓等の使用に関する規程 第3条　議員は、議長の承認を受けたときは、旧姓等を使用することができるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。		2		17	2	11.8	
1	661	釧路町	4	4	3						3		3	2			2		9	0	0.0	
1	662	厚岸町	4	4	2						2	3	3	4			2		23	1	4.3	
1	663	浜中町	4	2	1			3	町部局規定に準じて実施している		2	2	3	4			2		25	2	8.0	
1	664	標茶町	4	4	3						1	2	3	4			2		21	1	4.8	
1	665	弟子屈町	4	4	2						3		1	2			2		0	0	0.0	
1	667	鶴居村	4	4	3						2	2	2	4			2		18	1	5.6	
1	668	白糠町	4	4	3						3		3	4			2		7	1	14.3	
1	691	別海町	4	4	3						3		3	4			2		14	1	7.1	
1	692	中標津町	4	4	3						2	3	2	4			2		14	3	21.4	
1	693	標津町	4	4	2						1	2	1	4		議員の担い手研修において男女共同参画の項目を取り上げている。	2		17	1	5.9	
1	694	羅臼町	4	4	3						3		3	4			2		15	0	0.0	